

高崎市地域防災計画 資料編

2025年3月

高崎市防災会議

目 次

1	条例関係.....	1
1-1	高崎市防災会議に関する条例.....	1
1-2	高崎市防災会議運営規程.....	3
1-3	高崎市防災会議委員名簿.....	4
1-4	高崎市災害対策本部に関する条例.....	5
1-5	高崎市災害対策本部運営規程.....	6
1-6	高崎市災害対策本部活動要領.....	21
1-7	高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則.....	25
1-8	高崎市自主防災組織防災訓練経費補助金交付要綱.....	27
1-9	高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例.....	29
1-10	高崎市災害見舞金等支給規則.....	31
1-11	高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	32
1-12	高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	35
2	協定一覧.....	38
3	災害危険区域関係.....	49
3-1	災害危険区域に関する類似用語の説明.....	49
3-2	砂防指定地.....	50
3-3	地すべり防止区域（土木、環境森林部関係）.....	54
3-4	急傾斜地崩壊危険区域.....	55
3-5	雪崩危険箇所.....	57
3-6	土砂災害（特別）警戒区域指定状況.....	58
3-7	宅地造成工事規制区域図.....	73
3-8	重要水防区域.....	74
4	災害対策資料.....	80
4-1	防災関係機関.....	80
4-2	避難場所.....	85
1)	指定避難所.....	85
2)	広域避難場所.....	89
3)	車中避難場所.....	89
4)	福祉避難所.....	90
4-3	主要災害備蓄品等備蓄状況.....	93
4-4	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設.....	95
4-5	浸水想定区域内要配慮者利用施設.....	97
4-6	緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章.....	104
4-7	臨時ヘリポート適地.....	105
4-8	輸送拠点一覧.....	105
4-9	緊急輸送道路.....	106
4-10	高崎市関係河川上流部にあるダム一覧.....	109
4-11	ため池一覧.....	109

5	基準	112
5-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	112
5-2	被害認定基準	115
5-3	気象注意報・警報・特別警報の基準	117
1)	警報・注意報発表基準一覧表	117
2)	特別警報の発表基準	118
5-4	異常気象時の通行規制区間及び規制基準	119
6	様式	120
6-1	自衛隊災害派遣の様式	120
6-2	県報告様式	121
6-3	避難者名簿	124
6-4	災害救助法様式	125

1 条例関係

1-1 高崎市防災会議に関する条例

昭和 38 年 7 月 19 日
条 例 第 48 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、高崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 42 人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 群馬県知事の職員
 - (3) 群馬県警察の警察官
 - (4) 市長の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 高崎市・安中市消防組合高崎市等広域消防局長及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部消防長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (9) 市の区域内の公共的団体の役職員又は学識経験のある者
- 6 委員が前項第 1 号から第 4 号まで、第 8 号及び第 9 号に規定する委員にあつては、委嘱されたときの当該機関等の職を辞したとき、同項第 5 号から第 7 号までに規定する委員にあつてはその職を辞したときは、委員の職を辞したものとする。

(専門委員)

第 4 条 専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 地方行政機関の職員
 - (2) 群馬県の職員
 - (3) 市の職員
 - (4) 指定公共機関の職員
 - (5) 指定地方公共機関の職員
 - (6) 学識経験のある者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第6条 防災会議は、必要により部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1－2 高崎市防災会議運営規程

昭和 41 年 6 月 27 日
防災会議告示第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、高崎市防災会議に関する条例（昭和 38 年高崎市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、高崎市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務を代行すべき委員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、副市長の職にある委員とする。

(会 議)

第 3 条 会議は、年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長があたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専 決)

第 5 条 緊急その他やむを得ない理由により会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(幹事会)

第 6 条 会長は、必要の都度幹事会を招集し、事務を処理させることができる。

(庶 務)

第 7 条 会議の庶務は、総務部防災安全 1 課において行う。

(委 任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

1－3 高崎市防災会議委員名簿

No.	委員区分	役 職 名	所 在 地	電話番号
1	会 長	高崎市長	高松町 35-1	321-1111
2	第1号委員	関東地方整備局高崎河川国道事務所長	栄町 6-41	345-6044
3	第1号委員	関東農政局群馬県拠点地方参事官室総括農政推進官	前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181
4	第1号委員	関東森林管理局群馬森林管理署長	前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1203
5	第1号委員	群馬労働局高崎労働基準監督署長	東町 134-12	322-4661
6	第1号委員	陸上自衛隊第12後方支援隊長兼新町駐屯地司令	新町 1080	0274-42-1121
7	第2号委員	高崎安中振興局長	台町 4-3	322-4681
8	第2号委員	高崎土木事務所長	台町 4-3	322-4186
9	第3号委員	高崎警察署長	台町 4-3	328-0110
10	第3号委員	高崎北警察署長	箕郷町上芝 349-1	371-0110
11	第4号委員	副市長	高松町 35-1	321-1111
12	第4号委員	副市長	高松町 35-1	321-1111
13	第4号委員	上下水道事業管理者	高松町 35-1	321-1111
14	第4号委員	総務部長	高松町 35-1	321-1111
15	第4号委員	農政部長	高松町 35-1	321-1111
16	第4号委員	建設部長	高松町 35-1	321-1111
17	第4号委員	都市整備部長	高松町 35-1	321-1111
18	第4号委員	水道局長	高松町 35-1	321-1111
19	第4号委員	下水道局長	高松町 35-1	321-1111
20	第5号委員	高崎市教育委員会教育長	高松町 35-1	321-1111
21	第6号委員	高崎市消防団長	八千代町 1-13-10	324-2216
22	第7号委員	高崎市等広域消防局長	八千代町 1-13-10	322-2391
23	第7号委員	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防長	藤岡市藤岡 982	0274-22-2306
24	第8号委員	日本郵便(株)高崎郵便局長	高松町 5-6	322-5360
25	第8号委員	東日本旅客鉄道(株)高崎支社鉄道事業部 安全企画ユニットリーダー	栄町 6-26	320-7126
26	第8号委員	国立研究開発法人量子科学技術開発機構 量子ビーム科学研究部門高崎量子技術基盤研究所 管理部保安全管理課長	綿貫町 1233	346-9290
27	第8号委員	東日本電信電話株式会社群馬支店長	高松町 3	321-5660
28	第8号委員	日本通運(株)群馬支店次長	八島町 58-1 ウェストビル 5F	395-7010
29	第8号委員	東京電力パワーグリッド(株)高崎支社長	宮元町 1-2	377-8000
30	第8号委員	東京ガス(株)群馬支社長	東町 134-6	325-8826
31	第8号委員	長野県土地改良区理事長	請地町 13	322-2249
32	第8号委員	株式会社ラジオ高崎代表取締役社長	八島町 265	322-5555
33	第8号委員	高崎市医師会会長	高松町 5-28	323-3966
34	第9号委員	高崎市農業協同組合代表理事組合長	新保町 1482	352-5288
35	第9号委員	高崎商工会議所専務理事兼事務局長	問屋町 2-7-8	361-5171
36	第9号委員	高崎市市長会会長	高松町 35-1	321-1111
37	第9号委員	高崎市地区婦人会連合会会長	飯玉町 59-5	329-7118
38	第9号委員	高崎市女性防火クラブ会長	八千代町 1-13-10	324-2214
39	第9号委員	高崎市くらしの会会長	中居町 3-17-12	388-8124
40	第9号委員	高崎市婦人ボランティアの会会長	浜尻町 945-3	361-9233
41	第9号委員	連合群馬高崎地域協議会議長	山名町 918-9 2F	324-0555

1－4 高崎市災害対策本部に関する条例

昭和 38 年 7 月 19 日
条 例 第 49 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高崎市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 災害対策本部長は、市長とし、災害対策副本部長は、市長の指定する職員をもって充てる。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委 任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

1－5 高崎市災害対策本部運営規程

昭和 41 年 6 月 1 日
告 示 第 31 号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 高崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営等については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び高崎市災害対策本部に関する条例（昭和 38 年高崎市条例第 49 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 組 織

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

第3章 削 除

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 上下水道事業管理者
- (2) 教育長
- (3) 高崎市行政組織規則（平成 15 年高崎市規則第 25 号）第 6 条第 1 項に規定する部長、同条第 2 項に規定する担当部長及び同条第 3 項に規定する次長
- (4) 会計管理者
- (5) 水道局長及び下水道局長
- (6) 教育委員会事務局教育部長、公民館担当部長及び学校教育担当部長
- (7) 高崎市等広域消防局長
- (8) 高崎工業団地造成組合事務局長
- (9) 監査委員事務局長
- (10) 市議会事務局長
- (11) 高崎市支所組織規則（平成 18 年高崎市規則第 8 号）第 3 条に規定する支所長
(本部連絡員)

第5条 本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

- 2 連絡員は、本部員が指名する職員が当たる。
- 3 連絡員は、その者が所属する第 7 条に規定する部と本部との連絡に当たり、本部長の指示する事項の伝達など連絡活動を行うものとする。

(本部員会議)

第6条 本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

(部の組織)

第7条 本部に部及び班を置く。

- 2 前項の部及び班は別表第 1 のとおりとし、その長にはかつこ内の職にある者を、班員には当該班の長の所属職員をもって充てる。

第3章 所掌事務

(班の所掌事務)

第8条 前条の各班の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(副部長)

第9条 各部に副部長を置き、部長の指名する者をもって充てる。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(調査班の編成及び任務)

第10条 本部長は、必要と認める場合は、調査班を設け、被災地又は災害が予想される地域に派遣する。

2 調査班は、班長以下若干人をもって編成し、本部長が直接指揮する。

3 調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに急を要する場合は、その対策について適切な措置を講じるものとする。

4 班長及び班員は、本部長がその都度指名した職員をもって充てる。

(関係機関との連絡及び要請)

第11条 本部長は、災害の状況に応じ別表第3左欄に掲げる関係機関に対し、同表右欄に掲げる事項について連絡し、又は必要な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

第4章 動員

第12条 本部長は、本部を設置したときは、直ちに各部ごとに動員の規模を指定し状況の変化に応じて変更する。

2 前項の動員の規模の指定は、次の3段階に区分し、それぞれの配備基準は別に定める。

(1) 初動配備

(2) 警戒配備

(3) 非常配備

(要員の確保)

第13条 各部長は、部員のうちから動員の規模に応じる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 各部長は、非常招集に備えて職員住所録(様式第1号)を班ごとに作成し、その連絡系統を明らかにしておかなければならない。

3 各部長は、部内の班員を動員してなお要員に不足を生じた場合は、応援職員要請書(様式第2号)により本部長に協力班員の応援を要請するものとする。

第5章 災害報告

(災害報告)

第14条 災害が発生した場合は、各部長はそれぞれの所管に係る災害状況を総務部長を通じて本部長に報告しなければならない。

(報告の種類)

第15条 災害報告の種類は、次のとおりとする。

(1) 速報 把握できた災害状況を電話その他迅速な方法で報告するもの

(2) 確定報告 災害状況が確定したとき文書で報告するもの

(報告の様式)

第16条 災害報告の様式は、別に定める。

第6章 補則

(施行細目)

第17条 この規程に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

(本部を設置しない場合の災害の準用)

第18条 この規程は、本部を設置しない場合の災害に際しても市長が必要と認めたときは、これを準用する。

別表第1（第7条関係）

部	班
総務部（総務部長）	本部班（防災安全1課長、防災安全2課長）
	秘書班（秘書課長）
	企画調整班（企画調整課長）
	コンプライアンス班（コンプライアンス室次長）
	職員班（職員課長）
	情報政策班（情報政策課長）
	文化班（文化課長）
	スポーツ班（スポーツ課長）
	広報班（広報課長）
財務部（財務部長）	財政班（財政課長）
	管財班（管財課長）
	契約班（契約課長）
	技術監理班（技術監理課長）
	市民税班（市民税課長）
	資産税班（資産税課長）
	納税班（納税課長）
市民部（市民部長）	市民生活班（市民生活課長）
	人権男女共同参画班（人権男女共同参画課長）
	防犯・青少年班（防犯・青少年課長）
	地域交通班（地域交通課長）
	市民班（市民課長）
	保険年金班（保険年金課長）
福祉部（福祉部長）	社会福祉班（社会福祉課長）
	指導監査班（指導監査課長）
	障害福祉班（障害福祉課長）
	長寿社会班（長寿社会課長）
	介護保険班（介護保険課長）
子育て支援担当部（子育て支援担当部長）	こども家庭班（こども家庭課長）
	保育班（保育課長）
児童相談所担当部（児童相談所担当部長）	児童相談所準備班（児童相談所準備室長）
	こども救援センター班（こども救援センター所長）
	こども発達支援センター班（こども発達支援センター所長）
保健医療部（保健医療部長）	保健医療総務班（保健医療総務課長）
	保健予防班（保健予防課長）
	健康班（健康課長）
	生活衛生班（生活衛生課長）
	食肉衛生検査班（食肉衛生検査所長）
環境部（環境部長）	環境政策班（環境政策課長）
	一般廃棄物対策班（一般廃棄物対策課長）

	産業廃棄物対策班（産業廃棄物対策課長）
	環境施設整備班（環境施設整備室長）
	清掃管理班（清掃管理課長）
	高浜クリーンセンター班（高浜クリーンセンター所長）
	城南クリーンセンター班（城南クリーンセンター所長）
	吉井クリーンセンター班（吉井クリーンセンター所長）
商工観光部（商工観光部長）	産業政策班（産業政策課長）
	商工振興班（商工振興課長）
	観光班（観光課長）
農政部（農政部長）	農林班（農林課長）
	田園整備班（田園整備課長）
	農地班（農業委員会事務局長）
建設部（建設部長）	管理班（管理課長）
	土木班（土木課長）
	道路維持班（道路維持課長）
	建築住宅班（建築住宅課長）
	建築指導班（建築指導課長）
	開発指導班（開発指導課長）
都市整備部（都市整備部長）	都市計画班（都市計画課長）
	景観班（景観室長）
	産業・流通基盤整備班（産業・流通基盤整備室長）
	市街地整備班（市街地整備課長）
	区画整理班（区画整理課長）
	都市施設班（都市施設課長）
	公園緑地班（公園緑地課長）
会計部（会計管理者）	会計班（会計課長）
水道部（水道局長）	経営企画班（経営企画課長）
	料金班（料金課長）
	工務班（工務課長）
	浄水班（浄水課長）
下水道部（下水道局長）	総務班（総務課長）
	整備班（整備課長）
	維持管理班（維持管理課長）
	施設班（施設課長）
教育部（教育部長）	教育総務班（教育総務課長）
	社会教育班（社会教育課長）
	文化財保護班（文化財保護課長）
	図書館班（中央図書館次長）
公民館担当部（公民館担当部長）	公民館班（中央公民館長）
学校教育担当部（学校教育担当部長）	学校教育班（学校教育課長）
	教職員班（教職員課長）
	健康教育班（健康教育課長）
消防部（高崎市等広域消防局長）	消防班（高崎市等広域消防局次長）

高工団部（高崎工業団地造成組合事務局長）	高工団班（高崎工業団地造成組合事務局次長）
協力部（監査委員事務局長）	監査委員班（監査委員事務局次長）
	選挙管理委員班（選挙管理委員会事務局次長）
救援部（市議会事務局長）	議会庶務班（庶務課長）
	議事班（議事課長）
倉渕支所部（倉渕支所長）	倉渕総務班（地域振興課長）
	倉渕税務班（税務課長）
	倉渕市民福祉班（市民福祉課長）
	倉渕農林建設班（農林建設課長）
箕郷支所部（箕郷支所長）	箕郷総務班（地域振興課長）
	箕郷税務班（税務課長）
	箕郷市民福祉班（市民福祉課長）
	箕郷産業班（産業課長）
	箕郷建設班（建設課長）
群馬支所部（群馬支所長）	群馬総務班（地域振興課長）
	群馬税務班（税務課長）
	群馬市民福祉班（市民福祉課長）
	群馬産業班（産業課長）
	群馬建設班（建設課長）
新町支所部（新町支所長）	新町総務班（地域振興課長）
	新町税務班（税務課長）
	新町市民福祉班（市民福祉課長）
	新町建設班（建設課長）
榛名支所部（榛名支所長）	榛名総務班（地域振興課長）
	榛名税務班（税務課長）
	榛名市民福祉班（市民福祉課長）
	榛名産業観光班（産業観光課長）
	榛名建設班（建設課長）
吉井支所部（吉井支所長）	吉井総務班（地域振興課長）
	吉井税務班（税務課長）
	吉井市民福祉班（市民福祉課長）
	吉井産業班（産業課長）
	吉井建設班（建設課長）

別表第2（第8条関係）

部	班	所掌事務
総務部	本部班	(1) 災害対策の総括に関すること。 (2) 災害対策本部の開設、運営及び閉鎖に関すること。 (3) 本部員会議に関すること。 (4) 自衛隊等他機関との連絡に関すること。 (5) 各部の動員の規模の指定に関すること。 (6) 人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集に関すること。 (7) 市議会との連絡に関すること。 (8) 他の部との連絡調整に関すること。 (9) 防災協定締結都市との連絡に関すること。 (10) 他の部及び部内他班に属さない事項に関すること。 (11) 地震又は気象状況の監視に関すること。 (12) 警報、本部長指令等の伝達に関すること。 (13) 防災行政無線の通信統制に関すること。 (14) 避難指示等の発令に関すること。
	秘書班	(1) 本部長の秘書に関すること。 (2) 災害関係者の視察対応に関すること。
	企画調整班 コンプライアンス班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 市民からの通報等の受信に関すること。 (3) 各部及び各支所部の情報収集及び集約に関すること。 (4) 災害状況の記録に関すること。 (5) 本部班に係る事務の応援に関すること。
	職員班	(1) 職員の非常招集に関すること。 (2) 職員の動員調整に関すること。 (3) 職員の給食等に関すること。 (4) 他の自治体等の応援職員の受入れに関すること。
	情報政策班	(1) 情報機器の応急復旧に関すること。 (2) 情報通信環境の整備に関すること。 (3) 電子メール配信システムに関すること。
	文化班	(1) 文化施設の被害調査及び応急措置に関すること。 (2) 外国人の支援に関すること。 (3) 本部班に係る事務の応援に関すること。
	スポーツ班	(1) 社会体育施設の被害調査及び応急措置に関すること。 (2) 社会体育施設の避難所、ヘリポート等としての活用に関すること。
	広報班	(1) 災害広報・報道機関との連絡調整に関すること。 (2) ホームページに関すること。
財務部	財政班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 災害関係の予算に関すること。 (3) 災害関係の資金計画に関すること。 (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する事

		務の総括に関すること。 (5) 義援金の募集、受付及び配分計画に関すること。
	管財班	(1) 市有自動車の配車、運行計画及び緊急通行車両の届出に関すること。 (2) 市有自動車以外の車、燃料等の確保に関すること。 (3) 災害のために使用する電話その他諸施設（トイレ、電気、水道等をいう。）に関すること。 (4) 市有施設の被害調査に関すること。
	契約班、技術監理班	(1) 災害工事設計の審査に関すること。 (2) 応急工事及び資材の検査に関すること。 (3) 物品の購入に関すること。
	市民税班、納税班	(1) 避難誘導に関すること。 (2) 被災者の救出活動に関すること。 (3) 部長の命じる救護活動に関すること。
	資産税班	(1) 家屋被害認定調査及び罹災証明に関すること。
市民部	市民生活班、人権男女共同参画班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 災害相談窓口の開設及び運営に関すること。
	地域交通班、市民班、保険年金班、防犯・青少年班	(1) 行方不明者及び被災者の安否問合せに関すること。 (2) 遺体の収容安置及び埋火葬に関すること。 (3) 避難所の管理運営の統括に関すること。 (4) 部内の所管に係る業務の応援に関すること。 (5) 帰宅困難者対策に関すること。 (6) 公共交通機関に係る運行、災害情報に関すること。 (7) 地域の安全活動に関すること。 (8) 食料品の配給に関すること。
福祉部	社会福祉班、指導監査班、障害福祉班、長寿社会班、介護保険班	(1) 協力奉仕団体等との連絡調整に関すること。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給貸与に関すること。 (3) 被災者に対する生活福祉資金の貸付に関すること。 (4) 児童福祉施設及び母子・父子福祉施設以外の福祉施設の被害調査に関すること。 (5) 福祉避難所の設置及び運営に関すること。 (6) 要配慮者の支援に関すること。 (7) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援策に関すること。
子育て支援担当部	こども家庭班、保育班	(1) 応急保育に関すること。 (2) 児童福祉施設の被害状況の調査に関すること。 (3) 要配慮者の支援に関すること。 (4) 炊出しの実施に関すること。
児童相談所担当部	児童相談所準備班、こども救援センター班、こども発達支援センター班	(1) 母子・父子福祉施設の被害状況の調査に関すること。 (2) 要配慮者の支援に関すること。 (3) 炊出しの実施に関すること。
保健医療部	保健医療総務班、保	(1) 感染症予防に関すること。

	健予防班、健康班、生活衛生班、食肉衛生検査班	(2) 防疫薬品の備蓄及び機械器具の整備に関すること。 (3) 医療及び助産に関すること。 (4) 救護班の編成並びに救護所の開設及び運営に関すること。 (5) 巡回健康相談に関すること。 (6) 医療施設の被害調査に関すること。 (7) 危険物施設等の安全確保に関すること。 (8) 動物（ペット、放浪動物等をいう。）対策並びに動物救護本部に関すること。 (9) 被災地域の消毒に関すること。
環境部	環境政策班、一般廃棄物対策班、産業廃棄物対策班、環境施設整備班、清掃管理班、高浜クリーンセンター班、城南クリーンセンター班、吉井クリーンセンター班	(1) 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 (2) 廃棄物処理施設に関すること。 (3) 被災地域の清掃並びに災害廃棄物の収集及び処理に関すること。 (4) 仮設トイレの配置等の統括並びにし尿の収集及び処理に関すること。
商工観光部	産業政策班、商工振興班、観光班	(1) 物資輸送拠点の開設及び物資輸送拠点における救援物資等の受付、保管、仕分け等に関すること。 (2) 災害時における食品、生活必需品等の調達に関すること。 (3) 避難所等への食品、生活必需品等の輸送に関すること。 (4) 災害時の物価対策に関すること。 (5) 観光施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 (6) 被災商工業者の資金対策に関すること。 (7) 商工業者の被害状況の情報収集に関すること。
農政部	農林班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 被災農家等の営農対策に関すること。 (3) 食糧等の調達の協力及び炊出し支援に関すること。 (4) 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 (5) 農作物の被害予防対策に関すること。 (6) 被害農作物の技術指導に関すること。 (7) 病虫害の発生予防及び防除に関すること。 (8) 災害時における種苗、生産資材、肥料の対策に関すること。 (9) 農作物畜産関係の被害調査に関すること。 (10) 家畜の応急対策及び防疫に関すること。
	田園整備班、農地班	(1) 被害耕地の応急復旧対策に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関すること。 (3) 山地災害危険地区及びため池・農業用水路の氾濫等の対策に関すること。

建設部	管理班、土木班、道路維持班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 応急資材の確保、受入れ及び配分に関すること。 (3) 災害時の土木建設用車両及び機械の運用に関すること。 (4) 道路、橋梁、河川、水路等の危険予防、調査、障害物除去及び応急修理に関すること。 (5) 災害時における交通途絶箇所及び迂回路線の公示に関すること。 (6) 緊急輸送路の確保（パトロール、啓開等をいう。以下同じ。）に関すること。 (7) 土砂災害危険箇所の警戒に関すること。 (8) 水防活動の協力に関すること。 (9) その他土木に関すること。
	建築住宅班、建築指導班、開発指導班	(1) 被災住宅居住者の仮設住宅の入居審査及び公営住宅等へのあっせんに関すること。 (2) 応急仮設住宅の建築及び管理に関すること。 (3) 市営建築物の被害状況の調査報告及び応急修理に関すること。 (4) 災害対策のための建築業者との連絡調整に関すること。 (5) 建物及び宅地の応急危険度判定に関すること。 (6) 被災家屋の修理及び障害物除去の支援に関すること。 (7) 緊急輸送路の確保に関すること。
都市整備部	都市計画班、景観班、産業・流通基盤整備班、市街地整備班、区画整理班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 都市計画施設並びに市街地再開発事業地区内及び土地区画整理事業地区内の災害現場の応急処理及び復旧に関すること。 (3) 道路、橋梁、河川、水路等の危険予防、調査、障害物除去及び応急修理の協力に関すること。 (4) 緊急輸送路の確保の協力に関すること。
	都市施設班、公園緑地班	(1) 公園、緑地等の災害現場の応急処理及び復旧に関すること。 (2) 公園等の災害時利用（臨時ヘリポート、仮用地等としての利用をいう。）に関すること。
会計部	会計班	(1) 災害に関する経費その他金銭物品の出納保管に関すること。 (2) 義援金の保管に関すること。 (3) 物品の購入に関すること。
水道部	経営企画班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 上下水道事業の災害関係の予算に関すること。
	料金班	応急資材の確保、受入れ及び配分に関すること。
	工務班	(1) 水道施設の被害調査及び応急修理に関すること。 (2) 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。
	浄水班	水源及び浄水場施設の応急修理及び配水調整に関すること。
下水道部	総務班、整備班、維持管理班、施設班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 下水道施設の対策に関すること。

		(3) 市街地の排水対策に関すること。 (4) 雨水対策に関すること。 (5) マンホールトイレの配置に関すること。 (6) 下水処理施設及びポンプ場施設の応急対策に関すること。
教育部	教育総務班、文化財保護班	(1) 部内の総合調整に関すること。 (2) 収容施設の供与に関すること。 (3) 教育関係災害復旧、応急救助予算の要求に関すること。 (4) 教育施設及び文化財の被害調査及び応急措置に関すること。
	社会教育班、図書館班	(1) 災害時の活動に協力するPTA等の連絡調整に関すること。 (2) 社会教育施設の被害調査及び応急措置に関すること。 (3) 社会教育施設における避難所開設及び運営に関すること。
公民館担当部	公民館班	(1) 社会教育施設の被害調査及び応急措置に関すること。 (2) 社会教育施設における避難所開設及び運営に関すること。
学校教育担当部	学校教育班、教職員班、健康教育班	(1) 児童及び生徒の避難に関すること。 (2) 被災児童及び生徒に対する学用品の供与並びに応急教育に関すること。 (3) 学校教職員の災害対策のための確保及び動員に関すること。 (4) 学校施設における避難所の開設及び運営に関すること。 (5) 災害時における学校給食及び炊出しの支援に関すること。 (6) 被災教職員、児童及び生徒の健康管理（こころのケア等を含む。）に関すること。
消防部	消防班	(1) 損失補償に関する調査報告に関すること。 (2) 非常食その他必需品の補給に関すること。 (3) 緊急必要器材等の補給に関すること。 (4) 分団の指揮連絡に関すること。 (5) 部の経理に関すること。 (6) 各消防間の相互応援に関すること。 (7) 火災の被害、原因及び損害の調査並びに水害等の被害概況報告に関すること。 (8) 各災害現場の災害情報の接受に関すること。 (9) 水害及び火災の予防に関すること。 (10) 危険物の処理に関すること。 (11) 消防活動状況の連絡に関すること。 (12) 輸送車両の確保及び車両の配車に関すること。 (13) 水防用舟艇の確保及び配舟に関すること。 (14) 消防用機械器具の修理及び緊急調達に関すること。

		(15) 燃料等の配給及び緊急調達に関すること。 (16) その他消防関係機関との連絡に関すること。 (17) 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 (18) 警報の発令に関すること。 (19) 消防通信に関すること。 (20) 気象予警報等の収集伝達に関すること。 (21) 救急業務に関すること。 (22) 消防水利に関すること。 (23) 消防職、団員及び必要資材等の輸送に関すること。 (24) 災害における人命救助及び避難誘導並びに死体の捜索収容に関すること。 (25) 災害の警戒防ぎょ及びその訓練に関すること。
高工団部	高工団班	(1) 高崎工業団地造成組合所管区域における災害現場の応急処理及び復旧に関すること。 (2) 都市整備部各班に係る事務に対する協力に関すること。
協力部	監査委員班、選挙管理委員班	総務部本部班の事務に準じる。
救援部	議会庶務班、議事班	(1) 総務部本部班の事務に準じる。 (2) 災害関係者の視察対応の協力に関すること。
倉渕支所部、 箕郷支所部、 群馬支所部、 新町支所部、 榛名支所部、 吉井支所部	(倉渕、箕郷、群馬、 榛名、吉井) 各総務班	(1) 本部班との連絡調整に関すること。 (2) 各支所部内の総合調整に関すること。 (3) 現地災害対策本部に関すること。 (4) 支所管内の災害情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 支所における職員動員及び各課職員の参集状況に関すること。 (6) 教育部、学校教育担当部の事務に準じる（支所管内に限る。）。
	新町総務班	(1) 本部班との連絡調整に関すること。 (2) 支所部内の総合調整に関すること。 (3) 現地災害対策本部に関すること。 (4) 支所管内の災害情報の収集及び伝達に関すること。 (5) 支所における職員動員及び各課職員の参集状況に関すること。 (6) 商工観光部、農政部、教育部、学校教育担当部の事務に準じる。
	(倉渕、箕郷、群馬、 新町、榛名、吉井) 各税務班	救援部市民税班、資産税班、納税班の事務に準じる（各支所管内に限る。）。
	(倉渕、箕郷、群馬、 新町、榛名、吉井) 各市民福祉班	市民部、福祉部、こども福祉担当部、保健医療担当部の事務に準じる（各支所管内に限る。）。
	倉渕農林建設班	建設部、商工観光部、農政部の事務に準じる。
	(箕郷、群馬、吉井)	商工観光部及び農政部の事務に準じる（各支所管内に限

	各産業班、榛名産業 観光班	る。)
	(箕郷、群馬、新町、 榛名、吉井) 各建設 班	建設部の事務に準じる (各支所管内に限る。)
	(箕郷、群馬、新町、 榛名、吉井) 各建設 班	水道部及び下水道部の事務に準じる (各支所管内に限る。)

別表第3（第11条関係）

機関	連絡・要請事項
前橋地方気象台	気象資料及び気象予、警報の伝達に関すること。
高崎警察署、高崎北警察署	公安警備、警察通信及び交通応急対策に関すること。
関東農政局群馬県拠点	主要食糧の需給対策に関すること。
関東森林局群馬森林管理署	災害対策に必要な木材（国有林）の払下げに関すること。
高崎労働基準監督署及び藤岡労働基準監督署	工場、事業所における産業災害対策に関すること。
関東地方整備局高崎河川国道事務所	水防のための警報及び応急対策に関すること。
関東地方整備局利根川水系砂防事務所	浅間山噴火に関する緊急情報、応急対策及び管内烏川流域の砂防に関すること。
日本郵便（株）高崎郵便局	災害時における郵便業務の確保及び災害復旧資金融資等に関すること。
高崎土木事務所	河川、道路等の土木施設の保全並びに防災対策に関すること。
高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会	災害時の救急医療に関すること。
東日本旅客鉄道（株）高崎支社、上信電鉄株式会社	鉄道施設の防災対策及び災害時における緊急輸送対策に関すること。
東日本電信電話（株）群馬支店	電信及び電話施設の保全、災害非常通信の調整に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)高崎支社	電力施設の防災対策に関すること。
東京ガス（株）群馬支社	ガス施設の防災対策に関すること。
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子ビーム科学研究部門 高崎量子技術基盤研究所	放射線防護に要する専門家の派遣及び放射線防護器材の融通に関すること。
日本通運（株）群馬支店	被災者救助関係及び救助物資の輸送に関すること。
農業用排水施設の管理者	ため池、ダム及び水門の防災管理に関すること。
高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合	農業関係の被害調査等応急対策の協力及び被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。
高崎商工会議所、高崎市倉渕商工会、高崎市箕郷商工会、高崎市群馬商工会、高崎市新町商工会、高崎市榛名商工会、高崎市吉井商工会	商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力及び物価安定並びに救助用物資復旧資材の確保についての協力あっせんに関すること。
報道機関	警報及び災害情報、救助状況などの報道に関すること。
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	吉井地域における防災対策に関すること。

様式第1号（第13条関係）

職員住所録
職員名簿

整理番号	職名	氏名	住所	電話	摘要

様式第2号（第13条関係）

応援職員要請書

高崎市災害対策本部長

様

月 日

〇〇部長

期間	月 日～ 月 日 日間
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必要人員	男 人、女 人、計 人
集合日時・場所	
その他参考事項	

1－6 高崎市災害対策本部活動要領

昭和 41 年 6 月 1 日
庁 達 第 6 号

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、高崎市災害対策本部運営規程（昭和 41 年高崎市告示第 31 号。以下「規程」という。）第 17 条の規定に基づき、高崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の活動について必要な事項を定めるものとする。

(班の事務分掌等)

第 2 条 各部に属する班は、規程第 8 条に規定する事務を分掌する。

2 各班長は、班の分掌事務を処理するため必要な担当を設け、あらかじめ担当責任者及び担当者を指名しておくものとする。

(本部の開設及び閉鎖)

第 3 条 本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき、開設し、その基準については、別表第 1「高崎市災害対策本部設置基準」のとおりとする。

2 本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるとき閉鎖する。

(配備の基準、編成計画等)

第 4 条 本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な配備の体制を整える。

2 配備の種別、内容等の基準については、別表第 2「高崎市災害対策本部配備に関する一般的基準」のとおりとする。

3 各部長は、前項の一般的基準に基づき所管の各班ごとに配備編成計画をたて、これを班員に徹底するとともに、毎年本部長が指定した期日までに配備編成計画表を本部長に提出しなければならない。

4 各部長は、前項の規定により提出した配備編成計画表に変更が生じたときは、更新した配備編成計画表を速やかに本部長に提出するものとする。

(第 1 号配備下の活動)

第 5 条 第 1 号配備下における活動の要点は、次のとおりとする。

(1) 総務部長は、気象情報、通報等を収集し、本部長に報告するとともに必要に応じ、各部に連絡しなければならない。

(2) 消防部長は、雨量、水位、流量などに関する情報を収集し、異状な状況については、本部長に報告するものとする。

(3) 各部長は、必要に応じ関係班長を招集し、相互の情報を交換して客観情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

(4) 配備につく職員は、所属する部・班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(第 2 号配備下の活動)

第 6 条 第 2 号配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、所管業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。

(2) 総務部長は、各部長と相互の連絡を密にし、緊急措置については、本部長に報告する。

(3) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を配備につかせる。

イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

ウ 災害に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(4) 各部長は、配備の方法及び所要人員等については、第2号配備から速やかに第3号配備に切り替えられるよう体制を整備しておくものとする。

(第3号配備下の活動)

第7条 第3号配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告する。

(配備の開始又は解除)

第8条 各部における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(配備解除後の措置)

第9条 各部は、配備体制の解除後においても災害応急対策実施事項等について本部長に報告するものとする。

(本部長会議)

第10条 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員は、それぞれ所管事項に関し、会議に必要な資料を提出しなければならない。

3 本部員は、必要により班長、その他所要の職員を伴って会議に出席することができる。

4 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨申し出るものとする。

5 本部長は、必要と認めるときは、各関係機関を会議に出席させることができる。

第11条 削 除

(動 員)

第12条 職員の動員は、総務部職員班において作成する動員計画に基づくものとする。

(本部の場所)

第13条 本部は、災害の程度により災害対策本部室又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部には「高崎市災害対策本部」の標示をするものとする。

(被害状況報告の取扱い)

第14条 総務部長は、各部長から被害状況報告があった場合は、本部長に報告するものとする。

2 総務部長は、被害状況報告を検討のうえ、取りまとめて本部員会議に提出するものとする。

3 総務部長は、被害状況等を必要の都度報道関係機関に発表することができるものとする。

(協力機関との連絡)

第15条 各部長は、災害対策に関し、各協力機関の協力を必要とする場合は、その旨本部長に連絡するものとする。

2 本部長が協力機関の協力要請を決定したとき、総務部長は、直ちに協力機関に対し協力要請の手続きをとるものとする。

(記 録)

第16条 各部長は、各種指示事項及び報告等の受理又は伝達等に当っては、軽易な事項を除き記録し、これを保存しなければならない。

(標 識)

第17条 本部長、副本部長、部長及びその他の本部職員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合のほかは、別図の規格による腕章を帯用するものとする。

2 災害対策活動に使用する本部の自動車には、法令等において特別の定めがある場合のほか、別図の規格による標旗をつけるものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要に応じ指示するものとする。

別表第 1（第 3 条関係）

高崎市災害対策本部設置基準

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項に基づき、高崎市災害対策本部を設置することができる基準を次のとおり定める。

- 1 市内に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。
- 2 震度に関わらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき。
- 3 市内に風水害、雪害等による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき。
- 4 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する事態のとき。
- 5 その他市長が必要と認めたとき。

別表第 2（第 4 条関係）

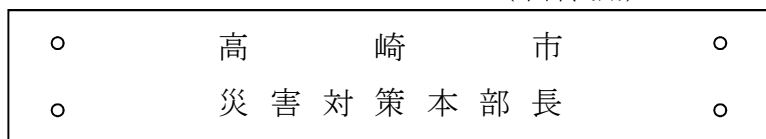
高崎市災害対策本部配備に関する一般的基準

種別		配備時期	配備内容
第一号 配 備 (初動体制)	風水害等	1 市内に小規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	特に関係ある部、班の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る態勢をとる。第 2 号配備に移行し得る体制とする。 (約 2 割の職員)
	地震災害	1 市域に震度 4 の地震が発生したとき(自主登庁)。 2 震度にかかわらず市内に小規模な災害が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	
第二号 配 備 (警戒体制)	風水害等	1 市内に局地的な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある部、班の所要人員で、情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第 3 号配備に直ちに切り替え得る体制とする。 (約 2 ～ 5 割の職員)
	地震災害	1 市域に震度 5 弱・5 強の地震が発生したとき(自主登庁)。 2 震度にかかわらず市内に局地的な災害が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	
第三号 配 備 (非常体制)	風水害等	1 市内の数箇所の地区で大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 2 その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して防災事務に従事する。(全職員)
	地震災害	1 市域に震度 6 弱以上の地震が発生したとき(自主登庁)。 2 震度にかかわらず市内の数箇所の地区で大規模な災害が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	

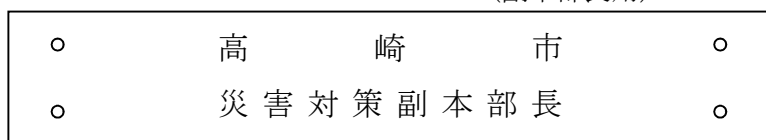
別図

(1) 腕章

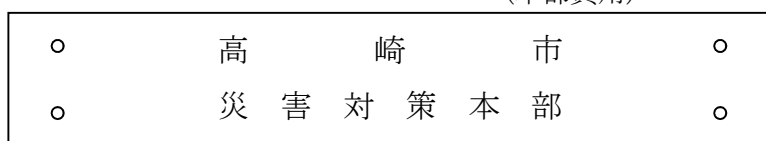
(本部長用)



(副本部長用)



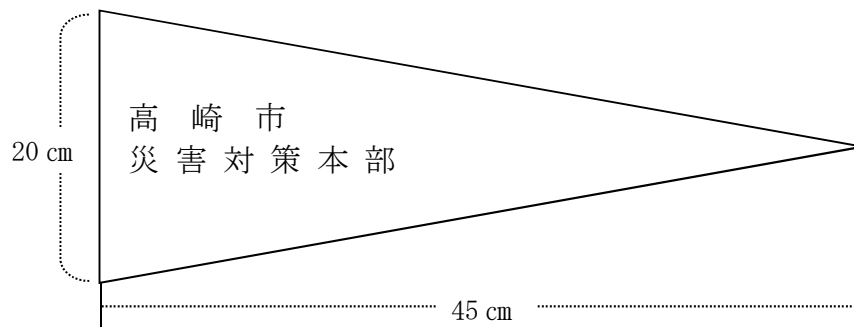
(本部員用)



備考

- 1 腕章の大きさは、長さ 38cm、幅 10cm とする。
- 2 文字の色彩は黒色とし、地の色彩は黄色とする。

(2) 標旗



備考 文字の色彩は黒色とし、地の色彩は黄色とする。

1－7 高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則

昭和56年3月31日

規則第21号

(趣 旨)

第1条 市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、同法第2条の2第2号に規定する自主防災組織の育成を推進するため、自主防災組織結成時に防災資機材を購入する自主防災組織に対し、補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）及びこの規則の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この規則による補助の対象となる自主防災組織は、原則として町内会単位にその住民を構成員として結成された自主防災組織（以下「自主防災会」という。）で市長に対し当該結成の届出があったものとする。

2 この規則による補助の対象となる防災資機材の種類及び例は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第2項に規定する補助の対象となる防災資機材の購入に係る費用に相当する額とし、200,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災会の長（以下「自主防災会会長」という。）は、自主防災組織用防災資機材購入補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受けた場合はこれを審査し、補助金の交付決定したときは、自主防災組織用防災資機材購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請の自主防災会会長に通知するものとする。

(補助事業完了実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた自主防災会会長は、防災資機材を購入したときは、速やかに自主防災組織用防災資機材購入完了実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補 則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

種類	例
避難・情報収集・伝達用	携帯用ラジオ、拡声器、懐中電灯、トランシーバー（免許申請等の費用を除く。）、簡易トイレ、タオル、マスク、軍手、ビニール手袋、のぼり旗・標旗
救出・救護用	のこぎり、バール、かけや、つるはし、スコップ、手斧・なた、ジャッキ、カラビナ、ロープ、ウインチ、ハンマー、ワイヤーカッター、チェーンソー、はしご、ヘルメット、ゴーグル、防煙・防塵マスク、皮手袋、多機能ナイフ、ボルトクリッパー、テント、担架、毛布、リヤカー、車椅子、救急セット、AED、ポリタンク
初期消火・水防用	消火器、消火用バケツ、救命ボート（法定備品を含む。）、救命胴衣、防水シート、シャベル、土のう袋（砂を含む。）、一輪車
給食給水用	炊飯装置、鍋、やかん、おたま、ガスボンベ、カセットコンロ、給水タンク、ろ過装置
その他	防災倉庫・物置、発電機、投光機、住宅用火災警報装置、家具等の転倒・落下防止対策器具、ブルーシート

様式第1号 ～ 第3号

（省略）

1－8 高崎市自主防災組織防災訓練経費補助金交付要綱

昭和61年8月26日
告 示 第 9 3 号

(趣 旨)

第1条 市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、同法第2条の2第2号に規定する自主防災組織の活動を助成するため、自主防災組織が防災訓練等を実施する場合に予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 この要綱による補助の対象は、高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則（昭和56年高崎市規則第21号）第2条第1項に規定する自主防災会（以下「自主防災会」という。）及び小学校区域を基本とした区域内の自主防災会で組織する自主防災会連合会（以下「連合会」という。）とする。

2 この要綱による補助の対象となる経費は、自主防災会及び連合会が防災訓練等を実施するために支出する別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第3条 自主防災会に対する補助金の額は、前条第2項に規定する経費に相当する額とし、100,000円を限度とする。

2 連合会に対する補助金の額は、前条第2項に規定する経費に相当する額とし、当該連合会を組織する各自主防災会が100,000円を限度として認める額を合算した額を限度とする。

3 第1項の規定による自主防災会に対する補助金の額及び前項の規定により当該自主防災会が認める額を合計した額は、100,000円を超えてはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災会の長又は連合会の長は、高崎市自主防災組織防災訓練等経費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、高崎市自主防災組織防災訓練等経費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の変更をするとき、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業を中止するときは、高崎市自主防災組織防災訓練等経費補助金交付決定変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により交付決定の変更をするときは、補助金等交付決定変更通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の完了後1か月以内に、高崎市自主防災組織防災訓練等経費補助事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(補助事業の実施前に補助金を交付する場合)

第8条 高崎市補助金等交付規則第7条第1項ただし書に規定する補助事業等の性質により市長が特に必要と認めるときは、連合会が補助事業を実施するときとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業の実施前に補助金を交付した場合において、既に交付した補助金の額が第7条の規定による実績報告における総事業費を超えるときは、市長は、当該補助金の交付を受けた者に

対し、当該超える額の返還を命じるものとする。

別表（第2条関係）

事業費	1 防災訓練に係る経費 2 防災意識の普及啓発に係る経費 3 外部講師の招聘に係る経費 4 地域防災マップ又は緊急時連絡網の作成及び印刷に係る経費 5 自主防災会のリーダー養成に係る経費
備蓄品購入費	飲料水、非常食等の備蓄品の購入経費
資機材購入費	高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則別表に掲げる資機材の購入経費
事務費	補助事業を実施するために必要な経費（補助金の額の1割以内とし、飲食店の利用やアルコールの提供を伴うものは除く。）
その他	上記のほか市長が認める経費

様式第1号 ～ 3号

（省略）

1－9 高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例

昭和57年9月24日
条 例 第 41 号

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この条例は、市内に発生した災害について、市が応急的に必要な救助をし、災害にかかった者の保護を図ること並びに災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例において、「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生ずる被害をいう。

第2章 災害救助

(救助の実施)

第3条 市は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であつて、次の各号に定める程度の災害が発生した場合に、救助を実施する。

- (1) おおむね20世帯以上の住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受けた場合
- (2) 前号の基準に達しないが、市長が特に必要があると認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(救助の種類)

第4条 救助の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 前2号に規定するもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 救助の程度、方法及び期間は、群馬県災害救助法施行細則（昭和35年群馬県規則第26号）別表第2に定める例により行うものとする。

2 市長が、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、救助の程度を増し、又は期間を延長することができる。

第3章 災害見舞金及び災害弔慰金の支給

(災害見舞金の支給)

第6条 市は、災害により、住家に被害を受けた者及び身体に負傷を受けた者に対し、災害見舞金を支給する。

2 災害見舞金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住家が全壊し、全焼し、又は流失した場合 当該住家に居住していた世帯1世帯につき50,000円以内
- (2) 住家が半壊し、半焼し、又は床上浸水した場合 当該住家に居住していた世帯1世帯につき30,000円以内
- (3) 身体に、1月以上の治療を要する負傷を受けた場合 当該負傷を受けた者1人につき25,000円以内

(災害弔慰金の支給)

第7条 市は、災害により、死亡した者に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害弔慰金の額は、当該死亡した者 1 人につき 50,000 円以内とする。

(支給の制限)

第 8 条 災害見舞金は、次の各号に掲げる場合は、支給しない。

- (1) 災害を受けた当時、被災者が本市の区域内に住所を有しなかった場合
- (2) 災害を受けた原因が、被災者の故意又は重大な過失によるものである場合

2 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合は、支給しない。

- (1) 前項各号に該当する場合
- (2) 高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年高崎市条例第 39 号）第 3 条の規定により、災害弔慰金の支給を受けた場合

(委 任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1－10 高崎市災害見舞金等支給規則

昭和 57 年 10 月 1 日
規 則 第 44 号

(趣 旨)

第1条 この規則は、高崎市災害救助及び災害見舞金等支給条例（昭和57年高崎市条例第41号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例第6条に規定する災害見舞金（以下「見舞金」という。）及び条例第7条に規定する災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第2条 見舞金は、被害の種類ごとに、次の区分により支給する。

(1) 住家が全壊し、全焼し、又は流出した場合

ア 2人以上の世帯 1世帯につき 50,000 円

イ 単身者の世帯 1世帯につき 25,000 円

(2) 住家が半壊し、半焼し、又は床上浸水した場合

ア 2人以上の世帯 1世帯につき 30,000 円

イ 単身者の世帯 1世帯につき 15,000 円

(3) 身体に、1月以上の治療を要する負傷を受けた場合

ア その者が世帯主である場合 1人につき 25,000 円

イ その者が世帯主以外の者である場合 1人につき 13,000 円

2 被害の認定については、災害の被害認定基準の統一について（平成13年6月28日府政防第518号）に掲げる被害認定統一基準の例によるものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、見舞金の額を減額することができる。

(弔慰金の支給)

第3条 弔慰金は、次の区分により支給する。

(1) 死亡した場合

ア その者が世帯主である場合 1人につき 50,000 円

イ その者が世帯主以外の者である場合 1人につき 25,000 円

2 弔慰金を支給する遺族の範囲は、高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年高崎市条例第39号）第4条の規定の例による。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、見舞金及び弔慰金の支給について必要な事項は、別に定める。

1-1-1 高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 28 日
条 例 第 39 号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害を生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）がいるときは、当該兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給する。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合には無利子とし、保証人を立てない場合には据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務（令第 9 条に規定する違約金に係るものを含む。）を負担するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1－12 高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 50 年 5 月 21 日
規 則 第 39 号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、高崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年高崎市条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調 査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（様式第5号）（保証人を立てる場合には、保証人が連署した災害援護資金借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合には、借受人及び保証人の印鑑登録証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申し出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除をした期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用証に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

様式第 1 号～第 16 号 （省略）

参考 1～2 （省略）

2 協定一覧

■国・県・自治体等との協定・覚書

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
1	災害時における相互 応援に関する協定	埼玉県川越市	昭和 60 年 8 月 3 日	食料・生活必需品・資器材・ 車両の提供、医療職・技術 職・技能職等の職員の派遣
2	災害時における相互 応援に関する協定	埼玉県越谷市	平成 7 年 10 月 19 日	食料・生活必需品・資器材・ 車両の提供、医療職・技術 職・技能職等の職員の派遣
3	災害時における相互 応援に関する協定	長野県佐久市	平成 7 年 12 月 7 日	食料・生活必需品・資器材・ 車両の提供、医療職・技術 職・技能職等の職員の派遣
4	災害時における相互 応援に関する協定	藤岡市、神流町、上野村	平成 8 年 10 月 1 日	食料・生活必需品・資器材・ 車両の提供、医療職・技術 職・技能職等の職員の派遣
5	北関東・新潟地域連 携軸推進協議会災害 時における相互応援 に関する要綱	新潟県新潟市、栃木県 佐野市、茨城県水戸市 など 19 市町村	平成 8 年 10 月 14 日	食料・飲料水・生活必需品・資 機材・医療品の提供、職員の派 遣、施設の提供・あっせん
6	上水道相互連絡管設 置に関する協定	前橋市	平成 9 年 11 月 26 日	配水連絡管の設置
7	群馬県防災航空隊支 援協定	群馬県	平成 18 年 3 月 27 日	群馬県防災ヘリコプターの 支援出動
8	災害時における相互 援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県 日光市、山梨県都留 市、千葉県鴨川市、群 馬県渋川市、茨城県か すみがうら市、茨城県 桜川市、新潟県田上 町、福島県白河市、山 形県最上町、新潟県妙 高市、群馬県沼田市、 山形県尾花沢市	平成 20 年 8 月 27 日	物資・器材の提供、職員の 派遣、被災者収容施設の提 供
9	災害時における避難 場所の相互利用に関 する覚書	藤岡市	平成 21 年 6 月 8 日	避難場所の相互利用
10	災害時の情報交換に 関する協定	国土交通省関東地方 整備局	平成 23 年 3 月 24 日	大規模災害時における情報 交換、情報連絡員（リエゾ ン）の受入れ
11	中核市災害相互応援 協定	中核市各市	平成 23 年 5 月 2 日	応急物資等の提供、職員の 派遣
12	災害時における相互 応援に関する協定	千葉県浦安市	平成 24 年 11 月 27 日	食料・生活必需品・資器材・ 車両の提供、医療職・技術 職・技能職等の職員の派遣
13	廃棄物と環境を考 える協議会加盟団体災 害時相互応援協定	北茨城市ほか 63 市町村	平成 25 年 7 月 12 日	応急物資及び資機材の提 供、応急及び復旧に必要な 職員の派遣
14	大規模災害時におけ る相互応援に関する 協定	東京都世田谷区	平成 26 年 2 月 3 日	食料・その他生活必需品・ 資機材・車両等の提供、被 災者施設提供

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
15	北関東中核都市連携 会議災害時相互支援 に関する協定	茨城県水戸市、栃木県 宇都宮市、群馬県前橋 市	平成 26 年 8 月 21 日	食料・その他生活必需品・ 資機材・車両等の提供、被 災者施設提供
16	危機発生時における相 互応援に関する協定	新潟県新潟市	平成 26 年 9 月 29 日	食料、その他生活必需品、 資機材、車両等の提供
17	大規模土砂災害時等 に備えた相互協力に 関する協定	国土交通省関東地方 整備局利根川水系砂 防事務所	平成 27 年 6 月 12 日	大規模土砂災害等に備えた 相互協力
18	下久保ダム放流警報設 備による災害情報等の 伝達に関する協定	独立行政法人水資源機 構下久保ダム管理所	平成 27 年 11 月 6 日	放流警報装置を利用した情 報伝達
19	災害時における相互応 援協定に関する協定	東京都東久留米市	平成 28 年 3 月 29 日	食料・生活必需品・資器材・ 車両の提供、医療職・技術 職・技能職等の職員の派遣
20	災害時における施設 の一時利用に関する 協定	群馬県	平成 29 年 2 月 1 日	避難場所としての施設の一 時利用
21	原子力災害における 水戸市民の県外広域 避難に関する協定	茨城県水戸市	平成 30 年 2 月 15 日	水戸市民の県外広域避難受 入れ
22	災害時等におけるG メッセ群馬の利用に 関する協定	群馬県、(株)コンベン ションリンケージ (Gメッセ運営共同 事業体)	令和 2 年 1 月 10 日	避難者、帰宅困難者の受入 れ及び備蓄物資の提供
23	原子力災害時におけ る牧之原市民の県外 広域避難に関する協 定	静岡県牧之原市	令和 7 年 3 月 17 日	牧之原市民の県外広域避難 受入れ

■企業・団体との協定・覚書

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
24	災害時における放送 要請に関する覚書	株式会社ラジオ高崎	平成 9 年 7 月 4 日	緊急放送
25	火災又は地震等の災 害時における消火用 水供給応援に関する 協定	高崎市等広域消防局、 群馬県中央生コンク リート協同組合	平成 11 年 4 月 1 日	消防水利の補水作業
26	災害時における電気 設備等の復旧の協力 に関する協定	高崎設備協会	平成 11 年 9 月 30 日	電気設備等の復旧
27	水道災害時における 応援に関する協定	高崎水道工事業協同 組合	平成 11 年 9 月 30 日	水道施設等の応急復旧、応 急給水
28	災害時における救援物 資提供に関する協定	コカ・コーラボトラー ズジャパン株式会社	平成 17 年 3 月 8 日	物資の提供、地域貢献型自 動販売機の機内在庫の提供
29	下水道災害時におけ る応急措置の協力に 関する協定	高崎下水道管路施設 管理業共同組合	平成 18 年 8 月 31 日	公共下水道施設等の調査そ の他応急対策

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
30	災害時における被災者に対する支援活動協力に関する協定	株式会社高崎高島屋、株式会社スズラン百貨店高崎店、高崎ターミナルビル株式会社、株式会社マイカル高崎ビブレ	平成 19 年 11 月 7 日	生活必需品の供給
31	災害時における被災者に対する支援活動協力に関する協定	イオンモール株式会社イオンモール高崎、株式会社マイカル東日本事業本部関越営業部高崎サティ	平成 19 年 11 月 7 日	応急物資の供給、店舗における被災者への避難場所・飲料水・トイレ・災害情報・食料等の提供
32	災害時における給水に関する協定	群栄化学工業株式会社、上州貨物自動車株式会社	平成 20 年 7 月 22 日	タンクローリーによる給水活動
33	災害時における霊柩自動車輸送等の協力に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会群馬県支部	平成 21 年 3 月 27 日	遺体の搬送、安置等に関する役務の提供及び物資・設備・施設の貸与
34	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 22 年 6 月 30 日	生活必需品、物資の提供
35	災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープぐんま	平成 23 年 3 月 4 日	応急物資の提供、店舗における被災者への避難場所、飲料水、トイレ、災害情報、食料等の提供
36	自然災害時における燃料等の供給協力に関する協定	群馬県石油協同組合高崎支部	平成 23 年 11 月 25 日	燃料等の供給
37	災害時における救援物資供給に関する協定	株式会社環境システムズ	平成 24 年 7 月 2 日	トイレットロールの供給
38	災害発生時における電気設備等の復旧の協力に関する協定	高崎電気工事協同組合	平成 25 年 8 月 1 日	災害時電気設備等の復旧工事
39	災害時における応急対策物資供給等に関する協定	高崎安全施設業協会	平成 25 年 8 月 1 日	災害時における応急対策物資等の供給
40	災害時における LP ガス等供給協力に関する協定	一般社団法人群馬県 LP ガス協会高崎支部	平成 25 年 11 月 25 日	災害時における LP ガス等供給協力
41	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道株式会社	平成 25 年 12 月 2 日	帰宅困難者への支援
42	災害に関する情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 26 年 3 月 10 日	キャッシュサイト、災害にかかる避難所等の情報発信
43	災害時における飲料水等の供給に関する協定	株式会社伊藤園	平成 26 年 5 月 1 日	飲料水の供給
44	災害時における車両の提供に関する協定	株式会社トヨタレンタリース群馬	平成 26 年 8 月 20 日	応急対策の実施に必要な車両のリースによる提供
45	緊急速報発信ツール等の活用に関する協定	東京ガスネットワーク株式会社群馬支社	平成 26 年 9 月 25 日	都市ガス設備の故障等発生時における情報提供
46	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	群馬県トラック協会高崎支部	平成 27 年 7 月 28 日	物資等の緊急輸送

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
47	災害時における測量、設計等の業務に関する協定	高崎測量設計業協同組合	平成 27 年 10 月 13 日	災害時における測量、設計等の業務
48	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム埼玉・東日本群馬局	平成 28 年 3 月 1 日	J : COM チャンネルを通じた災害情報提供
49	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	平成 28 年 3 月 10 日	生活物資の供給協力
50	災害時における物資の供給に関する協定	マタイ紙工株式会社	平成 28 年 4 月 1 日	ダンボール製品の提供
51	災害時等における車両の牽引等に関する協定	N P O 法人全日本レッカー協会	平成 28 年 4 月 1 日	車両の牽引等
52	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ビバホームスーパービバホーム高崎店	平成 28 年 4 月 1 日	生活必需品、物資の提供
53	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社赤ちゃん本舗	平成 28 年 4 月 1 日	乳幼児に関する食糧、生活必需品の供給
54	災害時における被害状況確認業務に関する協定	TEAD 株式会社	平成 28 年 4 月 1 日	マルチコプターを利用した被害状況確認
55	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	群馬県行政書士会高崎支部	平成 28 年 4 月 20 日	災害時における行政書士の業務
56	災害時における食料供給の協力に関する協定	カレーハウスC o C o 一番屋高崎倉賀野店	平成 28 年 6 月 1 日	食料の提供
57	災害時における生活物資の供給等に関する協定	高崎市農業協同組合	平成 28 年 7 月 1 日	生活必需品等の提供
58	災害時における生活物資の供給等に関する協定	はぐくみ農業協同組合	平成 28 年 7 月 1 日	生活必需品等の提供
59	災害時における生活物資の供給等に関する協定	多野藤岡農業協同組合	平成 28 年 7 月 1 日	生活必需品等の提供
60	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成 28 年 7 月 12 日	特設公衆電話の設置
61	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	群馬コープ観光株式会社	平成 28 年 7 月 29 日	バス車両による被災者等の緊急輸送
62	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	美山観光バス株式会社	平成 28 年 7 月 29 日	バス車両による被災者等の緊急輸送
63	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	上信電鉄株式会社	平成 28 年 7 月 29 日	バス車両による被災者等の緊急輸送
64	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	株式会社群馬バス	平成 28 年 7 月 29 日	バス車両による被災者等の緊急輸送

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
65	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	株式会社上信観光バス	平成 28 年 7 月 29 日	バス車両による被災者等の緊急輸送
66	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	多野観光株式会社	平成 28 年 7 月 29 日	バス車両による被災者等の緊急輸送
67	災害時における施設の一時利用に関する協定	学校法人学文館上武大学	平成 28 年 8 月 4 日	施設の一時利用
68	災害時被災者支援活動に関する高崎市と群馬弁護士会との協定	群馬弁護士会	平成 28 年 8 月 10 日	被災者の法律相談及び情報提供
69	災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定	日本通運株式会社	平成 28 年 10 月 1 日	避難所等への救援物資配送及び集配拠点の運営、資器材の提供
70	災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定	佐川急便株式会社	平成 28 年 10 月 1 日	避難所等への救援物資配送及び集配拠点の運営、資器材の提供
71	災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社	平成 28 年 10 月 1 日	避難所等への救援物資配送及び集配拠点の運営、資器材の提供
72	災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成 28 年 10 月 7 日	遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
73	災害時における施設の一時利用に関する協定	高崎市新町商工会	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
74	災害時における施設の一時利用に関する協定	株式会社群馬徽章製作所	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
75	災害時における施設の一時利用に関する協定	株式会社原田	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
76	災害時における施設の一時利用に関する協定	有限会社桑原製作所	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
77	災害時における施設の一時利用に関する協定	杉本ハイツ	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
78	災害時における施設の一時利用に関する協定	笛木第二マンション	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
79	災害時における施設の一時利用に関する協定	モディッシュ新町	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
80	災害時における施設の一時利用に関する協定	サンフォレスト	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
81	災害時における施設の一時利用に関する協定	笛木ハイツ C	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
82	災害時における施設の一時利用に関する協定	笛木第一マンション	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
83	災害時における施設の一時利用に関する協定	アトレシティーパレス	平成 28 年 11 月 14 日	避難場所としての施設の一時利用
84	災害時における不動産相談に関する協定	群馬県不動産鑑定士協会	平成 28 年 12 月 20 日	被災不動産に関する相談
85	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	スギウラ株式会社	平成 29 年 1 月 20 日	生活必需品等の提供
86	災害時における施設の一時利用に関する協定	ワタナベレジデンス	平成 29 年 1 月 20 日	避難場所としての施設の一時利用
87	災害時における施設の一時利用に関する協定	ミヤマハイツ I	平成 29 年 1 月 20 日	避難場所としての施設の一時利用
88	災害時における施設の一時利用に関する協定	ミヤマハイツ II	平成 29 年 1 月 20 日	避難場所としての施設の一時利用
89	災害時における施設の一時利用に関する協定	多田マンション	平成 29 年 1 月 20 日	避難場所としての施設の一時利用
90	災害時における施設の一時利用に関する協定	大黒屋 C 棟	平成 29 年 1 月 20 日	避難場所としての施設の一時利用
91	災害時における施設の一時利用に関する協定	タカナシ乳業株式会社群馬工場	平成 29 年 3 月 6 日	避難場所としての施設の一時利用
92	災害時における施設の一時利用に関する協定	タカナシ乳業株式会社北関東工場	平成 29 年 3 月 6 日	避難場所としての施設の一時利用
93	災害時における物資輸送拠点としての施設の利用及び運営等の協力に関する協定	高崎市総合卸売市場株式会社	平成 29 年 3 月 14 日	救援物資の輸送拠点としての施設の利用、荷役用の資機材や車両の提供、拠点運営に係る人的な協力
94	地域における協力に関する協定	日本郵便株式会社	平成 29 年 3 月 28 日	災害時における協力
95	災害時における高崎市と高崎市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社	平成 29 年 3 月 28 日	平時における高齢者の見守り、道路異状、不法投棄、不良空き家などの情報提供
96	災害時等における施設利用に関する協定	新島学園短期大学	平成 29 年 4 月 1 日	避難所としての施設の利用

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
97	災害時における施設の一時利用に関する協定	高崎信用金庫	平成 29 年 6 月 1 日	災害時における施設の一時利用
98	災害時における電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社	平成 29 年 6 月 1 日	電力復旧等に関する協力
99	防災に係る相互協力に関する協定	特定非営利活動法人日本防災士会群馬県支部	平成 30 年 2 月 7 日	避難所運営に係る指導や助言、自主防災組織の活動や訓練等を支援
100	災害時における施設の一時利用及び防災備蓄品の供給に関する協定	学校法人群馬パース大学	平成 30 年 2 月 9 日	避難場所としての施設の一時利用及び備蓄品の提供
101	災害時等における施設利用に関する協定	株式会社グランビュー	平成 30 年 3 月 22 日	避難所としての施設の利用
102	災害時における量の提供に関する協定	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成 30 年 3 月 26 日	災害時に利用する量の提供
103	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人高崎市医師会	平成 30 年 3 月 29 日	災害時の医療救護活動
104	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人群馬郡医師会	平成 30 年 3 月 29 日	災害時の医療救護活動
105	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人高崎市歯科医師会	平成 30 年 3 月 29 日	災害時の医療救護活動
106	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人高崎市薬剤師会	平成 30 年 3 月 29 日	災害時の医療救護活動
107	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人藤岡多野医師会	平成 30 年 3 月 29 日	災害時の医療救護活動
108	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社倉屋	平成 30 年 6 月 19 日	災害時における物資の供給
109	災害時における物資の供給等に関する協定	オリヒロプランデュ株式会社	平成 30 年 6 月 19 日	災害時における物資の供給
110	災害時における施設の一時利用に関する協定	エコーマンション	平成 30 年 7 月 2 日	災害時における施設の一時利用
111	災害時における施設の一時利用に関する協定	八千代ビル	平成 30 年 7 月 24 日	災害時における施設の一時利用
112	災害時における施設の一時利用に関する協定	ハイツ 2nd フィフティ・ストーム	平成 30 年 7 月 24 日	災害時における施設の一時利用

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
113	災害時における施設の一時利用に関する協定	パールマンション 八千代館	平成 30 年 8 月 10 日	災害時における施設の一時利用
114	災害時における施設の一時利用に関する協定	メゾンドール京目	平成 30 年 8 月 10 日	災害時における施設の一時利用
115	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成 30 年 8 月 27 日	災害時における福祉用具等物資の供給
116	災害時における施設の一時利用に関する協定	リバーサイドハイツ 高崎 85	平成 30 年 8 月 30 日	災害時における施設の一時利用
117	災害時における施設の一時利用に関する協定	佐藤ハイツ	平成 30 年 8 月 31 日	災害時における施設の一時利用
118	災害時における施設の一時利用に関する協定	グランドレジデンス	平成 30 年 8 月 31 日	災害時における施設の一時利用
119	災害時における施設の一時利用に関する協定	社会福祉法人みどの福祉会 新町かぜい ろこども園	平成 30 年 11 月 7 日	災害時における施設の一時利用
120	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人清光会	平成 31 年 1 月 22 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
121	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人タービュランス福祉会	平成 31 年 1 月 25 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
122	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人しんまち元気村	平成 31 年 1 月 25 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
123	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人社団美心会	平成 31 年 1 月 29 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
124	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人二之沢真福会	平成 31 年 1 月 30 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
125	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人マグノリアニセン	平成 31 年 1 月 30 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
126	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人恵林	平成 31 年 1 月 30 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
127	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人幸養の会	平成 31 年 1 月 30 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
128	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人吉井中央診療所	平成 31 年 1 月 30 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
129	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人博仁会	平成 31 年 1 月 30 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
130	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人十薬会	平成 31 年 1 月 30 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
131	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人関越中央病院	平成 31 年 1 月 31 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
132	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人山崎会	平成 31 年 1 月 31 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
133	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人新生会	平成 31 年 2 月 1 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
134	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	一般財団法人榛名荘	平成 31 年 2 月 4 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
135	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人宏志会	平成 31 年 2 月 4 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
136	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人恒星会	平成 31 年 2 月 6 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
137	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団	平成 31 年 2 月 6 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
138	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	株式会社エムダブルエス日高	平成 31 年 2 月 6 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
139	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人社団慈瑩会	平成 31 年 2 月 12 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
140	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人ようざん会	平成 31 年 2 月 13 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
141	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	株式会社ブランドゥ	平成 31 年 2 月 13 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
142	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	医療法人社団醫光会	平成 31 年 2 月 15 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
143	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人希望館	平成 31 年 2 月 22 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
144	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成 31 年 3 月 15 日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
145	被災建物等の汚泥等洗浄業務に関する協定	群馬県塗装看板協同組合高崎支部	平成 31 年 3 月 19 日	被災建物等の汚泥等洗浄業務
146	災害時における労働、社会保険等の相談に関する協定	群馬県社会保険労務士会高崎支部	令和元年 8 月 6 日	被災者支援のための労働、社会保険等の相談業務

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
147	災害時等における資機材の供給及び設置に関する協定	株式会社レンタルランド	令和元年 8 月 20 日	災害時等における資機材の供給及び設置
148	災害時等における物資の供給等に関する協定	群馬県紙器段ボール箱工業組合高崎支部	令和元年 8 月 20 日	災害時等における物資の供給（段ボール製簡易ベッド、段ボールシート、段ボール間仕切り等）
149	災害時等における炊き出しの実施等に関する協定	高崎氏子會	令和元年 12 月 11 日	避難所等における炊き出しの実施及び弁当等の食事の提供等
150	災害時等における施設利用及び物資の供給に関する協定	東京農業大学第二高等学校	令和 2 年 3 月 18 日	災害時における施設利用及び物資の供給
151	可搬型給電器「パワー・ムーバー」提供に関する覚書	群馬日産自動車株式会社	令和 2 年 3 月 27 日	可搬型給電器の提供
152	災害時における施設の一時利用及び防災備蓄品の供給に関する協定	日本ルナ株式会社高崎工場	令和 2 年 7 月 15 日	避難場所としての施設の一時利用及び備蓄品の提供
153	災害時における避難者等の輸送支援に関する協定	一般社団法人群馬県タクシー協会高崎地区タクシー協議会	令和 2 年 8 月 1 日	タクシー等による避難者等の輸送支援
154	災害時における施設の一時利用に関する協定	学校法人高崎健康福祉大学	令和 2 年 9 月 1 日	災害時における施設利用及び物資の供給
155	災害時における施設の一時利用に関する協定	学校法人群馬育英学園 育英大学・育英短期大学	令和 2 年 9 月 1 日	災害時における施設利用及び物資の供給
156	災害時における施設の一時利用及び防災備蓄品の供給に関する協定	高崎卸商社街協同組合	令和 2 年 12 月 1 日	災害時における施設利用及び物資の供給
157	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	群馬司法書士会	令和 2 年 12 月 1 日	災害時における被災者相談
158	災害時等におけるユニットハウス等の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	令和 3 年 11 月 1 日	災害時等におけるユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の供給及び設置
159	災害時等における電動車両等の支援に関する協定	群馬三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社	令和 4 年 1 月 26 日	災害時等における電動車両等の貸与
160	災害時におけるボランティアセンター設置、運営に関する協定	社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	令和 4 年 4 月 1 日	災害時におけるボランティアセンターの設置、運営
161	災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書	一般社団法人群馬建築士会高崎支部	令和 4 年 4 月 15 日	災害時における家屋被害認定調査等

No.	協定名称	協定先	締結年月日	協定の概要
162	警察署使用不能時における施設使用に関する協定	高崎北警察署	令和4年7月27日	災害時における施設利用
163	災害時の復旧業務に関する協定	烏川流域森林組合、多野東部森林組合	令和4年9月29日	災害時における復旧作業、被害調査
164	災害時等における福祉避難所の開設・運営に関する協定	社会福祉法人榛桐会	令和5年2月1日	災害時等における福祉避難所の開設・運営
165	災害時における生活物資の供給能力に関する協定	株式会社フレッセイ	令和5年12月11日	災害時における物資の供給
166	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話株式会社	令和6年1月30日	災害時における相互協力
167	災害時の応急救護活動に関する協定	高崎市柔道整復師会	令和6年6月17日	災害時の応急救護活動
168	災害時の物資調達に関する協定	スギホールディングス株式会社	令和6年10月21日	災害時における物資の供給
169	災害時の簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利法人ボランティアアーキテクトネットワーク	令和6年11月1日	災害時における物資の供給
170	官民連携による災害時備蓄品のローリングストック運用規定に関する覚書	スギホールディングス株式会社	令和6年11月22日	災害時に使用する備蓄品のローリングストック
171	災害対策及び対応に関する協定	高崎土木建築業協同組合	令和6年12月9日	災害応急工事・災害対応体制の強化
172	災害時における機材の供給に関する協定	高崎土木建築業協同組合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会群馬支部	令和6年12月9日	応急対応等に必要機材の提供
173	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和6年12月17日	災害時における管路施設の早期復旧
174	原子力災害時の避難経路所の使用に関する協定	静岡県牧之原市、イオンモール高崎	令和7年3月17日	原子力災害における広域避難時の避難経路所の使用に関する事

3 災害危険区域関係

3-1 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管官庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地斜の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
雪崩	雪崩危険箇所	国土交通省	雪崩が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	なだれ危険箇所	林野庁	雪崩が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する箇所。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

3－2 砂防指定地

幹川名	溪流名	指定年月日	告示 番号	地域	大字	管理 区別	備考
烏川	追分沢	S7. 10. 22	276	榛名	中室田	県	
烏川	榛名白川	S7. 10. 22	276	箕郷	松之沢	県	一級河川
烏川	黒沢	S8. 7. 21	229	榛名	十文字	県	
烏川	兎沢	S8. 7. 21	229	倉渕	三ノ倉	県	土石流危険溪流
鐺川	天引川	S8. 7. 21	229	吉井	片山	県	
烏川	追分沢	S9. 9. 14	457	榛名	中室田	県	
烏川	黒沢	S9. 9. 14	457	榛名	白岩	県	
烏川	兎沢	S11. 10. 21	562	倉渕	三ノ倉	直轄	土石流危険溪流
烏川	滑川	S12. 3. 3	103	榛名	中室田	直轄	一級河川
烏川	相間川	S12. 9. 22	561	倉渕	川浦	直轄	一級河川
烏川	相間川	S13. 3. 28	126	倉渕	水沼	直轄	
烏川	滑川	S14. 1. 10	4	榛名	中室田	直轄	
烏川	滑川	S16. 8. 1	480	榛名	中室田	直轄	
烏川	滑川	S16. 8. 1	481	榛名	中室田	直轄	
烏川	榛名川	S18. 3. 19	153	榛名	榛名山	直轄	一級河川
烏川	榛名川	S18. 3. 19	154	榛名	榛名山	直轄	
烏川	榛名川	S20. 6. 28	241	榛名	上室田	直轄	
鐺川	大沢川	S23. 12. 8	217	吉井	大沢	県	一級河川
鐺川	東谷川	S23. 12. 8	217	吉井	多胡	県	一級河川 地すべり防止区域
烏川	谷津川	S24. 5. 6	396	榛名	神戸	県	一級河川 土石流危険溪流
烏川	滑川	S24. 5. 6	396	榛名	中室田	県	一級河川
烏川	榛名白川	S24. 5. 6	396	箕郷	金敷平	県	
烏川	中之沢川	S25. 6. 1	396	高崎	寺尾町	県	土石流危険溪流
鐺川	大沢川	S26. 5. 4	409	吉井	大沢	県	地すべり防止区域
碓氷川	寺沢川	S26. 5. 4	412	高崎	鼻高町	県	土石流危険溪流 地すべり防止区域
烏川	谷津川	S26. 5. 4	412	榛名	宮沢	県	
烏川	衣沢川	S27. 1. 29	62	高崎	寺尾町	県	土石流危険溪流 一級河川 国有林
烏川	黒沢	S27. 1. 29	63	榛名	白岩	県	
烏川	絹張沢	S27. 1. 29	63	榛名	十文字	県	土石流危険溪流
烏川	榛名白川	S27. 1. 30	64	箕郷	松之沢	県	
烏川	中之沢川	S27. 1. 30	65	高崎	寺尾町	県	国有林
烏川	井戸沢川	S27. 1. 30	65	高崎	山名町	県	土石流危険溪流 一級河川 国有林
烏川	黒沢	S27. 4. 3	324	榛名	高浜	県	
烏川	鳥の沢	S27. 5. 14	553	榛名	上室田	県	土石流危険溪流
烏川	黒沢	S27. 5. 14	553	榛名	高浜	県	
鐺川	大沢川	S27. 5. 14	553	吉井	塩	県	
烏川	端神沢	S27. 6. 5	730	倉渕	水沼	直轄	
烏川	蟹沢	S28. 4. 27	642	高崎	根小屋町	県	土石流危険溪流
烏川	黒沢	S28. 5. 9	748	榛名	十文字	県	
烏川	榛名白川	S28. 5. 9	748	箕郷	松之沢	県	
烏川	染谷川	S28. 5. 9	748	群馬	金古	県	一級河川
鐺川	安坪沢	S28. 6. 5	985	吉井	長根	県	
鐺川	土合川	S29. 6. 22	1137	吉井	多比良	県	一級河川
鐺川	大沢川	S29. 6. 22	1141	吉井	神保	県	
烏川	衣沢川	S29. 7. 2	1221	高崎	寺尾町	県	
烏川	新川	S29. 7. 2	1221	高崎	石原町	県	土石流危険溪流 一級河川
烏川	境沢	S29. 7. 2	1221	高崎	根小屋町	県	土石流危険溪流
碓氷川	寺沢川	S29. 7. 2	1221	高崎	鼻高町	県	
烏川	高浜川	S29. 7. 2	1221	榛名	高浜	県	一級河川
烏川	黒沢	S29. 7. 2	1221	榛名	白岩	県	
烏川	榛名白川	S29. 7. 2	1221	箕郷	松之沢	県	
烏川	車川	S29. 7. 2	1221	箕郷	善地	県	土石流危険溪流 一級河川
鐺川	土合川	S29. 7. 2	1221	吉井	多比良	県	
碓氷川	蟹沢	S30. 2. 28	155	高崎	鼻高町	県	地すべり防止区域
烏川	谷津川	S30. 11. 7	1259	榛名	宮沢	県	
碓氷川	荒久沢川	S30. 11. 18	1321	高崎	乗附町	県	土石流危険溪流 一級河川
烏川	薬師沢	S30. 11. 18	1321	高崎	根小屋町	県	土石流危険溪流
烏川	頭無川	S31. 9. 29	1537	榛名	高浜	県	土石流危険溪流 一級河川
鐺川	申田川	S31. 9. 29	1537	吉井	上奥平	県	一級河川
鐺川	矢田川	S31. 9. 29	1537	吉井	矢田	県	
鐺川	大沢川	S31. 9. 29	1539	吉井	塩	県	
烏川	榛名川	S32. 5. 4	696	榛名	上室田	直轄	倉渕・地積表なし
烏川	烏川	S32. 5. 4	696	倉渕	川浦	直轄	一級河川 国有林

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	地域	大字	管理 区別	備考
烏川	地獄沢	S32. 9. 7	1100	高崎	根小屋町	県	土石流危険溪流
烏川	黒沢	S32. 9. 7	1100	榛名	十文字	県	
烏川	追分沢	S32. 9. 7	1100	榛名	上室田	県	
鐺川	申田川	S32. 9. 7	1100	吉井	下奥平	県	
烏川	赤竹沢	S33. 3. 3	284	倉渕	川浦	直轄	
烏川	榛名川	S33. 3. 5	292	榛名	榛名山	直轄	
烏川	榛名川	S33. 6. 16	1169	榛名	上室田	直轄	倉渕・地積表なし
碓氷川	寺沢川	S34. 3. 11	248	高崎	鼻高町	県	
烏川	衣沢川	S34. 3. 25	531	高崎	寺尾町	県	国有林
烏川	館沢	S36. 1. 9	4	高崎	寺尾町	県	土石流危険溪流
烏川	新梨沢	S36. 1. 9	4	高崎	寺尾町	県	
烏川	榛名川	S36. 6. 12	1146	榛名	上室田	直轄	倉渕・地積表なし
烏川	榛名川	S37. 3. 29	960	榛名	上室田	直轄	
烏川	榛名川	S37. 3. 29	960	倉渕	三ノ倉	直轄	
烏川	柳沢川	S37. 11. 10	2813	高崎	山名町	県	土石流危険溪流 一級河川
碓氷川	碓氷川	S37. 11. 10	2814	高崎	乗附町	県	地すべり防止区域 境沢 360m 蟹沢 402m
烏川	黒沢	S37. 11. 10	2816	榛名	高浜	県	
烏川	天王川	S37. 11. 10	2817	群馬	棟高	県	一級河川
鐺川	越沢川	S37. 11. 10	2817	吉井	岩崎	県	一級河川
烏川	天王川	S37. 11. 10	2818	群馬	棟高	県	
鐺川	申田川	S37. 11. 10	2818	吉井	下奥平	県	
鐺川	坂口川	S37. 11. 10	2818	吉井	坂口	県	一級河川
烏川	太夫沢	S37. 12. 10	3008	高崎	根小屋町	県	土石流危険溪流
烏川	北沢	S37. 12. 10	3008	高崎	寺尾町	県	土石流危険溪流 国有林
鐺川	申田川	S37. 12. 10	3008	吉井	上奥平	県	
烏川	榛名川	S38. 3. 5	415	榛名	上室田	直轄	
烏川	三沢川	S38. 3. 5	415	倉渕	川浦	直轄	土石流危険溪流
烏川	谷津川	S38. 9. 11	2356	榛名	宮沢	県	
鐺川	矢田川	S38. 9. 11	2356	吉井	多比良	県	
烏川	井戸沢川	S38. 10. 2	2553	高崎	根小屋町	県	
烏川	太夫沢	S38. 10. 2	2553	高崎	根小屋町	県	
烏川	浦川	S38. 10. 2	2553	箕郷	善地	県	土石流危険溪流 一級河川
烏川	唐沢川	S38. 10. 2	2553	群馬	福島	県	
鐺川	見明寺川	S38. 10. 2	2553	吉井	多比良	県	
鐺川	大沢川	S38. 10. 2	2553	吉井	大沢	県	
鐺川	九台川	S38. 10. 2	2553	吉井	上奥平	県	
烏川	至沢	S39. 6. 6	1388	倉渕	権田	直轄	
烏川	北沢	S39. 6. 26	1610	高崎	寺尾町	県	
烏川	金井沢川	S39. 9. 17	2688	高崎	根小屋町	県	土石流危険溪流 一級河川
烏川	唐沢川	S39. 9. 17	2688	群馬	三ツ寺	県	
鐺川	土合川・入生田沢	S39. 9. 17	2688	吉井	多比良	県	
鐺川	長谷川沢	S39. 9. 17	2688	吉井	多比良	県	
鐺川	申田川・西入沢	S39. 9. 17	2688	吉井	上奥平	県	
烏川	金井沢川	S40. 5. 11	1346	高崎	根小屋町	県	
烏川	唐沢川	S40. 5. 11	1346	群馬	福島	県	
鐺川	大沢川	S40. 5. 11	1346	吉井	神保	県	
碓氷川	大平川	S40. 7. 10	1764	高崎	乗附町	県	土石流危険溪流 一級河川
烏川	榛名川	S40. 9. 6	2560	榛名	榛名山	直轄	
烏川	小和田沢・端神沢	S40. 9. 6	2560	倉渕	水沼	直轄	土石流危険溪流
烏川	烏川	S40. 9. 6	2560	倉渕	川浦	直轄	
鐺川	大沢川	S40. 10. 19	3016	吉井	塩	県	
鐺川	申田川	S40. 10. 19	3016	吉井	下奥平	県	
鐺川	申田川	S40. 10. 19	3016	吉井	上奥平	県	
碓氷川	荒久沢川	S41. 8. 5	2535	高崎	乗附町	県	国有林
烏川	相の川	S41. 9. 5	3092	箕郷	白川	県	
烏川	万年川	S41. 9. 5	3092	箕郷	柏木沢	県	
烏川	稲荷川	S41. 9. 5	3092	箕郷	柏木沢	県	
烏川	衣沢川	S42. 3. 31	984	高崎	寺尾町	県	
烏川	駒寄川	S42. 3. 31	984	榛名	下室田	県	土石流危険溪流 一級河川
烏川	車川	S42. 3. 31	984	箕郷	中野	県	
烏川	大沢川	S42. 3. 31	984	箕郷	松の沢	県	土石流危険溪流 一級河川
鐺川	砥面沢	S42. 3. 31	984	吉井	多比良	県	
鐺川	申田川	S42. 3. 31	984	吉井	下奥平	県	
碓氷川	大平川	S42. 3. 31	1157	高崎	乗附町	県	
烏川	金井沢川	S42. 3. 31	1157	高崎	根小屋町	県	

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	地域	大字	管理 区別	備考
烏川	滑川	S42. 7. 3	1905	倉渕	川浦	直轄	国有林
烏川	相間川	S42. 7. 3	1905	倉渕	岩水	直轄	国有林
烏川	金井沢川	S42. 9. 5	2801	高崎	根小屋町	県	
烏川	西沢	S42. 11. 30	3944	榛名	高浜	県	
烏川	中込沢	S42. 11. 30	3944	榛名	上室田	県	
烏川	鳥の沢	S42. 11. 30	3944	榛名	上室田	県	
鐺川	申田川	S42. 11. 30	3944	吉井	岩崎	県	
鐺川	越沢川	S43. 11. 20	3418	吉井	岩崎	県	
鐺川	西谷川	S43. 11. 20	3418	吉井	吉井	県	一級河川
烏川	中の沢川	S44. 3. 19	617	高崎	根小屋町	県	
烏川	榛名川	S44. 3. 19	619	倉渕	三之倉	直轄	
烏川	車川	S44. 9. 18	3474	箕郷	中野	県	
烏川	駒寄川	S45. 7. 7	1027	榛名	下室田	県	
烏川	中之沢川	S45. 7. 7	1028	高崎	根小屋町	県	国有林
鐺川	申田川	S45. 7. 7	1028	吉井	上奥平	県	
鐺川	草喰川	S46. 2. 22	194	吉井	東谷	県	
鐺川	申田川	S47. 3. 31	721	吉井	上奥平	県	
鐺川	大沢川	S47. 3. 31	721	吉井	東谷	県	
烏川	相間川	S47. 5. 19	996	倉渕	水沼	直轄	国有林
烏川	相満川	S47. 8. 4	1352	倉渕	権田	県	
烏川	蟹沢川	S48. 1. 16	89	群馬	金古	県	
鐺川	八束川	S48. 1. 16	89	吉井	神保	県	一級河川
烏川	相間川	S48. 5. 25	1134	倉渕	水沼	直轄	
烏川	沢田川	S48. 11. 21	2313	榛名	下室田	県	土石流危険溪流 一級河川 急傾斜地崩壊危険区域
烏川	頭無川	S48. 11. 21	2313	榛名	三子沢	県	
烏川	頭無川	S48. 11. 21	2313	榛名	十文字	県	
烏川	中島川	S48. 11. 21	2313	榛名	下室田	県	土石流危険溪流 一級河川 急傾斜地崩壊危険区域
烏川	蟹沢川	S48. 11. 21	2313	群馬	金古	県	
烏川	沢田川	S49. 5. 23	795	榛名	下室田	県	
烏川	湯ヶ沢川	S49. 10. 12	1272	倉渕	岩水	直轄	土石流危険溪流
鐺川	八束川	S50. 1. 31	65	吉井	神保	県	
鐺川	東谷川	S50. 1. 31	65	吉井	東谷	県	
烏川	谷津川	S50. 7. 2	1013	榛名	宮沢	県	
烏川	谷津沢	S50. 9. 5	1221	倉渕	三ノ倉	直轄	土石流危険溪流
烏川	長井川	S50. 9. 5	1221	倉渕	権田	直轄	土石流危険溪流
烏川	黒沢	S52. 8. 18	1144	榛名	高浜	県	
烏川	滑川	S53. 4. 12	827	榛名	中室田	直轄	
烏川	長井川	S53. 4. 12	827	倉渕	権田	直轄	一級河川
烏川	滑川	S53. 8. 23	1381	榛名	中室田	直轄	
烏川	関の沢	S53. 8. 23	1381	倉渕	権田	直轄	
烏川	湯ヶ沢川	S54. 7. 7	1197	倉渕	岩水	直轄	
烏川	細入沢	S54. 7. 7	1197	倉渕	三ノ倉	直轄	土石流危険溪流
烏川	中島川	S55. 3. 21	343	榛名	下室田	県	
烏川	万年川	S55. 3. 21	343	箕郷	柏木沢	県	
烏川	高浜川	S56. 4. 30	950	榛名	宮沢	県	
烏川	森沢川	S56. 4. 30	950	榛名	下室田	県	土石流危険溪流
烏川	岩城川	S56. 8. 14	1410	榛名	中室田	直轄	一級河川
烏川	鳥川	S56. 8. 14	1410	倉渕	川浦	直轄	国有林
烏川	堀の沢川	S57. 5. 29	1203	榛名	中室田	直轄	一級河川
烏川	谷津川・猪沢川	S57. 12. 13	1915	榛名	宮沢	県	
烏川	至沢	S57. 12. 25	2051	倉渕	権田	県	国有林
烏川	至沢	S58. 8. 1	1345	倉渕	権田	直轄	
烏川	長井川	S58. 8. 1	1345	倉渕	権田	直轄	
烏川	高浜川	S59. 3. 30	795	榛名	白岩	県	
烏川	稲荷川	S59. 3. 30	795	箕郷	柏木沢	県	
烏川	久能沢	S59. 8. 23	1235	倉渕	水沼	直轄	
烏川	品庄川	S59. 10. 31	1458	高崎	寺尾町	県	土石流危険溪流
烏川	八幡沢	S59. 10. 31	1458	榛名	上里見	県	土石流危険溪流
烏川	経塚川	S59. 10. 31	1458	榛名	上里見	県	土石流危険溪流
烏川	浦川	S59. 10. 31	1458	箕郷	善地	県	
烏川	糠塚沢	S61. 7. 4	1251	榛名	中室田	直轄	土石流危険溪流
烏川	三沢川	S61. 7. 4	1251	倉渕	川浦	直轄	
烏川	小堀川	S62. 3. 16	658	榛名	白岩	県	土石流危険溪流 一級河川
烏川	房坂沢	S62. 3. 16	658	榛名	上里見	県	土石流危険溪流

幹川名	溪流名	指定年月日	告示番号	地域	大字	管理 区別	備考
烏川	兎沢	S62. 6. 30	1322	倉渕	三ノ倉	直轄	
烏川	御獄沢	S63. 1. 26	126	榛名	上里見	県	
烏川	浦川	S63. 1. 26	126	箕郷	善地	県	
烏川	蟹沢川	S63. 1. 26	126	群馬	金古	県	
烏川	至沢	S63. 7. 25	1625	倉渕	権田	直轄	
烏川	清水沢川	S63. 10. 27	2096	榛名	上里見	県	土石流危険溪流
烏川	経塚川	S63. 10. 27	2096	榛名	上里見	県	
鐺川	越沢川	S63. 10. 27	2096	吉井	岩崎	県	
鐺川	見明寺川	S63. 10. 27	2096	吉井	多比良	県	
烏川	関の沢	H1. 7. 28	1353	倉渕	三ノ倉	直轄	
烏川	榛名川	H1. 7. 28	1353	榛名	榛名山	直轄	
烏川	大平沢	H2. 10. 18	1740	倉渕	権田	直轄	土石流危険溪流
烏川	浦川	H3. 3. 5	434	箕郷	善地	県	
烏川	保古里沢	H3. 3. 5	434	榛名	上里見	県	土石流危険溪流
烏川	太夫沢	H3. 3. 5	434	高崎	根小屋町	県	
烏川	鳥の沢	H4. 3. 13	628	榛名	上室田	県	
烏川	谷津川	H4. 12. 17	2005	榛名	宮沢	県	
烏川	地獄沢	H4. 12. 17	2005	高崎	根小屋町	県	
鐺川	西谷川	H4. 12. 25	2061	吉井	矢田	県	
鐺川	安坪沢	H4. 12. 25	2061	吉井	長根	県	
烏川	高浜川	H6. 11. 17	2213	榛名	高浜	県	
烏川	浦川	H11. 2. 15	194	箕郷	金敷平	県	
烏川	追分沢	H11. 2. 15	194	榛名	中室田	県	
烏川	滑川及び同左支川岩城川	H11. 6. 8	1333	榛名	中室田	直轄	
烏川	田畑沢	H12. 11. 28	2231	倉渕	三ノ倉	県	土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険区域
烏川	榛名空沢	H13. 12. 5	1695	箕郷	矢原	県	
烏川	湯の沢	H13. 12. 10	1743	倉渕	川浦	直轄	
烏川	関の沢	H14. 3. 11	165	倉渕	三ノ倉	直轄	
烏川	三沢川	H15. 1. 23	62	倉渕	川浦	直轄	土石流危険溪流、国有林
烏川	駒寄川	H16. 9. 16	1132	榛名	下室田、 宮沢	県	
烏川	室ノ沢	H17. 2. 16	180	箕郷		県	
利根川	ブドウ沢	H19. 8. 15	1099	倉渕	川浦	直轄	
烏川	駒寄川	H19. 12. 25	1677	榛名	下室田町	県	森林法
利根川	室ノ沢	H22. 1. 7	5	箕郷	松之沢	県	土石流危険溪流
利根川	十二沢	H22. 3. 24	214	倉渕	権田	県	土石流危険溪流、国有林
利根川	堀の沢	H22. 7. 14	756	榛名	中室田	直轄	土石流危険溪流
利根川	室ノ沢	H24. 3. 7	224	箕郷	松之沢	県	土石流危険溪流
利根川	堀の沢	H25. 9. 24	881	榛名	中室田	直轄	土石流危険溪流
利根川	室ノ沢	H25. 11. 20	1126	箕郷	松之沢	県	土石流危険溪流
烏川	室ノ沢	H26. 2. 18	135	箕郷	松之沢	県	土石流危険溪流
烏川	寺沢川	H26. 3. 17	333	倉渕	三ノ倉	県	土石流危険溪流
烏川	烏川	H28. 11. 8	1191	倉渕	川浦	直轄	一級河川
烏川	堀谷戸沢	H30. 2. 23	209	倉渕	三ノ倉	県	土石流危険溪流、土砂災害警戒区域
烏川	向荒久沢	H30. 9. 3	1068	高崎	乗附町	県	
利根川	内手川	R1. 12. 18	916	倉渕	川浦	直轄	土石流危険溪流、土砂災害警戒区域
烏川	房坂川	R3. 8. 6	1091	榛名	上里見	県	土石流危険溪流、土砂災害警戒区域
碓氷川	上鼻高沢	R4. 1. 13	95	高崎	鼻高町	県	土石流危険溪流、土砂災害警戒区域
烏川	花見町 1	R4. 1. 13	96	榛名	下室田	県	土石流危険溪流
烏川	堀谷戸沢	R5. 2. 27	131	倉渕	三ノ倉	県	土石流危険溪流、土砂災害警戒区域
烏川	滝ノ沢	R5. 11. 16	1098	倉渕	三ノ倉	直轄	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

3－3 地すべり防止区域（土木、環境森林部関係）

番号	第一次 幹川名	第二次 幹川名	当該河川名	地すべり 防止区域名	所在地	指定面積 (h a)	指定年月日
6（土木）	碓氷川	碓氷川	寺沢川他	少林山	鼻高町	85.34	S35.2.16
7（土木）	鎗川	大沢川	大沢川	東谷	吉井町東谷	6.12	S35.3.2.16
25（土木）	烏川	烏川	烏川	石原	石原町	9.63	S51.10.13
58（土木）	烏川	碓氷川	大平川	大平	乗附町	11.66	H13.3.21
60（土木）	鎗川	－	－	馬庭	吉井町馬庭	6.05	H14.5.24
24（環境）	鎗川	三波川	大沢川	日景山	吉井町 大沢字日景山	8.89	S49.8.31

3-4 急傾斜地崩壊危険区域

整理 番号	区域名	ふりがな	町・村	大 字	字	指定 年月日	告示 番号
5	石津	いしづ	倉渕	三ノ倉、権田	石津	S46. 11. 19	706
5-2	石津（追加）	いしづ	倉渕	権田	石津	S55. 9. 16	621
11	戸面	とづら	中里	神ヶ原	戸面	S47. 2. 25	90
12	花見町	はなみちょう	下室田		下村	S47. 6. 30	380
13	宮谷戸	みやがいで	下室田		宮谷戸	S47. 9. 26	529
17	大平	おおびら	乗附		清水下	S47. 12. 8	678
27	糶屋	こうじや	倉渕	三ノ倉	柿木窪、椿山、細入、糶屋	S49. 3. 15	138
29	神戸・手長	ごうど・てなが	下室田、神戸		手長、宮山、屋敷、岩下	S49. 3. 15	140
37	下和田	しもわだ	下和田、竜見		二丁目	S51. 4. 16	286
38	権田谷戸	ごんだがいど	倉渕	権田	八幡峰、花輪、元村、上宿	S51. 4. 16	286
38-2	権田谷戸（追加）	ごんだがいど	倉渕	権田	八幡峰、元村、上宿、上久保	S52. 4. 19	337
40	東谷	ひがしや	吉井	東谷	北の妻、中屋敷、上屋敷、宮ノ入、上の山、梅之山	S51. 4. 16	286
54	上宿	かみじゆく	倉渕	権田	関谷、権田谷戸	S52. 4. 19	337
55	羽衣	はごろも	石原		毛無、清水下、金沢山	S52. 4. 19	337
78	明神前	みょうじんまえ	鼻高		明神前	S53. 12. 26	897
79	上善地	かみぜんち	箕郷	善地	上善地、稻荷沢	S53. 12. 26	897
80	上手長（A）	かみてなが	下室田		手長	S53. 12. 26	897
81	上手長（B）	かみてなが	下室田		手長	S53. 12. 26	897
82	相吉	あいよし	倉渕	水沼	相吉、細尾	S53. 12. 26	897
82-2	相吉（追加）	あいよし	倉渕	水沼	相吉	S62. 6. 9	417
83	西ヶ淵	にしがふち	倉渕	川浦	西林、西ヶ渕	S53. 12. 26	897
84	川西	かわにし	倉渕	権田	長井、乙上ノ原	S53. 12. 26	897
100	駒寄	こまよせ	下室田		下村	S54. 12. 11	910
101	神戸	ごうど	三ツ子沢、神戸		山神、深田	S54. 12. 11	910
102	下乗附	しものつけ	乗附		宮尾根、日向	S54. 12. 11	910
102-2	下乗附（追加）	しものつけ	乗附		日向	S63. 4. 22	333
108	穴岡	あなおか	吉井	小棚	蕪谷、西表山、中表山、東表山、板東、山下、窪中	S54. 12. 11	910
135	三ツ子沢	みつござわ	三ツ子沢、神戸		山神、深田	S55. 9. 16	621
136	細入	ほそいり	倉渕	三ノ倉	柿木窪、大遠見、細入、椿山	S55. 9. 16	621
137	中郷	なかごう	倉渕	水沼	上ノ山、中郷	S55. 9. 16	621
138	関沢	せきざわ	倉渕	権田	関沢、沢入	S55. 9. 16	621
142	伝田郷	でんだごう	中里	魚尾	伝田郷	S55. 9. 16	621
193	本庄	ほんじゃ	上室田		本庄、山岸	S56. 11. 27	917
194	蟹沢（A）	かにさわ	箕郷	富岡	長久保、蟹沢、新田	S56. 11. 27	917
195	蟹沢（B）	かにさわ	箕郷	富岡	新田	S56. 11. 27	917
195-2	蟹沢（B）（追加）	かにさわ	箕郷	富岡	新田	H2. 10. 5	790
202	東（B）	ひがし	中里	平面	傍示平	S56. 11. 27	917
216	根岸	ねぎし	中里見		原、根岸	S57. 4. 1	291
217	蟹沢（C）	かにさわ	箕郷	富岡	新田、蟹沢	S57. 4. 1	291
233	乗附町（蛇場見）	のつけまち	乗附		寺	S58. 3. 8	167
234	鼻高町（明神前）	はなだかまち	鼻高		拾貳、明神前、中川原	S58. 3. 8	167
235	天神前	てんじんまえ	鼻高		天神前	S58. 3. 8	167
236	根岸（B）	ねぎし	中里見		原、根岸	S58. 3. 8	167
237	石上	いしがみ	倉渕	三ノ倉	滝ノ沢、上野山、田畑平、石上、小谷戸	S58. 3. 8	167
267	八幡前	はちまんまえ	山名		日影山、八幡上、上北、八幡前、日向山	S59. 12. 7	926
267-2	八幡前（追加）	はちまんまえ	山名		日影山、八幡前、日向	H5. 6. 4	474
268	鶴辺	つるべ	石原、寺尾		鶴辺、片羽	S59. 12. 7	927
305	松山	まつやま	下室田		松山	S61. 8. 19	590
305-2	松山（追加）	まつやま	下室田		松山	H1. 8. 22	747
317	宮谷戸B	みやがいで	下室田		宮谷戸	S62. 6. 9	417
317-2	宮谷戸（B）（追加）	みやがいで	下室田		宮谷戸	H3. 7. 16	593
338	坂口	さかぐち	吉井	坂口	塩口	S62. 10. 16	780
338-2	坂口（追加）	さかぐち	吉井	坂口	日向	H1. 8. 22	747

整理 番号	区域名	ふりがな	町・村	大 字	字	指定 年月日	告示 番号
342	館台	たてだい	寺尾		館台	S63. 4. 22	333
343	谷津	やつ	中室田、下室田		大久保、谷津	S63. 4. 22	333
346	高	たか	吉井	神保、高、下 長根	北高原、南原、北原、上川原、北山下	S63. 4. 22	333
367	社家町B	しゃけまち	榛名山		社家町	H1. 8. 22	747
368	社家町C	しゃけまち	榛名山		社家町、芦田小谷、樽ノ沢	H1. 8. 22	747
369	高野谷戸	こうやがいど	倉渕	三ノ倉	愛宕平、赤子平、綱取、北高野谷	H1. 8. 22	747
398	根岸	ねぎし	吉井	岩崎	東池ノ入、根岸	H2. 3. 6	193
405	剣崎	けんざき	剣崎		長瀬東	H2. 10. 5	790
406	駒寄	こまよせ	善地		葦之沢、駒寄、中尾根	H2. 10. 5	790
415	館B	たて	寺尾		上ノ台	H3. 7. 16	593
416	打越	うちこし	中室田		打越	H3. 7. 16	593
419	若宮	わかみや	吉井	小暮	客間、佛崎裏	H3. 7. 16	593
446	中尾	なかお	倉渕	水沼	寺沢	H5. 1. 26	61
467	橋倉向	はしくらむかい	中里	平原	橋倉向	H6. 8. 30	520
470	若宮（B）	わかみや	吉井	小暮	富士、若宮、三島	H6. 11. 22	646
477	上ノ谷戸	うえのがいと	倉渕	三ノ倉	近江平、原ノ谷戸	H7. 8. 18	524
477-2	上ノ谷戸（追加）	うえのがいと	倉渕	三ノ倉	近江平	H10. 4. 10	247
483	荒久（B）	あらく	乗附		兵右衛門坂、日向	H8. 12. 17	774
484	下長根	しもながね	吉井	高、下長根	北原、ハケタ、町附	H8. 12. 17	774
506	月並	つきなみ	倉渕	川浦	月並、大峰	H10. 1. 23	25
525	深沢	ふかさわ	吉井	多比良	山本	H11. 12. 14	685
528	上乘附	かみのつけ	乗附		諏訪平	H12. 2. 22	85
529	金敷平	かなしきだいら	箕郷	金敷平	鎮守廻り	H12. 3. 14	162
532	城山	しろやま	下里見		向井、古城	H12. 3. 24	193
536	下水沼	しもみずぬま	倉渕	水沼	稲荷平、新井	H12. 10. 10	566
369-2	高野谷戸（追加）	こうやがいど	倉渕	三ノ倉	藤ノ平、愛宕平、北高野谷戸	H14. 2. 15	88
559	天水	てんすい	山名		五三山、下山ノ上、丸山、上山ノ根、堤下	H14. 3. 22	195
560	尾附	おづく	中里	尾附	世度、東ノ平、西ノ平、大屋敷、牛房沢、諏訪前、子切	H14. 6. 11	355
563	長井	ながい	倉渕	権田	長井	H14. 8. 16	451
367-2	社家町B（追加）	しゃけまち	榛名山		社家町	H14. 12. 3	605
574	下山ノ根	しもやまのね	山名		日向、下山ノ根	H15. 1. 10	29
582	森前	もりまえ	吉井	東谷		H15. 7. 25	548
599	関谷	せきや	倉渕	関谷	丁上ノ久保、八幡峰、関	H18. 7. 14	449
101-2	神戸（追加）	ごうど	三ッ子沢、神戸		山神、深田	H18. 12. 26	739
602	下善地	しもぜんじ	箕郷	善地	島田、地神	H19. 7. 20	251
605	小串	おぐし	吉井	小串	西山上	H20. 5. 23	235
13-2	宮谷戸	みやがいと		下室田町	宮谷戸	H21. 6. 12	235
317-2	宮谷戸B	みやがいとB		下室田町	宮谷戸	H21. 6. 12	236
620	荒久	あらく		乗附町	荒久	H26. 3. 4	68
621	はるな郷B	はるなごうB		箕郷町松之沢		H26. 3. 4	71
629	剣崎西	けんざきにし		剣崎町	長瀬	H27. 2. 27	50
574-2	下山ノ根（追加）	しもやまのね		山名町	日向	H29. 3. 17	87

3-5 雪崩危険箇所

土木事務所	番号	箇所名	町名		危険斜面面積 (m ²)
高崎	1	沼ノ原 1	榛名湖町	—	103,688
	2	沼ノ原 2	榛名湖町	—	108,116
	3	湖畔	榛名湖町	—	40,210
	4	中戸	上室田町	—	4,770
	5	本庄	上室田町	—	64,880
	6	和久沢	上室田町	—	6,826
	7	雨堤	上室田町	—	14,450
	8	神子田	中室田町	—	45,774
	9	西打越	中室田町	—	19,871
	10	松山	下室田町	—	30,993
	11	宮谷戸	下室田町	—	21,295
	12	駒寄	下室田町	—	23,498
	13	花見町	下室田町	—	18,679
	14	後料	下室田町	—	65,246
	15	上手長	下室田町	—	136,855
	16	下手長	下室田町	—	27,227
	17	一五沢	下室田町	—	63,188
	18	上一五沢 1	下室田町	—	70,491
	19	谷ヶ沢	上里見町	—	43,202
	20	鎧橋	上里見町	—	76,429
	21	根岸	中室田町	—	49,139
	22	城山	下室田町	—	9,825
	23	上宮沢	宮沢町	—	43,557
	24	神戸	神戸町	—	14,201
	25	欠ノ上	高浜町	—	3,982
	26	田畑	倉渚町	三ノ倉	46,073
	27	石上	倉渚町	三ノ倉	20,265
	28	相吉	倉渚町	水沼	12,681
	29	土城谷戸	倉渚町	三ノ倉	11,146
	30	上ノ谷戸	倉渚町	三ノ倉	16,862
	31	綱取	倉渚町	三ノ倉	30,569
	32	高野谷戸	倉渚町	三ノ倉	20,837
	33	中郷	倉渚町	水沼	10,484
	34	糺屋	倉渚町	三ノ倉	63,318
	35	関沢	倉渚町	権田	24,835
	36	石津	倉渚町	三ノ倉	33,941
	37	大谷戸	倉渚町	水沼	8,749
	38	相間	倉渚町	水沼	8,820
	39	上村	倉渚町	岩氷	131,700
	40	下平	倉渚町	権田	12,577
	41	元村	倉渚町	権田	24,180
	42	関谷	倉渚町	権田	8,240
	43	権田谷戸	倉渚町	権田	6,259
	44	鳴石	倉渚町	権田	142,354
	45	長井	倉渚町	権田	13,153
	46	本田	倉渚町	権田	10,738
	47	川西	倉渚町	権田	6,642
	48	西ヶ渚	倉渚町	川浦	139,408
	49	赤竹	倉渚町	川浦	26,815
	50	矢陸	倉渚町	川浦	101,828
	51	月並	倉渚町	川浦	115,381
	52	駒寄	箕郷町	善地	166,574
	53	はるな豪	箕郷町	松之沢	20,590
	54	松之沢 1	箕郷町	松之沢	11,088
	55	松之沢 2	箕郷町	松之沢	31,617
	56	上善地	箕郷町	善地	30,582
	57	蟹沢 1	箕郷町	富岡	6,997

3－6 土砂災害（特別）警戒区域指定状況

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定	指定年月日	告示番号
K0323-1	坂口-1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0323-2	坂口-2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0324	穴岡 (B)	高崎市吉井町小棚	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0325-1	穴岡-1	高崎市吉井町小棚	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0325-2	穴岡-2	高崎市吉井町小棚	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0326-1	岩木-1	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0326-2	岩木-2	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0326-3	岩木-3	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0327	根岸	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0328	中光寺	高崎市吉井町馬庭	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0329	下中林	高崎市吉井町馬庭	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0330	若宮 (B)	高崎市吉井町小暮	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0331	若宮	高崎市吉井町小暮	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0332-1	下長根-1	高崎市吉井町下長根	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0332-2	下長根-2	高崎市吉井町下長根	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0333-1	高-1	高崎市吉井町神保	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0333-2	高-2	高崎市吉井町高	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0333-3	高-3	高崎市吉井町高	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0333-4	高-4	高崎市吉井町高	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0333-5	高-5	高崎市吉井町高	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0334-1	森前-1	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0334-2	森前-2	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0334-3	森前-3	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0335-1	東谷 (B) -1	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0335-2	東谷 (B) -2	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0335-3	東谷 (B) -3	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0336-1	東谷-1	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0336-2	東谷-2	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0336-3	東谷-3	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0336-4	東谷-4	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0337	久保	高崎市吉井町深沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0338	深沢	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0340	久保 3	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0341	坂口 1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0342	中光寺 1	高崎市吉井町馬庭	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0343	神戸 1	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0344	上塩 2	高崎市吉井町塩	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0345	上塩 3	高崎市吉井町塩	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0346	神戸 4	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0347	赤谷 8	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0348	奥ノ宮 1	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0349-1	下越沢 1-1	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0349-2	下越沢 1-2	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K0349-3	下越沢 1-3	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2340	石神	高崎市吉井町石神	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2341	樋ノ沢 1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2342	樋ノ沢 3	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2343	大平 9	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2344	屋室 1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2345	屋室 2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2346-1	長坂 2-1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2346-2	長坂 2-2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2347	長坂 3	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2348-1	西ノ入 1-1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2348-2	西ノ入 1-2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2348-3	西ノ入 1-3	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K2349	西ノ入 2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2350-1	足沢深山 1-1	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2350-2	足沢深山 1-2	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2351	足沢深山 2	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2352	足沢深山 3	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2353	足沢中谷 1	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2354	久保 4	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2355	森上	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2356	根岸 1	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2357-1	九台 1-1	高崎市吉井町下奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2357-2	九台 1-2	高崎市吉井町下奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2358	宝姓寺 1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2359	宝姓寺 2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2360	細田 1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2361	細田 2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2362	西平 1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2363	西平 2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2364	馬場 1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2365	坂口 2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2366-1	坂口 3-1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2366-2	坂口 3-2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2367-1	坂口 5-1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2367-2	坂口 5-2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2368	大谷 1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2369-1	大谷 2-1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2369-2	大谷 2-2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2370	中林 1	高崎市吉井町馬庭	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2371	中林 2	高崎市吉井町馬庭	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2372	中林 4	高崎市吉井町馬庭	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2373	釜石 1	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2374	寺平 1	高崎市吉井町小棚	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2375	宿 6	高崎市吉井町長根	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2376	中塩 1	高崎市吉井町塩	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2377	上塩 1	高崎市吉井町塩	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2378	神戸 3	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2379	落合 1	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2380	釜久保 1	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2381	新屋敷 1	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2382	大沢 2	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2383	大沢 3	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2384	向山 1	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2385	河原 1	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2386	船場 1	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2387	新屋敷 2	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2388	西組 1	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2389	山下 1	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2390	塩坂 1	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2391	赤谷 9	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2392	八幡前 1	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2393	八幡前 2	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2397-1	天久保 2-1	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2397-2	天久保 2-2	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2398	奥ノ宮 2	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2399	森ノ前 2	高崎市吉井町東谷	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2400	中越沢 1	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2401	日向 1	高崎市吉井町塩	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K2402	細田 3	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5046-1	坂詰 1-1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5046-2	坂詰 1-2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K5047	長坂 1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5049	下五反田イ	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5050	天神 1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5051	天神 2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5052	下川原 1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5053	船場イ	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5054-1	船場ロ-1	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5054-2	船場ロ-2	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5055	塩水イ	高崎市吉井町大沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5057	樋ノ沢 2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5058	大平 7	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5059-1	大平 8-1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5060-1	坂口 4-1	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5060-2	坂口 4-2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K5061	森ノ前 1	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7115-1	八幡前 3-1	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7115-2	八幡前 3-2	高崎市吉井町多比良	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7150	若宮 2	高崎市吉井町小暮	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7151	石神 2	高崎市吉井町石神	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7152	足沢深山 4	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7153	足沢深山 5	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7154	長坂 3	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7155	長坂 4	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7156	森上 2	高崎市吉井町岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7157	下川原 2	高崎市吉井町坂口	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7158-1	小棚 2-1	高崎市吉井町小棚	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7158-2	小棚 2-2	高崎市吉井町小棚	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7159-1	長坂 5-1	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7159-2	長坂 5-2	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7159-3	長坂 5-3	高崎市吉井町上奥平	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7190	下長根 1	高崎市吉井町下長根	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7191	中塩 2	高崎市吉井町塩	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
K7231	小棚	高崎市吉井町小棚	急傾斜地の崩壊	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-001-1	赤谷沢-1	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-001-2	赤谷沢-2	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-002	八束川	高崎市吉井町塩	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-003	本松沢	高崎市吉井町神保	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-004	八束橋ノ谷沢	高崎市吉井町神保	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-005	神保沢	高崎市吉井町塩	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-006	塩沢	高崎市吉井町塩	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-007	上屋敷沢	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-008	中表山沢	高崎市吉井町小棚	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-009	長坂谷沢	高崎市吉井町馬庭	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-010	疋田谷沢	高崎市吉井町馬庭	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-011	寺前富士沢	高崎市吉井町小暮	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-012	若宮藤沢	高崎市吉井町小暮	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-013	かくまんやつ沢	高崎市吉井町小暮	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅰ-015	仏崎裏沢	高崎市吉井町小暮	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-001	小谷戸沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-002	上谷戸沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-003	八幡前沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-004	山ノ神東沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-005	大谷沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-007	八束沢	高崎市吉井町塩	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-008	浅間山沢	高崎市吉井町塩	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-009	陣見ヶ入沢	高崎市吉井町塩	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-010	小沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-011	城毛入沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-Ⅱ-012	城毛入東沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
363-II-013	杓子具沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-014	梅木平沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-015	真梨子沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-016	森下沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-017	金堀谷沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-018	小谷沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-019	滝ノ入沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-020	御堂沢	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-022	八子石沢	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-023	前沢	高崎市吉井町東谷	土石流	○		H22. 12. 21	364
363-II-024	屏風岩沢	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-025	井戸入沢	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-027	疋田沢	高崎市吉井町小暮	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-II-028	樋ノ沢	高崎市吉井町上奥平	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-001	深沢入沢	高崎市吉井町深沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-002	深沢入南沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-004	下五反田南沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○		H22. 12. 21	364
363-J-005	入生田沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-006	田ノ入沢東	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-007	田ノ入中沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-008	田ノ入沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-010	日久保沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-011	土合入向沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○		H22. 12. 21	364
363-J-016	長閘	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-017	瀧ノ前沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-020	一郷	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-021	柳谷	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-022	赤谷	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-023	赤谷入沢	高崎市吉井町多比良	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-024	西松田沢	高崎市吉井町多胡	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-025	八束川入沢	高崎市吉井町塩	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-026	陣見ヶ入沢	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-027	八反平	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-028	瀧ノ入沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-029	松場沢	高崎市吉井町大沢	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-030-1	日影沢 1	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-030-2	日影沢 2	高崎市吉井町東谷	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-J-031	東表沢	高崎市吉井町小棚	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-新-001	申田入沢 2	高崎市吉井町上奥平	土石流	○	○	H22. 12. 21	364
363-新-003	足ノ平沢北	高崎市吉井町多比良	土石流	○		H22. 12. 21	364
K0055-1	丸山ー 1	高崎市乗附町丸山	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0055-2	丸山ー 2	高崎市乗附町丸山	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0055-3	丸山ー 3	高崎市乗附町丸山	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0056-1	乗附町 (A)ー 1	高崎市乗附町蛇場見	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0056-2	乗附町 (A)ー 2	高崎市乗附町蛇場見	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0056-3	乗附町 (A)ー 3	高崎市乗附町蛇場見	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0056-4	乗附町 (A)ー 4	高崎市乗附町蛇場見	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0057	三本松	高崎市乗附町三本松	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0058	下乗附	高崎市乗附町下乗附	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0059	荒久 (B)	高崎市乗附町村内	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0060-1	荒久 (A)ー 1	高崎市乗附町荒久	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0060-2	荒久 (A)ー 2	高崎市乗附町荒久	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0060-3	荒久 (A)ー 3	高崎市乗附町荒久	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0070	下乗附 (A)	高崎市乗附町下乗附	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2011	乗附町 (B)	高崎市乗附町乗附	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2012	乗附町 (C)	高崎市乗附町乗附	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2013	乗附町 (D)	高崎市乗附町乗附	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K7004	乗附町寺、諏訪平	高崎市乗附町字寺、諏訪平	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K7005-1	乗附町乗附ー 1	高崎市乗附町乗附	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K7005-2	乗附町乗附－2	高崎市乗附町乗附	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0062-1	十二（Ａ）－１	高崎市鼻高町十二	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0062-2	十二（Ａ）－２	高崎市鼻高町十二	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0063	十二（Ｂ）	高崎市鼻高町十二	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0064-1	明神前－１	高崎市鼻高町明神前	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0064-2	明神前－２	高崎市鼻高町明神前	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0065-1	天神前（Ａ）－１	高崎市鼻高町天神前	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0065-2	天神前（Ａ）－２	高崎市鼻高町天神前	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0066	天神前（Ｂ）	高崎市鼻高町天神前	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0067-1	鼻高町（Ａ）－１	高崎市鼻高町鼻高	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0067-2	鼻高町（Ａ）－２	高崎市鼻高町鼻高	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2008	行人塚	高崎市鼻高町行人塚	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2009	鼻高町（Ｂ）	高崎市鼻高町鼻高	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2010	鼻高町（Ｃ）	高崎市鼻高町鼻高	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0032-1	鶴辺（Ｂ）－１	高崎市石原町鶴辺	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0032-2	鶴辺（Ｂ）－２	高崎市石原町鶴辺	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0032-3	鶴辺（Ｂ）－３	高崎市石原町鶴辺	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0050-1	梁山－１	高崎市石原町梁山	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0050-2	梁山－２	高崎市石原町梁山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0050-3	梁山－３	高崎市石原町梁山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0051-1	羽衣－１	高崎市石原町毛無	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0051-2	羽衣－２	高崎市石原町毛無	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0051-3	羽衣－３	高崎市石原町毛無	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0052	上之山	高崎市石原町上之山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0053-1	金沢山（Ｂ）－１	高崎市石原町金沢山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0053-2	金沢山（Ｂ）－２	高崎市石原町金沢山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0053-3	金沢山（Ｂ）－３	高崎市石原町金沢山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0053-4	金沢山（Ｂ）－４	高崎市石原町金沢山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0054-1	金沢山（Ａ）－１	高崎市石原町金沢山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0054-2	金沢山（Ａ）－２	高崎市石原町金沢山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0054-3	金沢山（Ａ）－３	高崎市石原町金沢山	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0045	館台	高崎市寺尾町館台	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0034-1	下和田（Ａ）－１	高崎市竜見町 下和田町二丁目	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0034-2	下和田（Ａ）－２	高崎市竜見町 下和田町二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0035	下和田（Ｂ）	高崎市下和田町二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0069	剣崎	高崎市剣崎町長瀬東	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-031	天神沢	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-032	蛇場見沢	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-033	城山沢	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-034	乗附谷	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-035	大平川	高崎市乗附町	土石流	○		H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-036	北大平沢	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-037	向荒久沢	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-038	上乘附川	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-039	上乘附沢	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅱ-018	蛇場見谷	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅱ-021	乗附沢	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅱ-022	城山沢	高崎市乗附町	土石流	○		H24. 3. 30	138
202-新-705	荒久沢川右支川 2	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-新-706	荒久沢川右支川 1	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-新-707	大平川右支川 1	高崎市乗附町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-040	寺沢川	高崎市鼻高町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-041	鼻高沢	高崎市鼻高町	土石流	○		H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-042	中鼻高沢	高崎市鼻高町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-Ⅰ-043	上鼻高沢	高崎市鼻高町	土石流	○		H24. 3. 30	138
202-新-709	碓氷川右支川 6	高崎市鼻高町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-新-710	碓氷川右支川 7	高崎市鼻高町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
202-J-004	碓氷川右支川 4	高崎市鼻高町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-J-005	碓氷川右支川 5	高崎市鼻高町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-022	品庄沢	高崎市石原町	土石流	○		H24. 3. 30	138
202-II-014	下観音沢	高崎市石原町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-016	上羽衣沢	高崎市石原町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-017	新川沢	高崎市石原町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-030	挺沢	高崎市片岡町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
K0029-1	八幡上-1	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0030-1	下石堂	高崎市根小屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0031	五輪田	高崎市根小屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0036-1	橋東-1	高崎市倉賀野町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0037-1	八幡前-1	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0037-2	八幡前-2	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0037-3	八幡前-3	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0038	下山ノ根	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0039-1	天水-1	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0039-2	天水-2	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0039-3	天水-3	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0039-4	天水-4	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0039-5	天水-5	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0040-1	山之上-1	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0040-2	山之上-2	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0040-3	山之上-3	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0040-4	山之上-4	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0040-5	山之上-5	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0040-6	山之上-6	高崎市山名町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0042	入小屋 (A)	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0043-1	鶴辺-1	高崎市石原町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0043-2	鶴辺-2	高崎市石原町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0043-3	鶴辺-3	高崎市石原町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0046-1	姥山 (A) -1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0046-2	姥山 (A) -2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0046-3	姥山 (A) -3	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0046-4	姥山 (A) -4	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0047-1	姥山 (B) -1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0047-2	姥山 (B) -2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0048	上之台 (B)	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0049-1	館 (B) -1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0049-2	館 (B) -2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0049-3	館 (B) -3	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0072	寺尾町 13	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0075	城山町一丁目 6	高崎市城山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2007	入古屋 (B)	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2014-1	小塚 1-1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2014-2	小塚 1-2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2014-3	小塚 1-3	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2015-1-1	寺尾町 1-1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2015-1-2	寺尾町 1-2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2015-2-1	寺尾町 2-1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2015-2-2	寺尾町 2-2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2017	寺尾町 5	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2018-1	寺尾町 6-1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2019	寺尾町 7	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2020	寺尾町 8	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2021-1	寺尾町 9-1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2021-2	寺尾町 9-2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2022	寺尾町 10	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2023-1	寺尾町 11-1	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2023-2	寺尾町 11-2	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K2024	寺尾町 12	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K7003	寺尾町寺尾	高崎市寺尾町	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-003	薬師谷	高崎市根小屋町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-004	薬師沢	高崎市根小屋町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-007	井戸沢	高崎市根小屋町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-012	蟹沢	高崎市根小屋町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-014	茶臼山沢	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-015	茶臼沢	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-023	えびす沢	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-024	えびす東沢	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-I-025	平館沢	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-001	山名沢	高崎市山名町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-002	西山名谷	高崎市山名町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-003	柳谷	高崎市山名町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-005	柳沢	高崎市山名町	土石流	○		H24. 3. 30	138
202-II-006	中山谷	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-009	上小塚沢	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-010	小塚沢	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-011	小塚谷	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-II-012	花表沢	高崎市寺尾町	土石流	○		H24. 3. 30	138
202-新-701	雁行川右支川 1	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
202-新-704	中山川右支川 1	高崎市寺尾町	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
323-I-004	仙沢	高崎市箕郷町善地	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
323-I-005	芦の沢川	高崎市箕郷町善地	土石流	○		H24. 3. 30	138
323-I-006	善地	高崎市箕郷町善地	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
323-I-007-1	浦川-1	高崎市箕郷町善地	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
323-I-007-2	浦川-2	高崎市箕郷町善地	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
323-I-009	上善地 2	高崎市箕郷町善地	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
323-I-011	下善地	高崎市箕郷町善地	土石流	○		H24. 3. 30	138
323-I-013	大沢川	高崎市箕郷町松之沢	土石流	○	○	H24. 3. 30	138
323-II-002	前の沢川	高崎市箕郷町善地	土石流	○		H24. 3. 30	138
323-II-003	中善地 2	高崎市箕郷町善地	土石流	○		H24. 3. 30	138
K0156-1	原山 1-1	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0156-3	原山 1-3	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0157-1	蟹沢 (B) -1	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0158-1	蟹沢 (A) -1	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0158-2	蟹沢 (A) -2	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0159-1	原山 2-1	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0159-2	原山 2-2	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0159-3	原山 2-3	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0159-4	原山 2-4	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0160	本村 (A)	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0161	はるな郷B	高崎市箕郷町松之沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0162	はるな郷 (A)	高崎市箕郷町松之沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0163-1	宅地-1	高崎市箕郷町松之沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0163-2	宅地-2	高崎市箕郷町松之沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0164-1	駒寄 1-1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0164-2	駒寄 1-2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0164-3	駒寄 1-3	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0165-2	上善地-2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0165-3	上善地-3	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0165-4	上善地-4	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0166-1	上善地 (B) -1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0166-2	上善地 (B) -2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0167	下善地	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0168-2	金敷平-2	高崎市箕郷町金敷平	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0168-3	金敷平-3	高崎市箕郷町金敷平	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0169-1	内宿-1	高崎市箕郷町西明屋	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0169-2	内宿-2	高崎市箕郷町西明屋	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K0170-2	蟹沢 (C) -2	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0170-3	蟹沢 (C) -3	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0170-4	蟹沢 (C) -4	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0171-1	本村 (B) -1	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K0171-2	本村 (B) -2	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0172-1	駒寄 3-1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K0172-2	駒寄 3-2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2095	法峰寺前	高崎市箕郷町西明屋	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2096-1	駒寄 2-1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K2096-2	駒寄 2-2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K2096-3	駒寄 2-3	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2097	駒寄 4	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2098-1	駒寄 5-1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2098-2	駒寄 5-2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○		H24. 3. 30	138
K2098-3	駒寄 5-3	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2099	上善地 1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2100	上善地 2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2101-1	上善地 3-1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2101-2	上善地 3-2	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2102	上善地 4	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2103	荻之窪 1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2104	善地 1	高崎市箕郷町善地	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2106	中野 3	高崎市箕郷町中野	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2107-1	中野 4-1	高崎市箕郷町中野	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2107-2	中野 4-2	高崎市箕郷町中野	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2107-3	中野 4-3	高崎市箕郷町中野	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2107-4	中野 4-4	高崎市箕郷町中野	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2108	中野 5	高崎市箕郷町中野	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2110-1	松之沢 1-1	高崎市箕郷町松之沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2110-2	松之沢 1-2	高崎市箕郷町松之沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2111	滝ノ沢 9	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2112	蟹沢 1	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2113	蟹沢 2	高崎市箕郷町富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2114	11 区南 1	高崎市箕郷町東明屋	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2115	白川和田山 1	高崎市箕郷町白川	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2116-1	滝ノ沢 8-1	高崎市箕郷町白川	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K2116-2	滝ノ沢 8-2	高崎市箕郷町白川	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K5013	中野イ	高崎市箕郷町中野	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
K5014	中野ロ	高崎市箕郷町松之沢	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 3. 30	138
1	中鼻高	高崎市鼻高町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
2	少林山	高崎市鼻高町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
3	大平 1 (大平 1)	高崎市乗附町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
4	下乗附	高崎市乗附町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
5	石原北	高崎市石原町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
6	石原	高崎市石原町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
010001	鼻高町	高崎市鼻高町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
202-001	大平 2 (大平 2)	高崎市乗附町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
202-002	地獄谷	高崎市乗附町	地滑り	○		H24. 3. 30	138
K0790	館石	高崎市八幡町 安中市板鼻	急傾斜地の崩壊	○	○	H24. 10. 12	319
K0076	城山	高崎市下里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0077	根岸	高崎市中里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0078	根岸 (B)	高崎市中里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0079	築場	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0080	中戸	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0081-1	本庄ー 1	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0081-2	本庄ー 2	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0082-1	宮谷戸 (B)ー 1	高崎山下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0082-2	宮谷戸 (B)ー 2	高崎山下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K0082-3	宮谷戸（Ｂ）－３	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0083-1	宮谷戸（Ａ）－１	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○		H25. 3. 19	118
K0083-2	宮谷戸（Ａ）－２	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○		H25. 3. 19	118
K0083-3	宮谷戸（Ａ）－３	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○		H25. 3. 19	118
K0083-4	宮谷戸（Ａ）－４	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0084	上ノ原	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0085	社家町（Ｃ）	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0086-1	社家町（Ｂ）－１	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0086-2	社家町（Ｂ）－２	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0086-3	社家町（Ｂ）－３	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0086-4	社家町（Ｂ）－４	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0087-1	社家町（Ａ）－１	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0087-3	社家町（Ａ）－３	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0088-1	滝ノ平－１	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0088-2	滝ノ平－２	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0089-1	沼ノ原－１	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0089-2	沼ノ原－２	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0089-3	沼ノ原－３	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0089-4	沼ノ原－４	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0089-5	沼ノ原－５	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0090-1	打越－１	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0090-2	打越－２	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0091	大久保	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0092-1	谷津－１	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0092-2	谷津－２	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0093-1	松山－１	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0093-2	松山－２	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0093-3	松山－３	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0093-4	松山－４	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0094	花見町	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0095-1	駒寄－１	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0095-2	駒寄－２	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0096	一後沢	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0097-1	一五沢－１	高崎市宮沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0097-2	一五沢－２	高崎市宮沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0098-1	上宮沢－１	高崎市宮沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0098-2	上宮沢－２	高崎市宮沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0099	上手長（Ｂ）	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0100	後料	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0101	上手長（Ａ）	高崎市下室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0102-1	神戸手長－１	高崎市神戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0102-2	神戸手長－２	高崎市神戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0103	神戸	高崎市三ツ子沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0104-1	三ツ子沢－１	高崎市神戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0104-2	三ツ子沢－２	高崎市神戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0106-1	道角－１	高崎市高浜町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0106-2	道角－２	高崎市高浜町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0106-3	道角－３	高崎市高浜町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0107-1	本庄（Ｂ）－１	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0107-2	本庄（Ｂ）－２	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0107-3	本庄（Ｂ）－３	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0107-4	本庄（Ｂ）－４	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0108	三ツ子沢（Ｂ）	高崎市高浜町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0109	沼ノ原１	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0110-1	沼ノ原３－１	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0110-2	沼ノ原３－２	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0111-1	神子田１－１	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0111-2	神子田１－２	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0112-1	上ノ原１－１	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K0112-2	上ノ原 1－2	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0113-1	下中込 1－1	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0113-2	下中込 1－2	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0114-1	間野 1－1	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0114-2	間野 1－2	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0115	相吉	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0116-1	島山－1	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0116-2	島山－2	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0116-3	島山－3	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0116-4	島山－4	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0117-1	下水沼－1	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0117-2	下水沼－2	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0118	中郷	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0119	中尾	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0120-1	大谷戸－1	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0120-2	大谷戸－2	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0121-1	相間－1	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0121-2	相間－2	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0122-1	上野－1	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0122-2	上野－2	高崎市倉淵町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0123-1	上村－1	高崎市倉淵町岩水	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0123-2	上村－2	高崎市倉淵町岩水	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0124	堀ノ沢	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0125-1	西ヶ淵－1	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0125-2	西ヶ淵－2	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0126	赤竹	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0127-1	矢陸－1	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0127-2	矢陸－2	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0128-1	月並－1	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0128-2	月並－2	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0129	上ノ山	高崎市倉淵町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0130-1	小倉－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0130-2	小倉－2	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0131	上宿	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0132-1	長井－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0132-2	長井－2	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0133-1	川西－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0133-2	川西－2	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0133-3	川西－3	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0133-4	川西－4	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0134-1	鳴石－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0134-2	鳴石－2	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0134-3	鳴石－3	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0134-4	鳴石－4	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0134-5	鳴石－5	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0135	権田谷戸	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0136	関谷	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0137-1	上ノ久保－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0138-1	高座－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0138-2	高座－2	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0138-3	高座－3	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0138-4	高座－4	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0139	下平	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0140-1	山田－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0140-2	山田－2	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0141-1	石津－1	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0141-2	石津－2	高崎市倉淵町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0141-3	石津－3	高崎市倉淵町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0141-4	石津－4	高崎市倉淵町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K0142	小高	高崎市倉渚町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0143-1	関沢－ 1	高崎市倉渚町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0143-2	関沢－ 2	高崎市倉渚町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0143-3	関沢－ 3	高崎市倉渚町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0144-1	鍛冶屋－ 1	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0144-2	鍛冶屋－ 2	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0144-3	鍛冶屋－ 3	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0145-1	糝屋－ 1	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0145-2	糝屋－ 2	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0146	細入	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0147-1	高野谷戸－ 1	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0147-2	高野谷戸－ 2	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0148	網取	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0149-1	上ノ谷戸－ 1	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0149-2	上ノ谷戸－ 2	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0150	土城谷戸	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0151	石上	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0152-1	田畑－ 1	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0152-2	田畑－ 2	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0152-3	田畑－ 3	高崎市倉渚町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0153-1	上ノ山 1－ 1	高崎市倉渚町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0153-2	上ノ山 1－ 2	高崎市倉渚町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0154	長井 2	高崎市倉渚町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K0155	上下道 1	高崎市倉渚町岩水	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2025	矢ヶ沢	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2026-1	十文字－ 1	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2026-2	十文字－ 2	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2026-3	十文字－ 3	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2027	社家町 1	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2028	社家町 2	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2029	社家町 3	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2030-1	八本松 1－ 1	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2030-2	八本松 1－ 2	高崎市榛名山町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2031	大林 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2032	上ノ原 2	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2033	大和田 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2034	雨堤 1	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2035-1	本庄 1－ 1	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2036	斉度南原 1	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2037	日影本庄 1	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2038	上神 1	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2039	鎧橋	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2040	菖蒲沢 1	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2042-1	大林 2－ 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2042-2	大林 2－ 2	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2043	後沢 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2044	宮谷上 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2045	一五沢 1	高崎市宮沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2046	下手長 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2047	駒寄 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2048	上手長 1	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2049	芋干場 3	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2050	神戸 2	高崎市神戸町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2051	岩下	高崎市倉渚町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2053	元沢 1	高崎市倉渚町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2054	元沢 2	高崎市倉渚町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2055	権田 1	高崎市倉渚町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2056-1	元三沢 1－ 1	高崎市倉渚町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2056-2	元三沢 1－ 2	高崎市倉渚町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
K2057-1	三沢 1-1	高崎市倉渕町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2057-2	三沢 1-2	高崎市倉渕町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2058	唐堀 1	高崎市倉渕町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2059-1	長井 1-1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2059-2	長井 1-2	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2060	高座 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2062	亀沢 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2063	亀沢 2	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2064	熊久保 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2065	熊久保 2	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2066	大島 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2067	大島 2	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2068	岩下 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2070	花輪 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2072	大反 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2074	関沢 1	高崎市倉渕町権田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2075	下道 1	高崎市倉渕町岩水	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2076	蘭津 1	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2077	細入 1	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2078	築地 1	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2079-1	暖井 1-1	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2079-2	暖井 1-2	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2080	綱取 1	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2081	石上 1	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2082	明神	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2083	猿谷 2	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2084	大平 1 3	高崎市倉渕町川浦	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2085	栗崎	高崎市倉渕町三ノ倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2086	上野 1	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2087	相間 2	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2088	相間 3	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2089	中尾 3	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2090-1	中尾 4-1	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2090-2	中尾 4-2	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2091-1	中郷 1-1	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2091-2	中郷 1-2	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2092	中郷 2	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2093	中郷 3	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K2094	島山 1	高崎市倉渕町水沼	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K5006	沼ノ原 4	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K5007	蕨平イ	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K5008	中戸イ	高崎市上室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K5009	お干場イ	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K5010	不動イ	高崎市中室田町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K5011	榛名山イ	高崎市榛名湖町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K5012	一五沢イ	高崎市宮沢町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K6023	荳干場 1	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K6024-1	上金井原 1-1	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K6024-2	上金井原 1-2	高崎市十文字町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K6025	鎧橋-1	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
K6026	間野	高崎市上里見町	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-001-1	中里見-1	高崎市中里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-001-2	中里見-2	高崎市中里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-002	井ノ下 1	高崎市中里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-003	井ノ下 2	高崎市中里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-004-1	井ノ下 3-1	高崎市中里見町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-004-2	井ノ下 3-2	高崎市中里見町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-005	井ノ下 4	高崎市中里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-007	上里見 1	高崎市上里見町	土石流	○		H25. 3. 19	118

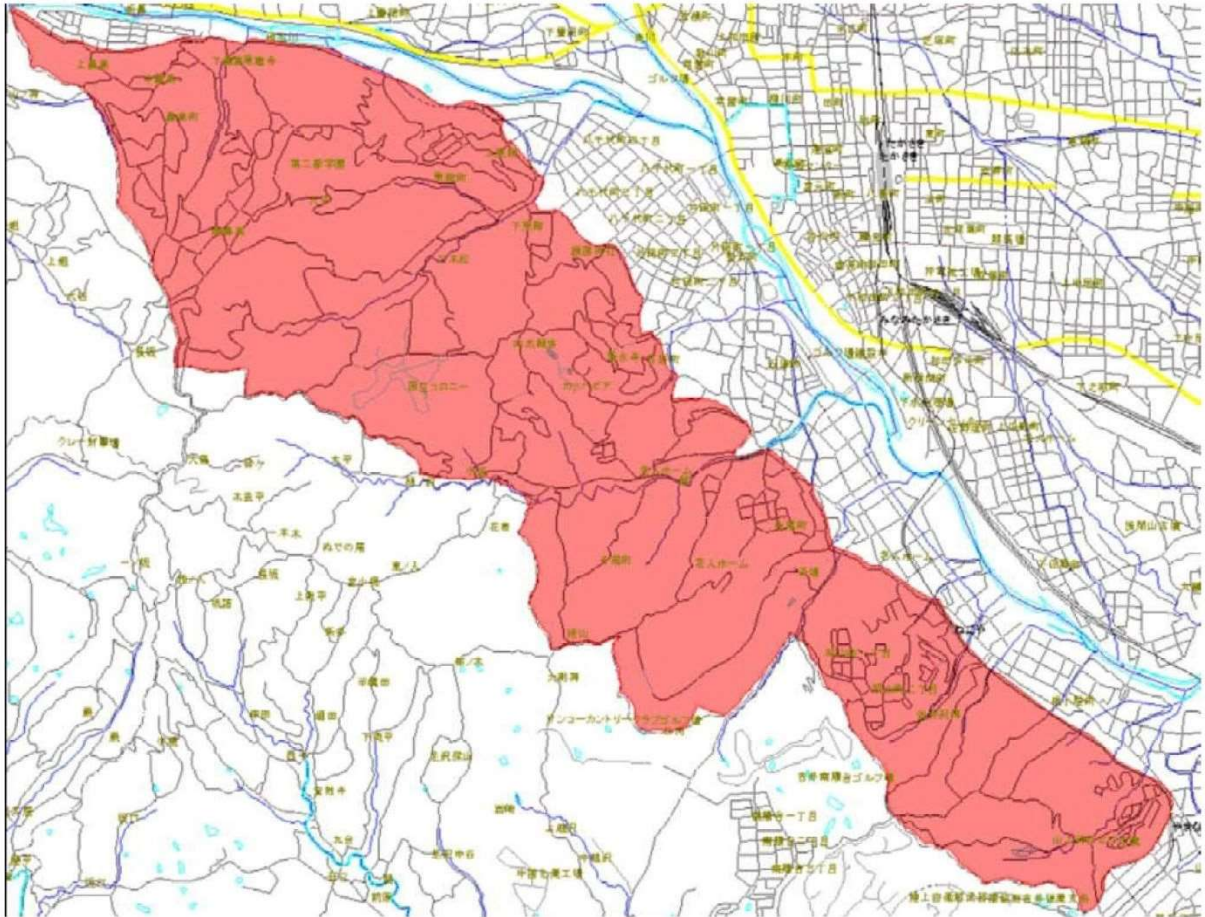
箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
321-I-008	御嶽沢	高崎市上里見町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-009	八幡沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-010-1	経塚川ー 1	高崎市上里見町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-011	房坂川 1	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-012	房坂川 2	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-013	蕨平沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-014-1	清水沢川ー 1	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-015	蕨平川	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-016	梁場 1	高崎市上里見町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-017	保古里沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-018	谷ヶ沢 1	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-019	谷ヶ沢川	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-020	谷ヶ沢 2	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-021	下間野沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-022	新梨川	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-023	間野沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-024	根古屋	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-025	中島川	高崎市下室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-026	花見町 1	高崎市下室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-027	花見町 2	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-028	駒寄	高崎市下室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-030	十五沢 2	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-031-1	駒寄川ー 1	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-031-2	駒寄川ー 2	高崎市下室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-032	十五沢 3	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-033	上手長 1	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-036	沼ノ原 1	高崎市榛名湖町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-037	沼ノ原 2	高崎市榛名湖町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-038	沼ノ原 3	高崎市榛名湖町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-039	沼ノ原 4	高崎市榛名湖町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-040	沼ノ原 5	高崎市榛名湖町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-041	湖畔沢	高崎市榛名湖町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-042	滝ノ沢	高崎市榛名湖町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-043	下中込	高崎市上室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-501	畳石沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-502	中峯沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-503	丸子沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-505	鳥ノ沢川	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-507	原田沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-508	東岩城川	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-509	上岩城川	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-510	岩城 1 号沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-511	岩城 2 号沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-512	岩城 3 号沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-513	岩城 4 号沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-514	岩城 5 号沢	高崎市下室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-515	中室田沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-516	谷津沢	高崎市中室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-I-517-1	沢田川ー 1	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-517-2	沢田川ー 2	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-I-518	室田沢	高崎市下室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-II-001	下里見 1	高崎市下里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-002-1	下里見 2ー 1	高崎市中里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-002-2	下里見 2ー 2	高崎市中里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-003-1	井ノ下 6ー 1	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-003-2	井ノ下 6ー 2	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-004	梁場 2	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-005	一ツ谷	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-006	東間野	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
321-II-007	上手長 2	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-008	上手長 3	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-009	下手長	高崎市下室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-011	十文字 1	高崎市十文字町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-012	十文字 2	高崎市十文字町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-016	右寄沢	高崎市宮沢町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-017	車川	高崎市宮沢町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-501	日蔭本庄 1 号沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-502	日蔭本庄 2 号沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-503	大久保沢	高崎市榛名山町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-II-504	車沢	高崎市榛名山町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-II-505	社家町 6 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-506	榛名山 7 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-507	八本松 2 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-II-508	大和田沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-509-1	市和田沢－ 1	高崎市中室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-II-509-2	市和田沢－ 2	高崎市中室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-II-510	西岩城川	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-II-512	中井川	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-001	下里見 3	高崎市下里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-002	下里見 4	高崎市下里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-006	十文字 4	高崎市十文字町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-007	梅ノ木	高崎市十文字町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-008	榛名山	高崎市榛名湖町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-009	沼ノ原 6	高崎市榛名湖町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-010	沼ノ原 7	高崎市榛名湖町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-501	日蔭本社沢	高崎市上里見町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-504	榛名山 3 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-505	榛名山 4 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-509	社家町 2 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-512	榛名川	高崎市榛名山町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-J-513	社家町 5 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-514	社家町 7 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-515	榛名山 8 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-516	八本松 1 号沢	高崎市榛名山町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-J-517	滑川	高崎市中室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-J-518	糠塚沢	高崎市中室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-J-519	大和田 1 号沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-520	大和田 2 号沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
321-J-521	堀ノ沢川	高崎市中室田町	土石流	○		H25. 3. 19	118
321-J-522	立足沢	高崎市中室田町	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-504	下村沢	高崎市倉渚町岩氷	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-505	ナギノ沢	高崎市倉渚町岩氷	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-506	上村沢	高崎市倉渚町岩氷	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-507-1	湯ヶ沢 1 号沢－ 1	高崎市倉渚町川浦	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-507-2	湯ヶ沢 1 号沢－ 2	高崎市倉渚町川浦	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-508-1	湯ヶ沢 2 号沢－ 1	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-508-2	湯ヶ沢 2 号沢－ 2	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-509	湯ヶ沢 3 号沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-510	湯ヶ沢川	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-511	湯ヶ沢 4 号沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-512	下道沢	高崎市倉渚町岩氷	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-513-1	神堀沢－ 1	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-514	内手川	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-515	後沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-516	堀ノ沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-517	マンドコ沢川	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-518	江戸沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-519	西ヶ渚沢（ 1 ）	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118

箇所番号	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	警戒 区域の指定	特別警戒 区域の指定	指定 年月日	告示 番号
322-I-520	矢陸沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-521	井戸入沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-522	西ヶ渚沢（2）	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-523-1	境沢－1	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-523-2	境沢－2	高崎市倉渚町川浦	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-524-1	熊久保沢－1	高崎市倉渚町権田	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-524-2	熊久保沢2	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-525	陣田沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-527	浄土川（2）	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-528	花輪沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-529	上ノ平沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-532	西糺屋沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-533	東糺屋沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-534-4	細入沢－4	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-534-5	細入沢－5	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-534-6	細入沢－6	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-535	暖井沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-536-1	寺沢川－1	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-537	上宿	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-538	下宿	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-539	高野谷戸沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-540-2	兎沢－2	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-541	近江沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-542	土城谷戸1号沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-543	滝ノ沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-I-544	田畑沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-I-545	十二沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-501	天狗沢	高崎市倉渚町岩氷	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-502	湯ヶ沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-503	井出入沢	高崎市倉渚町岩氷	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-504	元三沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-505	新開沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-506	細尾沢	高崎市倉渚町川浦	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-507	亀沢1号沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-508	亀沢2号沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-509-1	亀沢3号沢－1	高崎市倉渚町権田	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-509-2	亀沢3号沢－2	高崎市倉渚町権田	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-510	小倉沢（1）	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-511	小倉沢（2）	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-512	大平沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-514-1	水有沢－1	高崎市倉渚町権田	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-517	狐久保沢	高崎市倉渚町権田	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-518	関沢川	高崎市倉渚町権田	土石流	○		H25. 3. 19	118
322-II-519	突抜沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-520	柏木沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
322-II-521	土城谷戸2号沢	高崎市倉渚町三ノ倉	土石流	○	○	H25. 3. 19	118
7	広鈴沢南	高崎市倉渚町川浦	地滑り	○		H25. 3. 19	118
9	高野谷戸東	高崎市倉渚町三ノ倉	地滑り	○		H25. 3. 19	118
50	大沢	高崎市吉井町大沢	地滑り	○		H25. 3. 19	118
51 (14)	東谷（東谷）	高崎市吉井町東谷	地滑り	○		H25. 3. 19	118
52	東谷下	高崎市吉井町新屋敷	地滑り	○		H25. 3. 19	118
53	馬庭	高崎市吉井町馬庭	地滑り	○		H25. 3. 19	118
321-001	谷ヶ沢	高崎市上里見町	地滑り	○		H25. 3. 19	118
321-002	風戸	高崎市上里見町	地滑り	○		H25. 3. 19	118
322-001	大平	高崎市倉渚町岩氷	地滑り	○		H25. 3. 19	118
322-003	浅間隠山東	高崎市倉渚町川浦	地滑り	○		H25. 3. 19	118
363-001 (15)	日景山（大沢）	高崎市吉井町大沢	地滑り	○		H25. 3. 19	118
K0169-3	内宿-3	高崎市箕郷町西明屋	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 29	79
K0169-4	内宿-4	高崎市箕郷町西明屋	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 3. 29	79

3－7 宅地造成工事規制区域図

高崎市観音山区域 1,732ha （建設省告示第 4601 号昭和 42 年 12 月 28 日）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（空間データ基盤）を複製したものです。
（承認番号 平 1 6 総複、第 1 6 号）」

3-8 重要水防区域

■国管理（高崎河川国道事務所管内）重要水防箇所

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定水防工法
	種別	階級		所在地	位置(K,m)			
烏 川	工作物	B	左	並榎町	18.8 上 15	1 箇所	君ヶ代橋 桁下高余裕高不足	積み土のう
烏 川	旧川跡	要	左	常盤町	18.2 下 80～190	868	旧川跡	月の輪工
烏 川	越水(溢水)	B	左	高松町	17.6 上 110～17.8 上 40	128	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	積み土のう
烏 川	旧川跡	要	左	新後閑町	15.4 下 10～15.6 下 50	160	旧川跡	月の輪工
烏 川	(重点)		左	和田多中町	15.2	1 箇所	危険箇所（越水）	積み土のう
烏 川	工作物	A	左	上佐野町	14.4 上 175	1 箇所	烏川橋梁（上信線） 桁下高が計画水位以下	積み土のう
烏 川	工作物	A	左	上佐野町	14.4 上 90	1 箇所	佐野橋 桁下高が計画水位以下	積み土のう
烏 川	(重点) 越水(溢水)	A	左	下佐野町	12.0 11.4～12.4 上 90	1,111	無堤	積み土のう
烏 川	越水(溢水)	B	左	倉賀野町	9.9 上 50～9.9 上 90	40	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	積み土のう
烏 川	越水(溢水)	B	左	倉賀野町	9.4 上 20～9.4 上 30	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	積み土のう
烏 川	工作物	B	左	倉賀野町	8.8 上 34	1 箇所	J R 高崎線烏川橋梁（上り） 桁下高余裕高不足	積み土のう
烏 川	工作物	B	左	倉賀野町	8.6 上 75.0	1 箇所	新柳瀬橋 桁下高余裕高不足	積み土のう
烏 川	(重点)		左	岩鼻町	7.8	1 箇所	危険箇所（越水）	積み土のう
烏 川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B 要	右	下豊岡町	19.0 18.6 上 80～19.0	319	危険水位設定箇所(高松観測所) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	積み土のう 水マット工
					18.4～19.0 18.4 上 10～18.6 上 20	600 158	堤防脆弱性指標*が基準値以上 旧川跡	月の輪工
烏 川	工作物	B	右	下豊岡町	18.8 上 37	1 箇所	君ヶ代橋 桁下高余裕高不足	積み土のう
烏 川	越水(溢水)	B	右	下豊岡町	18.2 下 70～18.2 上 130	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	積み土のう
烏 川	堤体漏水	B	右	聖石町～ 下豊岡町	16.8 上 10～18.0 上 10	1200	堤防脆弱性指標 t * が基準値以上	水マット工 月の輪工
烏 川	堤体漏水 旧川跡	B 要	右	石原町～ 聖石町	16.2 上 180～16.6 上 160	380 265	堤防脆弱性指標 t * が基準値以上	水マット工 月の輪工

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定水防工法
	種別	階級		所在地	位置(K,m)			
					16.4 下 20～16.6 上 30		旧川跡	
鳥 川	旧川跡	要	右	石原町	15.6 上 20～16.4 下 20	853	旧川跡	月の輪工
鳥 川	工作物	B	右	石原町	15.4 上 192	1箇所	城南大橋 桁下高余裕高不足	積み土のう
鳥 川	旧川跡	要	右	寺尾町	15.4 上 80～15.6 下 100	21	旧川跡	月の輪工
鳥 川	(重点) 越水 (溢水) 旧川跡 旧川跡	B 要	右	寺尾町	15.2 14.4 上 20～15.4 上 80 15.4 上 30～15.4 上 80 14.6 下 70～14.8 下 40	1箇所 1,018 53 218	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未滿 旧川跡 旧川跡	積み土のう 月の輪工
鳥 川	工作物	B	右	佐野窪町	14.4 上 77	1箇所	鳥川橋梁（上信線） 桁下高が計画水位以下	積み土のう
鳥 川	工作物	A	右	佐野窪町	14.4 上 32	1箇所	佐野橋 桁下高が計画水位以下	積み土のう
鳥 川	(重点) 越水 (溢水) 旧川跡 新堤防	A 要 要	右	根小屋町 寺尾町	13.4 12.2～14.4 上 20 14 下 90～14.2 上 30 13.4 上 15～13.4 上 35 13.4 下 64～13.4 下 18 13.2 上 17～13.2 上 77 13.2 下 43～13.2 下 71 13 下 71～13 下 7 12.4 下 51～12.4 下 3	2115 339 20 46 60 43 75 74	無堤（余裕高不足） 旧川跡 新堤防 新堤防（R1 根小屋町（3 工区） 築堤工事 R2.5 末） 新堤防（鳥川右岸根小屋町築 堤工事）	積み土のう (月の輪工)
鳥 川	旧川跡	要	右	根小屋町	11.8 上 70～12.2 下 0	363	旧川跡	月の輪工
鳥 川	陸閘	要	右	根小屋町	11.8（柳沢川）	1箇所	根小屋陸閘	角落工
鳥 川	旧川跡	要	右	根小屋町	11 下 100～11.6 下 100	627	旧川跡	月の輪工
鳥 川	堤体漏水	B	右	阿久津町	9.6 上 180～9.8 上 100	120	堤防脆弱性指標 t *が基準値以上	水マット工 月の輪工
鳥 川	旧川跡	要	右	阿久津町	9.8 下 60～	52	旧川跡	月の輪工

河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定 水防工法
	種別	階級		所在地	位置 (K,m)			
					9.8 下 20			
烏 川	越水 (溢水)	B	右	阿久津町	9.5 上 30～9.5 上 70	40	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未滿	積み土のう
烏 川	水衝洗堀	B	右	新町	3.8～4.0	200	水衝部及び洗堀箇所	木流し工 シート張り工
神流川	堤体漏水	B	左	新町	2.0 上 100～ 2.4 上 100	402	すべり破壊に対する安全性が 確保 されていない箇所	シート張り工
神流川	(重点)		左	新町	1.6	1 箇所	危険箇所 (越水)	積み土のう
神流川	旧川跡	要	左	新町	0.6 下 30～ 1.6 下 70	965	旧川跡	月の輪工
神流川	旧川跡	要	左	新町	0.20～ 0.4 下 70	129	旧川跡	月の輪工
鎗 川	(重点)		左	山名町	3.0	1 箇所	危険箇所 (越水)	積み土のう
鎗 川	旧川跡	要	左	山名町	2.6 下 60～ 2.8 下 40	194	旧川跡	月の輪工
鎗 川	旧川跡	要	左	木部町	2.4 下 40～ 2.4 上 20	54	旧川跡	月の輪工
鎗 川	(重点)		左	木部町	2.2	1 箇所	危険箇所 (越水)	積み土のう
鎗 川	旧川跡	要	左	木部町	1.4 上 90～ 1.6 上 20	105	旧川跡	月の輪工
鎗 川	堤体漏水	B	左	阿久津町	0.2 上 170～ 0.4 上 50	127	すべり破壊に対する安全性が 確保されていない箇所	シート張り工
碓氷川	(重点)		左	下豊岡町	0.2	1 箇所	危険箇所 (越水)	積み土のう
碓氷川	工作物	B	左	下豊岡町	0.0 上 116	1 箇所	八千代橋 桁下高余裕高不足	積み土のう
碓氷川	堤体漏水	B	右	八千代町～ 乗附町	0.2 上 100～0.6 上 40	340	すべり破壊に対する安全性が 確保されていない箇所	シート張り工 積み土のう
碓氷川	工作物	B	右	八千代町	0.0 上 112	1 箇所	八千代橋 桁下高余裕高不足	積み土のう
碓氷川	(重点)		右	八千代町	0.0	1 箇所	危険箇所 (越水)	積み土のう

■群馬県管理（高崎土木事務所管内）重要水防箇所

河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定水 防工法
	種別	階級		所在地	位置 (K, m)			
利根川	堤防高 堤防断面	B B	右	中島町 宿横手町	高崎 JCT 付近	1, 200	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	
利根川	堤防断面	B	右	西横手町 萩原町	昭和大橋下流	200	堤防断面不足	
烏川	堤防高 堤防断面	A+ 要注	右	下豊岡町 北久保町 上豊岡町	君ヶ代橋上流	1, 300	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	
烏川	堤防断面 法崩れ・すべり	B+ 要注	右	上豊岡町 剣崎町 金井淵町 町屋町	環状大橋上流	1, 070	堤防断面不足 法崩れ・すべりの恐れ	
烏川	堤防断面	B	左	下小碓町	環状大橋上流	400	堤防断面不足	
烏川	堤防断面	B	左	我峰町	我峰橋下流	300	堤防断面不足	
烏川	堤防断面	B	右	町屋町	我峰橋上流	200	堤防断面不足	
烏川	堤防断面	B	左	我峰町	烏川と榛名白川の 合流地点より上流	150	堤防断面不足	
烏川	堤防高 堤防断面	B B	右	町屋町	町屋橋上流	470	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	
烏川	堤防高 堤防断面	B B	左	本郷町	町屋橋上流	110	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	
烏川	堤防高	A	左	本郷町	町屋橋上流	600	堤防高不足（流下能力）	
烏川	堤防高	B	右	町屋町	町屋橋上流	150	堤防高不足（流下能力）	
烏川	堤防高 堤防断面	A A	右	下大島町 上大島町 町屋町	町屋橋上流	1, 350	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	
烏川	堤防断面	B	右	中里見町 上里見町	井戸沢橋上流	400	堤防断面不足	
烏川	堤防断面	B	右	上里見町	昭和橋上流	170	堤防断面不足	
烏川	堤防高	A	左	下室田町	昭和橋森下橋間の 中間付近	200	堤防高不足（流下能力）	
烏川	堤防高	A	左	下室田町	森下橋上下流	300	堤防高不足（流下能力）	
井野川	法崩れ・すべり	B	右	綿貫町	鎌倉橋上下流	1, 200	法崩れ・すべりの恐れ	
井野川	堤防断面	B	左	元島名町	下井野川橋下流	200	堤防断面不足	
井野川	堤防断面	B	左	元島名町	下井野川橋上流	400	堤防断面不足	
井野川	堤防断面	B	左	矢島町	水路横断橋上流	200	堤防断面不足	

河川名	重要度		左	重要水防箇所		延長	重要な理由	想定水
井野川	堤防断面	B	左	矢島町 新保町	中井野川橋下流	200	堤防断面不足	
井野川	法崩れ・すべり	B	左	井野町	井野川橋上流	200	法崩れ・すべりの恐れ	
染谷川	水衝	B	左	新保田中町	田中橋上下流	250	水衝部、過去の越流実績	
染谷川	水衝	B	右	新保田中町	田中橋上下流	250	水衝部、過去の越流実績	
鎗川	堤防高	A	左	吉井町岩井	上信電鉄西山名駅より上流	200	堤防高不足（流下能力）	
鎗川	堤防高 堤防断面	A A	左	吉井町馬庭 吉井町小串	入野橋上下流	750	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	
鎗川	堤防断面	B+ 要注	右	吉井町中島	入野橋上流	250	堤防断面不足	
鎗川	堤防高	A	右	吉井町池 吉井町中島	多胡橋下流	1,550	堤防高不足（流下能力）	
鎗川	堤防高	B	左	吉井町馬庭	対岸吉井運動公園下流	200	堤防高不足（流下能力）	
鎗川	堤防高	B	左	吉井町馬庭	対岸多胡碑下流	200	堤防高不足（流下能力）	
鎗川	堤防高	A	左	吉井町馬庭	多胡橋下流	200	堤防高不足（流下能力）	
碓氷川	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	左	下豊岡町 上豊岡町	中乗橋下流	1,450	堤防断面不足 法崩れ・すべりの恐れ	
碓氷川	堤防断面	B	右	乗附町	乗附小学校より上流	200	堤防断面不足	
碓氷川	堤防高 法崩れ・すべり	A A	右	乗附町	中乗橋下流	800	堤防高不足（流下能力） 法崩れ・すべりの恐れ	
碓氷川	堤防断面	B	左	上豊岡町	対岸達磨寺より下流	200	堤防断面不足	
碓氷川	堤防断面	B	左	藤塚町	対岸達磨寺より下流	200	堤防断面不足	
碓氷川	堤防高 堤防断面	B	右	鼻高町	達磨寺より上流	1,400	堤防高不足（流下能力） 堤防断面不足	
碓氷川	堤防断面	B	左	藤塚町 八幡町	対岸達磨寺より上流	200	堤防断面不足	
榛名白川	堤防断面	B	左	我峰町	榛名白川と烏川合流地点より上流	100	堤防断面不足	
碓氷川	堤防断面	B	右	我峰町	榛名白川と烏川合流地点より上流	200	堤防断面不足	
榛名白川	堤防断面	B	右	沖町	（主）前橋安中富岡線より上流	200	堤防断面不足	
榛名白川	堤防断面	B	左	沖町 楽間町	（主）前橋安中富岡線より上流	1,000	堤防断面不足	
榛名白川	堤防高	B	右	箕郷町白川	（主）前橋安中富岡線より上流	200	堤防高不足（流下能力）	

河川名	重要度		左	重要水防箇所		延長	重要な理由	想定水
榛名白川	堤防断面	B	左	箕郷町上芝	栄橋上流	200	堤防断面不足	
榛名白川	堤防断面	B	右	箕郷町富岡	栄橋上流	200	堤防断面不足	
烏川	堤防高	要注	右	上並榎町	JR 信越本流上流	400	新堤築造後 3 年未満 (令和③年度竣工)	
鐺川	堤防高 堤防断面	要注	右	吉井町中島	入野橋下流	300	新堤築造後 3 年未満 (令和 5 年度竣工)	

4 災害対策資料

4-1 防災関係機関

群馬県

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電話番号	FAX番号
総務部危機管理課 総務部消防保安課	371-8570 前橋市大手町 1-1-1		027-226-2255 027-226-2241	027-221-0158
高崎行政県税事務所	370-0805 高崎市台町 4-3	総務振興係	027-322-4681	027-326-7076
群馬県警察本部	371-8580 前橋市大手町 1-1-1	警備部警備第二課 危機管理対策室	027-243-0110	
高崎警察署	370-0805 高崎市台町 4-3	警備課	027-328-0110	
高崎北警察署	370-3104 高崎市箕郷町上芝 349-1	警備課	027-371-0110	

消防本部

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電話番号	FAX番号
高崎市・安中市消防組合 高崎市等広域消防局	370-0861 高崎市八千代町 1-13-10		027-322-2391	023-323-1993
総務課			027-322-2393	027-330-1069
予防課			027-324-2214	027-325-1228
警防課			027-324-2216	027-330-1069
救急課			027-384-8498	027-330-1069
たかさき消防 共同指令センター			027-325-0119	027-327-0119
高崎中央消防署	370-0861 高崎市八千代町 1-13-10		027-324-2219	027-323-1056
西分署	370-0885 高崎市若田町 32-8		027-343-1195	027-360-4063
高崎東消防署	370-0852 高崎市中居町 2-21-63		027-352-2900	027-360-5112
群南分署	370-0011 高崎市京目町 615-1		027-352-1262	027-360-5125
新町分署	375-1301 高崎市新町 3152-2		0274-42-3105	0274-42-3192
南分署	370-1213 高崎市山名町 273-3		027-386-3135	027-386-3136
高崎北消防署	370-0073 高崎市緑町 1-27-8		027-362-1808	027-362-1821
倉渕分署	370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉 437-1		027-378-3119	027-360-9009
箕郷分署	370-3105 高崎市箕郷町西明屋 450		027-371-3250	027-360-7018
群馬分署	370-3511 高崎市金古町 863-1		027-373-2262	027-360-6092
榛名分署	370-3345 高崎市上里見町 249-1		027-374-1280	027-360-8017

多野藤岡広域市町村圏 振興整備組合消防本部	375-0024 藤岡市藤岡 982		0274-22-1306	0274-22-4899
吉井消防署	370-2132 高崎市吉井町吉井 541-1		027-387-5260	027-387-3702

指定地方行政機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電話番号	FAX番号
関東管区警察局	330-9726 さいたま市中央区新都心 2-1	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000 内線 5541	048-601-5022
		*当直室	048-600-600	
関東総合通信局	102-8795 千代田区九段南 1-2-1	総務部総務課	03-6238-1623	03-6238-1629
関東財務局	330-9716 さいたま市中央区新都心 1-1	総務部総務課	048-600-1078	048-600-1247
前橋財務事務所	371-0026 前橋市大手町 2-3-1	総務課	027-221-4491	027-224-4426
		*総務課	027-896-2907	
関東信越厚生局	330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1	総務課	048-740-0711	048-601-1325
群馬労働局	371-8567 前橋市大渡町 1-10-7	総務課	027-210-5000	027-210-5100
関東農政局	330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1	企画調整室	048-740-0464	048-600-0602
群馬県拠点	371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	総務チーム 総括業務官	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局	371-8508 前橋市岩神町 4-16-25	企画調整課	027-210-1150	027-210-1154
関東経済産業局	330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	総務企画部総務課	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	管理課	048-600-0433	048-601-1279
関東地方整備局	330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	統括防災グループ	048-600-3151	048-600-1369
		河川管理課	027-345-6041 内線 331・334	027-345-6091
		道路管理第二課	027-345-6043 内線 208・441	027-345-6093
		*情報連絡員	027-345-6070	027-345-6099
	370-0841 高崎市栄町 6-41	防災課	027-345-6044	027-345-6094
利根川水系砂防事務所	377-8566 渋川市渋川 121-1	調査課	0279-22-4179	0279-24-4184
(榛名出張所)	370-3334 高崎市本郷町 2246-7		027-344-0929	
関東運輸局	231-8433 横浜市中区北仲通 5-57	総務部安全防 災・危機管理課	045-211-7269	045-681-3328
群馬運輸支局	371-0007 前橋市上泉町 399-1	企画輸送監査	027-263-4440	027-261-0032
東京航空局 (東京空港事務所)	144-0041 大田区羽田空港 3-3-1	空港安全部 空港危機管理課	03-5757-3020	03-5756-1511
		*空港保安防災課	03-5757-3001	03-5756-1541

東京管区气象台	204-8501 東京都清瀬市中清戸 3-235	総務部業務課	042-497-7208	027-495-3159
前橋地方气象台	371-0026 前橋市大手町 2-3-1	防災業務担当	027-896-1220	027-896-1164
		観測予報担当	027-896-1536	

陸上自衛隊

(※印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電話番号	F A X 番号
第 12 旅団				
司令部	370-3594 北群馬郡榛東村 大字新井 1017-2	第 3 部防衛班 ※	0279-54-2011 内線 2286・2287 2208 (当直長)	0279-54-2011 内線 2239
第 12 後方支援隊	370-1394 高崎市新町 1080	第 3 科	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

指定公共機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電話番号	F A X 番号
日本郵便(前橋中央郵便局)	371-8799 前橋市城東町 1-6-5	総務部	027-234-5503	027-232-8957
高崎郵便局	370-8799 高崎市高松町 5-6	総務課	027-322-5360	
東日本電信電話(株) (群馬支店)	370-0829 高崎市高松町 3	災害対策室 ※災害対策室	027-321-5660 027-325-7999	027-330-3008
(株)NTTドコモ (群馬支店)	379-2196 前橋市東善町 122	ネットワーク部 ネットワーク管理担当	027-290-4113	027-266-8104
日本銀行 (前橋支店)	371-8640 前橋市大手町 2-6-14	総務課	027-225-1111	027-220-1025
日本赤十字社 (群馬県支部)	371-0833 前橋市光が丘町 32-10	事業推進課	027-254-3636	027-254-3637
群馬県赤十字血液センター	379-2181 前橋市天川大島町 2-31-13	総務課 ※供給課	027-224-2118 027-221-2555	027-221-4490 027-220-1666
日本放送協会 (前橋放送局)	371-8555 前橋市元総社町 189	企画編成	027-251-1711	027-253-0368
東日本高速道路(株) (関東支社)	330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-11-20	管理事業統括課	048-631-0001	048-631-0002
高崎管理事務所	370-0015 高崎市島野町 831	工務	027-353-0211	027-353-0924
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子ビーム科学研究部門高崎量子技術基盤研究所	370-1292 高崎市綿貫町 1233	管理部保安全管理課 ※正門警備詰所	027-346-9290 027-346-6698	027-346-9692 027-346-9668
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	370-8543 高崎市栄町 6-26	総務部・安全企画室 企画・防災グループ	027-320-7126	027-320-7127
東京ガス(株) (群馬支社)	370-0045 高崎市東町 134-6	設備部	027-322-2523	027-323-1913
日本通運(株) (群馬支店)	370-0849 高崎市八島町 58-1 5F	総務	027-395-7010	027-395-7201
福山通運(株) (高崎支店)	370-1125 玉村町大字八幡原 1994-2		0270-65-8811	
佐川急便(株) (群馬営業所)	370-0013 高崎市萩原町 18	安全推進課	027-352-9330	027-352-6108

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電話番号	F A X 番号
ヤマト運輸(株) (群馬主管支店)	371-0815 前橋市下佐鳥町 478	営業企画課	027-265-7733	027-265-7756
西濃運輸(株) (高崎支店)	379-0111 安中市板鼻町 16-1		027-382-1315	
東京電力パワーグリッド(株) (群馬総支社)	371-0023 前橋市本町 1-8-16	業務総括グループ	027-898-4121	027-225-1511
		*カスタマーセンター	0120-995-222	

指定地方公共機関

(* 印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	防災担当部署	連 絡 先	
			電話番号	F A X 番号
(公社) 群馬県医師会	371-0022 前橋市千代田町 1-7-4		027-231-5311	027-231-7667
(公社) 群馬県歯科医師会	371-0847 前橋市大友町 1-5-17		027-252-0391	027-253-6407
(公社) 群馬県看護協会	371-0007 前橋市上泉町 1858-7		027-269-5565	027-269-8601
(一社) 群馬県 L P ガス協会	371-0854 前橋市大渡町 1-10-7		027-255-6121	027-280-6170
群馬県石油協同組合	371-0845 前橋市鳥羽町 35-5 群馬県石油会館 1F		027-251-1888	027-251-1771
上信電鉄(株)	370-0848 高崎市鶴見町 51	鉄道部	027-323-8073	027-323-8650
(一社) 群馬県バス協会	379-2166 前橋市野中町 588		027-261-2072	027-261-5537
(一社) 群馬県トラック協会	379-2166 前橋市野中町 595	総務課	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ(株)	371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	報道部	027-219-0007	027-232-0197
(株)エフエム群馬	371-8533 前橋市若宮町 1-4-8	報道部	027-230-1882	027-230-1903
		*	027-230-1860	
(福) 群馬県社会福祉協議会	371-8525 前橋市新前橋町 13-12		027-255-6033	027-255-6173
長野堰土地改良区	370-0067 高崎市請地町 13		027-322-2249	027-322-0463
板鼻堰土地改良区	379-0116 安中市安中 1-23-13 安中市役所 西庁舎		027-382-1118	027-382-1118
群馬中部土地改良区	370-3115 高崎市箕郷町富岡 480-2		027-371-3554	027-371-3554
甘楽多野用水土地改良区	370-2343 富岡市七日市 729-1		0274-62-0226	0274-67-5519
中群馬土地改良区	371-0851 前橋市総社町植野 498		027-253-2948	027-253-2948
天狗岩堰土地改良区	371-0843 前橋市新前橋町 14-14		027-251-4937	027-253-7754
春日松原堰土地改良区	370-3344 高崎市中里見町 450		027-374-3496	027-374-3483
鐺川土地改良区	370-2316 富岡市富岡 1726-1		0274-63-6393	0274-64-1394
群馬用水土地改良区	371-0844 前橋市古市町 406		027-251-0019	027-253-9491

市の関係機関

(＊印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	
		電話番号	FAX番号
(一社) 高崎市医師会	370-0829 高崎市高松町 5 番地 28 高崎市総合保健センター内	027-323-3966	027-323-2551
(一社) 藤岡多野医師会	375-0024 藤岡市藤岡 1860-1	0274-22-0251	0274-24-4187
(一社) 群馬郡医師会	370-3333 高崎市高浜町 984-1	027-343-6865	
(一社) 高崎市歯科医師会	370-0829 高崎市高松町 5 番地 28 高崎市総合保健センター内	027-325-8808	027-323-1381
(一社) 藤岡多野歯科医師会	375-0024 藤岡市藤岡 853-1	0274-22-6374	0274-22-6374
(社福) 高崎市社会福祉協議会	370-0065 高崎市末広町 115-1	027-370-8855	027-370-8856
(株) ラジオ高崎	370-0849 高崎市八島町 265 番地	027-322-5555	027-322-8000
高崎市商工会議所	370-8511 高崎市問屋町 2-7-8	027-361-5171	027-362-3550
高崎市榛名商工会	370-3342 高崎市下室田町 853-1	027-374-0219	027-374-3356
高崎市新町商工会	370-1301 高崎市新町 2270-12	0274-42-0930	0274-42-5413
高崎市倉渕商工会	370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉 303	027-378-2029	027-378-3829
高崎市群馬商工会	370-3521 高崎市棟高町 983-1	027-373-0237	027-373-3397
高崎市箕郷商工会	370-3105 高崎市箕郷町西明屋 353	027-371-2150	027-371-6184
高崎市吉井商工会	370-2132 高崎市吉井町吉井 6-4	027-387-2293	027-387-5430
(一社) 群馬県建設業協会高崎支部	370-0811 高崎市相生町 53	027-326-7291	027-323-6630
高崎市農業協同組合	370-0018 高崎市新保町 1482	027-352-5288	027-352-7104
はぐくみ農業協同組合	370-0084 高崎市菊地町 556-1	027-344-1424	
多野藤岡農業協同組合	375-0037 藤岡市三本木 410-1	0274-23-4455	0274-22-2049
烏川流域森林組合	370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉 303	027-378-2030	027-378-2305
高崎西部土地改良区	370-0862 高崎市片岡町 2-23-12 (高崎市農協片岡支店内)	027-327-2562	
馬庭堰土地改良区	370-2104 高崎市吉井町大字馬庭 2122-3 (理事長宅)	027-393-6130	

4-2 避難場所

1) 指定避難所

令和7年3月31日現在

NO	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所との重複	対象とする異常な現象の種類					
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山現象
1	中央小学校	常盤町 48-1	○	○	○	○	○	○	○
2	高松中学校	高松町 5-3	○	○	○	○	○	○	○
3	第一中学校	上和田町 16-1	○	○	○	○	○	○	○
4	ホテルグランビュー高崎	柳川町 70		○	○	×	○	○	○
5	東小学校	弓町 121-1	○	○	○	○	○	○	○
6	西小学校	並榎町 109-1	○	○	○	○	○	○	○
7	並榎中学校	並榎町 60	○	○	○	○	○	○	○
8	南小学校	八島町 70-1	○	○	○	○	○	○	○
9	北小学校	請地町 20-2	○	○	○	○	○	○	○
10	総合文化センター	末広町 23-1	○	○	○	○	○	○	○
11	新島学園短期大学	昭和町 53	○	▲	○	○	○	○	○
12	城東小学校	江木町 128-1	○	○	○	○	○	○	○
13	城南小学校	新後閑町 301-1	○	○	○	○	○	○	○
14	塚沢小学校	飯玉町 134-1	○	○	○	○	○	○	○
15	塚沢中学校	飯玉町 109	○	▲	○	○	○	○	○
16	県立高崎工業高等学校	江木町 700	○	○	○	○	○	○	○
17	東部小学校	上大類町 1372	○	×	○	○	○	○	○
18	県立高崎商業高等学校	東貝沢町 3-4	○	▲	○	○	○	○	○
19	大類小学校	南大類町 543-1	○	○	○	○	○	○	○
20	大類中学校	南大類町 1455	○	▲	○	○	○	○	○
21	岩鼻小学校	台新田町 1	○	○	○	○	○	○	○
22	京ヶ島小学校	京目町 44-1	○	▲	○	○	○	○	○
23	滝川小学校	下滝町 585-2	○	▲	○	○	○	○	○
24	高南中学校	上滝町 1032-2	○	▲	○	○	○	○	○
25	片岡小学校	片岡町 2-12-1	○	×	○	○	○	○	○
26	片岡中学校	片岡町 1-14-1	○	×	○	○	○	○	○
27	乗附小学校	乗附町 155-1	○	×	○	○	○	○	○
28	県立高崎高等学校	八千代町 2-4-1	○	○	○	○	○	○	○

NO	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所との重複	対象とする異常な現象の種類					
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山現象
29	寺尾小学校	寺尾町 290	○	▲	○	○	○	○	○
30	城山小学校	城山町 2-16-1	○	○	○	○	○	○	○
31	武道館	石原町 3892-7	○	○	○	○	○	○	○
32	東京農業大学 第二高等学校	石原町 3430	○	○	○	○	○	○	○
33	豊岡小学校	中豊岡町 24	○	▲	○	○	○	○	○
34	豊岡中学校	中豊岡町 350-2	○	×	○	○	○	○	○
35	八幡小学校	八幡町 179-1	○	×	○	○	○	○	○
36	西部小学校	八幡町 1414	○	○	○	○	○	○	○
37	鼻高小学校	鼻高町 58-2	○	×	×	○	○	○	○
38	八幡中学校	八幡町 1300-1	○	○	○	○	○	○	○
39	佐野小学校	上佐野町 918-2	○	○	○	○	○	○	○
40	佐野中学校	上中居町 345	○	○	○	○	○	○	○
41	中居小学校	中居町 3-28-1	○	○	○	○	○	○	○
42	倉賀野小学校	倉賀野町 1744	○	○	○	○	○	○	○
43	倉賀野中学校	倉賀野町 1270	○	○	○	○	○	○	○
44	南八幡小学校	山名町 24-1	○	○	○	○	○	○	○
45	南八幡中学校	山名町 30-1	○	▲	○	○	○	○	○
46	矢中小学校	矢中町 160-1	○	○	○	○	○	○	○
47	矢中中学校	矢中町 700-1	○	▲	○	○	○	○	○
48	六郷小学校	筑縄町 32-2	○	○	○	○	○	○	○
49	北部小学校	下小埜町 719-1	○	▲	○	○	○	○	○
50	長野郷中学校	上小埜町 325-1	○	○	○	○	○	○	○
51	長野小学校	南新波町 77	○	○	○	○	○	○	○
52	高崎市立高崎経済大学 附属高等学校	浜川町 1650-1	○	○	○	○	○	○	○
53	中川小学校	小八木町 1860-1	○	○	○	○	○	○	○
54	浜尻小学校	浜尻町 210-1	○	○	○	○	○	○	○
55	新高尾小学校	日高町 592-1	○	▲	○	○	○	○	○
56	中尾中学校	中尾町 791	○	○	○	○	○	○	○
57	倉渕小学校	倉渕町権田 314-1	○	○	×	○	○	○	○
58	倉渕第一区公民館	倉渕町三ノ倉 1813-2	○	○	○	○	○	○	○
59	三ノ倉会館	倉渕町三ノ倉 814-1	○	○	○	○	○	○	○

NO	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所との重複	対象とする異常な現象の種類					
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山現象
60	高崎市くらぶち小栗の里	倉渕町三ノ倉 296-1	○	×	×	○	○	○	○
61	倉渕体育館	倉渕町岩氷 610	○	○	○	○	○	○	○
62	川浦公民館	倉渕町川浦 1186-2	○	○	×	○	○	○	○
63	倉渕第八区公民館	倉渕町権田 2352-1	○	×	○	○	○	○	○
64	箕輪小学校	箕郷町西明屋 196-1	○	○	○	○	○	○	○
65	箕郷第一保育園	箕郷町上芝 1063-1	○	○	○	○	○	○	○
66	箕郷第五保育園	箕郷町下芝 66-1	○	×	○	○	○	○	○
67	箕郷公民館	箕郷町西明屋 421-3	○	○	○	○	○	○	○
68	県立農林大学校	箕郷町西明屋 1005	○	○	○	○	○	○	○
69	箕郷東小学校	箕郷町生原 922-2	○	○	○	○	○	○	○
70	箕郷中学校	箕郷町生原 654	○	○	○	○	○	○	○
71	箕郷第二保育園	箕郷町柏木沢 209-1	○	○	○	○	○	○	○
72	さわやか交流館	箕郷町生原 88	○	○	○	○	○	○	○
73	箕郷文化会館	箕郷町生原 922-1	○	○	○	○	○	○	○
74	車郷小学校	箕郷町富岡 255-1	○	○	○	○	○	○	○
75	箕郷第三保育園	箕郷町富岡 281	○	○	○	○	○	○	○
76	金古小学校	金古町 1271-1	○	○	○	○	○	○	○
77	金古南小学校	金古町 658	○	○	○	○	○	○	○
78	群馬中央中学校	金古町 352-1	○	○	○	○	○	○	○
79	群馬体育館	足門町 1449-1	○	○	○	○	○	○	○
80	国府小学校	後疋間町 184-1	○	○	○	○	○	○	○
81	堤ヶ岡小学校	棟高町 2227-1	○	○	○	○	○	○	○
82	群馬南中学校	三ツ寺町 712	○	○	○	○	○	○	○
83	桜山小学校	棟高町 2489-1	○	○	○	○	○	○	○
84	上郊小学校	保渡田町 2107-1	○	○	○	○	○	○	○
85	新町防災アリーナ	新町 2330-40	○	▲	○	○	○	○	○
86	新町第一小学校	新町 345-1	○	▲	○	○	○	○	○
87	新町中学校	新町 361-1	○	▲	○	○	○	○	○
88	新町文化ホール	新町 3190-1	○	×	○	○	○	○	○
89	新町公民館	新町 2271-1	○	×	○	○	○	○	○
90	新町東コミュニティセンター	新町 2703	○	×	○	○	○	○	○
91	新町第二小学校	新町 2010-1	○	▲	○	○	○	○	○
92	新町児童体育館	新町 1497	○	×	○	○	○	○	○

NO	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所との重複	対象とする異常な現象の種類					
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山現象
93	新町南コミュニティセンター	新町 1498-7	○	▲	○	○	○	○	○
94	下室田小学校	下室田町 1206	○	○	○	○	○	○	○
95	中室田小学校	中室田町 1561-1	○	○	○	○	○	○	○
96	上室田小学校	上室田町 4210	○	○	○	○	○	○	○
97	榛名歴史民俗資料館	榛名山町 138-1	○	○	×	○	○	○	○
98	榛名湖温泉ゆうすげ	榛名湖町 846-3	○	○	×	○	○	○	○
99	里見小学校	上里見町 42-2	○	○	○	○	○	○	○
100	下里見小学校	下里見町 380	○	○	○	○	○	○	○
101	榛名文化会館	上里見町 1072-1	○	○	○	○	○	○	○
102	久留馬小学校	高浜町 2321-1	○	○	○	○	○	○	○
103	宮沢小学校	宮沢町 1100-1	○	○	○	○	○	○	○
104	吉井小学校	吉井町吉井 235-1	○	○	○	○	○	○	○
105	多胡小学校	吉井町塩 24-3	○	○	○	○	○	○	○
106	南陽台小学校	吉井町南陽台 3-16-1	○	○	○	○	○	○	○
107	吉井中央中学校	吉井町吉井川 581	○	○	○	○	○	○	○
108	吉井公民館	吉井町吉井 285-2		○	○	○	○	○	○
109	吉井体育館	吉井町吉井 285-2		○	○	○	○	○	○
110	吉井文化会館	吉井町吉井 285-2	○	○	○	○	○	○	○
111	仁叟寺	吉井町神保 1295	○	○	○	○	○	○	○
112	吉井西小学校	吉井町長根 1930-1	○	○	○	○	○	○	○
113	岩平小学校	吉井町下奥平 205-1	○	○	○	○	○	○	○
114	吉井西中学校	吉井町本郷 45	○	○	○	○	○	○	○
115	吉井西コミュニティセンター	吉井町長根 525	○	○	○	○	○	○	○
116	入野小学校	吉井町小串 130	○	○	○	○	○	○	○
117	馬庭小学校	吉井町馬庭 1033-1	○	○	○	○	○	○	○
118	入野中学校	吉井町石神 321-1	○	○	○	○	○	○	○
119	多比良文化財保管庫本館 (旧多比良分校)	吉井町多比良 2637-1	○	○	○	○	○	○	○
120	吉井東コミュニティセンター	吉井町小串 336-1	○	○	○	○	○	○	○

○：開設可

▲：雨量や災害規模に応じて2階以上へ避難

×：開設想定なし

2) 広域避難場所

NO	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所との重複	対象とする異常な現象の種類					
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山現象
1	城址一帯	高松町 1	○	○	○	○	○	○	×
2	城南運動公園	下和田町 2-12	○	○	×	○	○	○	×
3	塚沢小学校一帯	稲荷町 20	○	○	○	○	○	○	×
4	上並榎庭球場一帯	上並榎町 1590	○	×	○	○	○	×	×
5	和田橋運動場広場一帯	片岡町 1-171	○	×	○	○	○	×	×
6	浜川総合運動公園一帯	浜川町 1487	○	○	○	○	○	○	×
7	倉賀野避難地	倉賀野町 4655-1	○	○	○	○	○	○	×
8	群馬コンベンションセンター（Gメッセ群馬）	岩押町 12-24	○	○	○	○	○	○	○
9	吉井中央公園	吉井町下長根 50-1	○	○	○	○	○	○	×

3) 車中避難場所

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類					
			洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山現象
1	浜川運動公園拡張地 （ソフトボール場・テニスコート周辺）	井出町 926-2	○	○	○	○	○	×
2	産業創造館駐車場	下之城町 584-70	○	○	○	○	○	×
3	箕郷ふれあい公園駐車場	箕郷町西明屋 740	○	○	○	○	○	×
4	三ツ寺公園駐車場	三ツ寺町 221	○	○	○	○	○	×
5	榛名ふれあい公園駐車場	上室田町 5365	○	○	○	○	○	×
6	箕郷支所駐車場	箕郷町西明屋 702-4	○	○	○	○	○	×
7	群馬支所駐車場	足門町 1658	○	○	○	○	○	×
8	榛名支所駐車場	下室田町 900-1	○	○	○	○	○	×
9	吉井支所駐車場	吉井町吉井川 371	○	○	○	○	○	×
10	吉井中央公園駐車場	吉井町下長根 50-1	○	○	○	○	○	×

4) 福祉避難所

No.	名称	所在地
1	総合福祉センター	末広町 115-1
2	倉渕福祉センター	倉渕町岩氷 19-1
3	箕郷福祉会館エスポワール	箕郷町生原 74
4	群馬福祉会館	棟高町 977-1
5	榛名福祉会館	下室田町 900-4
6	吉井福祉センター	吉井町吉井 495
7	佐野長寿センター	佐野窪町 22-1
8	六郷長寿センター	下小鳥町 76-5
9	片岡長寿センター	石原町 3892-2
10	京ヶ島長寿センター	矢島町 229
11	八幡長寿センター	藤塚町 187-1
12	中川長寿センター	井野町 1061-1
13	岩鼻長寿センター	東中里町 193
14	箕輪城長寿センター	箕郷町西明屋 859-1
15	群馬長寿センター	三ツ寺町 1094-2
16	新町長寿センター	新町 3135-1
17	高浜長寿センター	高浜町 351
18	ハーモニー高崎ケアセンター	柴崎町 1746-1
19	高崎市市民活動センター ソシアス	足門町 1669-2
20	国立のぞみの園	寺尾町 2120-2
21	特別養護老人ホーム双樹園	和田町 8-16
22	特別養護老人ホーム寿楽園	田町 71
23	特別養護老人ホーム天界園	下佐野町 553
24	グループホームようざん飯塚	飯塚町 1030-1
25	グループホームようざん	上並榎町 1180
26	特別養護老人ホーム希望館	江木町 1093-1
27	養護老人ホーム希望館	江木町 1093-1
28	ケアハウスホープヒルズ	江木町 1093-1
29	希望館デイサービスセンター	江木町 1093-1
30	特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」	新保町 993
31	特別養護老人ホーム高風園	寺尾町 2412
32	特別養護老人ホームホビ園	寺尾町 621-1
33	障害福祉サービス事業所サンピエール	上佐野町 796-1
34	介護老人保健施設ことりの園	下小鳥町 1277
35	介護老人保健施設若宮苑	上大類町 759

No.	名称	所在地
36	日高在宅療養支援センター	日高町 349
37	エムダブルエス日高吉井総合介護センター	吉井町馬庭 1014-1
38	特別養護老人ホームアンダンテ	八幡町 768-1
39	介護老人保健施設ケアピース	上豊岡町 1168-1
40	ショート・デイセンターケアピース	上豊岡町 1165
41	グループホームめだか	上豊岡町 896-1
42	グループホームうさぎ	上豊岡町 896-2
43	グループホームとんぼ	上豊岡町 913-3
44	介護老人保健施設和光園	矢島町 449-2
45	介護付有料老人ホームいきいき	西島町 376-4
46	特別養護老人ホームシェステさとの花別邸陽	乗附町 208
47	特別養護老人ホームシェステさとの花	乗附町 208
48	特別養護老人ホームシェステさとの花別邸紫	乗附町 208
49	グループホームさとの花	乗附町 209-1
50	特別養護老人ホーム森の小径	浜川町 836-2
51	特別養護老人ホームさくら寮	新町 1830-1
52	特別養護老人ホーム花みづき寮	新町 1863
53	特別養護老人ホーム恵峰園	京目町 1632-1
54	介護老人保健施設老健くろさわ	中居町 3-19-2
55	介護老人保健施設老健くろさわユニットさくら	中居町 3-19-2
56	高崎老人保健施設幸寿苑	矢中町 841
57	高崎老人保健施設福寿苑	矢中町 841
58	特別養護老人ホームシリウス	倉渕町三ノ倉 533-1
59	特別養護老人ホーム泉の園ユニット	箕郷町矢原 12-1
60	特別養護老人ホーム泉の園	箕郷町矢原 12-1
61	地域密着型特別養護老人ホーム泉の園	箕郷町矢原 12-1
62	介護老人保健施設いずみ	箕郷町矢原 12-1
63	グループホームいずみ	箕郷町矢原 52-3
64	ユニット型特別養護老人ホームルネス二之沢	足門町 166-1
65	特別養護老人ホームルネス二之沢	足門町 166-1
66	関越中央病院介護・福祉村北原の里生活介護ショートステイセンター「北原の里」	北原町 179-1
67	特別養護老人ホーム榛名憩の園	中室田町 2252
68	特別養護老人ホーム誠の園	中室田町 2109
69	特別養護老人ホームエンジェルホーム	中室田町 2254
70	グループホーム榛名荘	下室田町 965-1
71	複合型サービス玉まゆ	下室田町 965-1

No.	名称	所在地
72	介護老人保健施設あけぼの苑	中室田町 2258-1
73	介護老人保健施設グッドウェル	吉井町吉井 415-1
74	さわらび医療福祉センター	大八木町 168-1

4-3 主要災害備蓄品等備蓄状況

	本庁舎	コミュニティ防災センター					倉渕 支所	箕郷 支所	群馬 支所	新町 支所	榛名 支所	吉井 支所	合計
		東部	城東	北部	倉賀野	南八幡							
アルファ化米 (食)	0	0	0	0	4,900	2,500	400	800	1,300	600	1,000	1,000	12,500
おかゆ (食)	0	0	4,000	2,000	2,000	4,000	800	1,500	1,700	800	1,600	1,850	20,250
アレルギー対応米 (食)	0	0	1,300	1,000	1,000	0	200	400	600	400	500	750	6,000
低蛋白米 (食)	0	0	500	1,000	0	1,500	500	750	1,000	500	750	1,000	7,500
レトルトごはん (食)	0	0	3,750	3,750	3,750	7,000	1,050	2,400	2,800	1,600	2,600	2,650	31,850
缶詰パン・レト ルトパン (食)	0	0	3,000	3,480	5,356	4,000	616	1,184	5,904	916	1,332	1,404	22,692
ビスケット類 (食)	0	0	3,240	5,400	3,600	1,800	540	900	1,320	600	1,020	1,020	19,440
カロリーメイト (食)	8,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,340
粉ミルク (食)	1,440	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,440
液体ミルク (食)	384	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	384
保存水 (500ml) (本)	0	0	4,344	4,848	2,160	4,200	1,128	2,616	3,264	2,040	2,640	3,360	30,600
毛布 (枚)	40	0	0	0	1,280	240	290	1,150	310	30	30	370	3,740
ダンボール間仕切り (式)	0	0	65	25	63	4	30	50	40	40	40	60	417
ダンボール更衣室 (式)	0	0	21	21	23	0	10	16	13	13	13	20	150
発電機 (台)	2	6	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	17
投光器 (式)	0	7	4	6	3	1	5	3	0	0	0	2	31

マンホール型トイレ (式)	0	2	6	6	6	0	0	3	3	3	3	0	32
組立式トイレ (式)	0	1	3	1	2	5	0	0	0	0	0	0	12
携帯トイレ (個)	150	0	3,000	3,300	4,452	2,000	550	550	550	550	550	550	16,502
生理用品 (枚)	645	0	0	0	0	45,000	0	0	0	0	0	0	5,145
母乳パッド (枚)	0	0	0	0	0	1,024	0	0	0	0	0	0	1,024
おしりふき (袋)	0	0	0	0	0	560	0	0	0	0	0	0	560
子供用紙おむつ (枚)	526	0	0	0	0	11,616	0	0	0	0	0	0	12,142
大人用紙おむつ (枚)	178	0	0	0	0	8,400	0	0	0	0	0	0	8,578
尿とりパッド (枚)	0	0	0	0	0	3,900	0	0	0	0	0	0	3,900
除雪機 (機)	7	0	0	0	0	0	6	4	4	4	5	4	34
避難ルームテント (式)	10	0	36	40	20	0	30	20	20	20	20	20	256
各避難所 (120箇所)	避難所ごとに、災害用備蓄品セット一式を配置。 ○災害用備蓄品セット・・・クラッカー (70食)、飲料水 (500ml×24本)、簡易寝袋 (10袋)、災害時特設公衆電話用電話機 (1台)、電話ケーブル (20m×1本)、手回しラジオ (1台)、LED懐中電灯 (1個)、腕章 (5個)、単三乾電池 (4本×3パック)、ボールペン (10本)、シャープペン (10本)、えんぴつ (12本)、えんぴつ削り (1個)、マジック (黒2本 赤2本)、A4ノート (2冊)、A4コピー用紙 (500枚)、粘着メモ (1箱)、布テープ (2個)、ポリ袋 (45ℓ×10枚)、A4フラットファイル (10冊)、規制テープ (1個)、養生テープ (1個)、2穴パンチ (1個)、ハサミ (1個)、ベスト (2着)、電源タップ (2個)、エアークッション (1個)、消毒液 (2個)、温度計 (1個)、マスク (50枚×2箱)、フェイスシールド (5セット)、10mテープ (1本)、手袋 (12双)、※1 避難所配置図 (1枚)、※1 避難所配置図マニュアル (1冊)、※2 発電機 (1台)、※2 ダンボールベッド (3床)、※2 クイックシェルダー (5張)、※2 コードリール (3台)、※2 LED投光器 (4灯)												

※1 小学校、中学校のみ配置

※2 小学校、中学校、県立高崎商業高等学校、東京農業大学第二高等学校、総合文化センター、武道館のみ配置

4-4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

■高齢者福祉施設

No.	施設の名称	所在地	電話	区域名	箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警 戒 区 域 の 指 定	特別警 戒区域 の指定
1	スピカデイサービス	倉沢町三ノ倉533-1	340-6633	暖井沢	322-I-535	土石流	○	
2	グリーブホームあじさい	石原町2348-1	370-0864	石原北	5	地滑り	○	
3	特別養護老人ホーム高崎馬庭	吉井町馬庭2385-4	387-0900	中光寺	K0328	急傾斜地の崩壊	○	
4	特別養護老人ホーム高風園	寺尾町2412	322-7802	えびす東沢	202-I-024	土石流	○	
				上之台(2)	K0048	急傾斜地の崩壊	○	
5	特別養護老人ホームシリウス	倉沢町三ノ倉533-1	340-6633	暖井沢	322-I-535	土石流	○	
6	特別養護老人ホーム エンジェルホーム	中室田町2254	374-2103	上ノ原 1-2	K0112-2	急傾斜地の崩壊	○	○
7	ケア・ホーム新生の園	中室田町2254	374-2998	上ノ原 1-2	K0112-2	急傾斜地の崩壊	○	○
8	住宅型有料老人ホーム明日風	上里見町2346	386-8285	蔵平川	321-I-015	土石流	○	

■障害者福祉施設

No.	施設の名称	所在地	電話	区域名	箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警 戒 区 域 の 指 定	特別警 戒区域 の指定
9	友貴園	乗附町字荒久2650	323-0153	向荒久沢	202-I-037	土石流	○	○
10	大平台学園	乗附町字荒久2650	323-0153	向荒久沢	202-I-037	土石流	○	○
				荒久(A)-3	K0060-3	急傾斜地の崩壊	○	○
11	社会福祉法人はるな郷あすなろ荘	箕郷町松之沢333	371-2487	はるな郷 A	K0162	急傾斜地の崩壊	○	○
12	社会福祉法人はるな郷さわら荘	箕郷町松之沢333	371-2487	はるな郷B	K0161	急傾斜地の崩壊	○	○
13	社会福祉法人はるな郷 かつら荘(くわのみ寮)	箕郷町松之沢333	371-2487	大沢川	323-I-013	土石流	○	○
14	ひのき荘	箕郷町松之沢333	371-2487	大沢川	323-I-013	土石流	○	○
15	みのわ育成園	箕郷町松之沢333	371-2487	大沢川	323-I-013	土石流	○	○
16	知的障害者就労支援事業所みさと	箕郷町松之沢333	371-2487	はるな郷 B	K0161	急傾斜地の崩壊	○	○
17	榛名ホーム	箕郷町松之沢336-76	371-2487	はるな郷B	K0161	急傾斜地の崩壊	○	○
18	ファイト鼻高2	鼻高町33-25	325-0986	碓井川右支 川6	202-新-709	土石流	○	○
19	学童クラブひまわり	藤塚町399-4	321-3675	少林山	2	地滑り	○	
20	はっぴいまるまる3	片岡町3-23-16	395-4575	挺沢	202-I-030	土石流	○	
21	多機能型通所支援事業所どんぐり	鼻高町45-2	386-8989	中鼻高	1	地滑り	○	
22	はっぴいまるまる	片岡町3-23-1	387-0555	挺沢	202-I-030	土石流	○	

■保育施設・幼稚園

No.	施設の名称	所在地	電話	区域名	箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警 戒 区 域 の 指 定	特別警 戒区域 の指定
23	くらぶちこども園	倉渚町岩氷724-2	378-3217	下道沢	322-I-512	土石流	○	
24	吉井めざめこども園	吉井町小暮58-1	388-4581	寺前富士沢	363-I-011	土石流	○	
25	倉渚幼稚園	倉渚町岩氷724-2	378-3217	下道沢	322-I-512	土石流	○	
26	榛名愛育幼稚園	下室田町1377-8	374-1226	花見町1	321-I-026	土石流	○	

■病院・診療所

No.	施設の名称	所在地	電話	区域名	箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警 戒 区 域 の 指 定	特別警 戒区域 の指定
27	榛名荘病院	中室田町5989	374-1135	上ノ原 1-1	K0112-1	急傾斜地の崩壊	○	
				上ノ原 1-2	K0112-2	急傾斜地の崩壊	○	
				上ノ原	K0084	急傾斜地の崩壊	○	
28	特別養護老人ホーム 高風園診療所	寺尾町2412	322-7802	上之台(B)	K0048	急傾斜地の崩壊	○	
				えびす東沢	202-I-024	土石流	○	
29	特別養護老人ホーム 高崎馬庭医務室	吉井町馬庭2385-4	387-0900	中光寺	K0328	急傾斜地の崩壊	○	
				中林	K2370	急傾斜地の崩壊	○	
30	はるな郷診療所	箕郷町松之沢333	371-2487	大沢川	323-I-013	急傾斜地の崩壊	○	○
31	ジョージが丘医務室	中室田町2254	374-3495	上ノ原 1-2	K0112-2	急傾斜地の崩壊	○	
32	特別養護老人ホーム シリウス診療所	倉渚町三ノ倉533-1	340-6633	暖井沢	322-I-535	土石流	○	

■教育施設

No.	施設の名称	所在地	電話	区域名	箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警 戒 区 域 の 指 定	特別警 戒区域 の指定
33	鼻高小学校	鼻高町58-2	322-8691	上鼻高沢	202-I-043	土石流	○	
34	倉渚小学校	倉渚町権田314-1	378-3218	関谷	K0136	急傾斜地の崩壊	○	○
				上宿	K0131	急傾斜地の崩壊	○	○
35	倉渚中学校	倉渚町岩氷215-2	378-3214	湯ヶ沢川	322-I-510	土石流	○	
36	高崎高等学校	八千代町2-4-1	324-0074	挺沢	202-I-030	土石流	○	
				天神沢	202-I-031	土石流	○	

■児童施設

No.	施設の名称	所在地	電話	区域名	箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警 戒 区 域 の 指 定	特別警 戒区域 の指定
37	倉渚学童クラブ	倉渚町権田314-1	378-9333	関谷	K0136	急傾斜地の崩壊	○	

4-5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

■高齢者福祉施設

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
1	ケアパートナー高崎	貝沢町 206-1	370-7500				0.5-3.0			
2	エムダブルエス日高 第2デイサービスセンター	新保町 93	360-5880				0.0-0.5			
3	ケアステーションあさひ 北高崎	東貝沢町 2-18-3	370-5332				0.5-1.0			
4	燈庵	新町 2147-15	0274-50-9714	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
5	新町デイサービス センター	新町 360-55	0274-42-0111	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
6	デイサービスセンターゆうあい	新町 2236-1	0274-43-1012	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
7	ケアコロディ高崎八幡	八幡町 613-1	395-6701			0.5-3.0				
8	デイサービスセンター 春日和下里見	下里見町 531-1	381-5512		0.5-3.0					
9	デイサービスセンター さとの花	乗附町 208	321-2000			0.5-3.0				
10	らいふプラス小埜	下小埜町 273	333-7846					0.5-3.0		
11	デイサービスむつまじく	金井淵町 55-1	344-6231		0.5-3.0					
12	デイサービスセンター ふるさと	綿貫町 1369	347-8000		3.0-5.0		0.0-0.5			
13	THE GREEN TERRACE	新町 1437-2	0274-50-9718	0.0-0.5						
14	デイサービスセンター かしの樹木部	木部町 201-1	329-6871	3.0-5.0						0.0-0.5
15	デイサービスセンター 花みづき	新町 1863	0274-40-3388	0.5-3.0						
16	ショートステイようさん並榎	上並榎町 1164-1	329-6643		3.0-5.0			3.0-5.0		
17	特別養護老人ホーム キートス山名	山名町 838-1	387-0180							0.5-3.0
18	スーパーデイようさん石原	石原町 4516-1	381-6743		浸水継続					
19	認知症対応型通所介護 オレンジデイサービス	矢島町 20	352-3335				0.0-0.5			
20	ケアサポートセンター ようさん石原	石原町 4516-1	381-6743		浸水継続					
21	ケアサポートセンター ようさん並榎	上並榎町 1180	362-0300		3.0-5.0					
22	ケアセンターボラリス 高崎	矢島町 638-1	350-1717				0.5-3.0			
23	ケアサポートセンター ようさん藤塚	藤塚町 324-2	395-5543			3.0-5.0	3.0-5.0			
24	小規模多機能ホーム ひねもす	宿横手町 30-2	388-1003						3.0-5.0	
25	家族	寺尾町 913-1	388-1023		0.5-3.0					
26	ケアサポートセンター さとの花	乗附町 209-1	321-2000			0.5-3.0				
27	小規模多機能クオリア	箕郷町白川 2235	333-8197					0.5-3.0		
28	小規模多機能 プレイスオリジン	上豊岡町 64-12	329-6171			0.5-3.0				
29	グループホームあんず	新町 3148	0274-42-7448	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
30	グループホームさんご	石原町 4273-1	324-3525		0.5-3.0					
31	グループホームなずな	新町 128-1	0274-42-0777	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
32	グループホームようさん	上並榎町 1180	386-5843		3.0-5.0			0.0-0.5		
33	グループホームりんご	上豊岡町 296-5	320-1213			3.0-5.0				
34	グループホーム根小屋	根小屋町 1636-7	320-1051		0.5-3.0					
35	グループホームひいらぎ	我峰町 889	344-8088		0.5-3.0			0.5-3.0		
36	グループホームさくら	山名町 511-4	345-0007							0.0-0.5

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
37	グループホーム野ばら	矢島町 21	350-1055				0.0-0.5			
38	グループホームさとの花	乗附町 209-1	321-2000			0.5-3.0				
39	ケアサポートセンター ようざん	上並榎町 1180	386-6643		3.0-5.0					
40	看護・小規模多機能の家 じゃんけんぼん金井淵	金井淵町 137-5	343-6111		0.5-3.0					
41	MWS日高八千代 デイサービスセンターFC	八千代町 1-12-9	384-3345		0.5-3.0	0.5-3.0				
42	デイサービス ようざん並榎	上並榎町 1164-1	362-4373		3.0-5.0			0.5-3.0		
43	デイブレイスオリジン	下豊岡町 1180-26	386-6506		3.0-5.0					
44	デイサービスセンター杏	新町 3148	0274-42-5778	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
45	デイサービス キートス八千代	八千代町 1-11-18	326-5000		0.5-3.0					
46	いきいき デイサービスセンター	下滝町 11-7	353-9388						0.5-3.0	
47	機能訓練型デイサービス やすらぎ健康館	剣崎町 224-13	388-8195			3.0-5.0				
48	シェステさとの花別邸陽	乗附町 208	321-2000			0.5-3.0				
49	地域密着型特別養護 老人ホームふるさと	綿貫町 1369	347-8000		3.0-5.0		0.0-0.5			
50	特別養護老人ホーム さくら寮	新町 1830-1	0274-50-8105	0.0-0.5						
51	特別養護老人ホーム シェステさとの花別邸紫	乗附町 208	321-2000			0.5-3.0				
52	ホビ園	寺尾町 621-1	324-8844		0.5-3.0					
53	シェステさとの花	乗附町 208	321-2000			0.5-3.0				
54	特別養護老人ホーム 菊地の園	菊地町 434	386-6700					0.5-3.0		
55	特別養護老人ホーム ふるさと	綿貫町 1369	347-8000		3.0-5.0		0.5-3.0			
56	特別養護老人ホーム 花みづき寮	新町 1863	0274-40-3388	0.5-3.0						
57	松岡病院介護医療院	片岡町 1-17-31	323-0954		0.5-3.0	0.5-3.0				
58	養護老人ホーム東光園	下豊岡町 111	322-5689			0.5-3.0				
59	ユービ荘	寺尾町 621-1	324-8844		0.5-3.0					
60	夢の庵	綿貫町 1369	347-8000				0.0-0.5			
61	ウッディタウン高崎南	新町 1945-1	0274-42-0077	0.5-3.0						
62	駅前花みづき	新町 2149-15	0274-50-9711	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
63	イル・クォーレ高崎	新町 566-1	0274-42-7608	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
64	介護付き有料老人 ホームキートス八千代	八千代町 1-11-17	326-5000		0.5-3.0	0.0-0.5				
65	ケアコロホーム高崎八幡	八幡町 613-1	395-6700			0.5-3.0				
66	有料老人ホーム虹	町屋町 898-1	381-6272		0.5-3.0					
67	和が家たかさき小塙	下小塙町 273	333-4326					0.5-3.0		
68	有料老人ホームむつみ	金井淵町 55-1	344-6231		0.5-3.0					
69	かしの樹木部	木部町 201-1	329-6871		0.0-0.5					0.0-0.5
70	グッドライフ箕郷町	箕郷町和田山 87-11	371-8302					河岸浸食		
71	いきいきハウス中屋敷	上滝町 937-1	388-8066						0.5-3.0	
72	有料老人ホーム京目	萩原町 370-1	329-5266						0.5-3.0	
73	介護付有料老人ホームさん さん	矢島町 20	350-7557				0.0-0.5			
74	八幡長寿センター	藤塚町 187-1	327-6723			3.0-5.0				
75	新町長寿センター	新町 3135-1	0274-42-5173	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
76	ゆうあいホーム	新町 2236-1	0274-43-1012	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
77	あんしんホーム北高崎	東貝沢町 2-18-3	370-5001				0.5-3.0			
78	ワールドステイ下里見	下里見町 531-1	381-5512		0.5-3.0					
79	特別養護老人ホームキートン南八幡	山名町 836-1	386-5554							0.5-3.0
80	あずみ苑	新町 2151-13	0274-42-4165	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
81	みかん色八幡	八幡町 169-1	386-4283			3.0-5.0				
82	エースヒルズ高崎片岡町	片岡町 1-2-2	310-1371		0.5-3.0	0.5-3.0				
83	待望館	新町 1435-3	0274-25-8104	0.0-0.5						
84	みかん色藤塚	藤塚町 367-1	027-386-5456			3.0-5.0				
85	グループホームかぐら	綿貫町 664-1	027-388-1525		0.0-0.5					

■障害者福祉施設

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
86	なごみ障がいサービス 鼻高ホーム	鼻高町 41-9	395-4822			3.0-5.0				
87	ファイト鼻高2	鼻高町 33-25	325-0986			5.0-10.0				
88	グループホームやちよ	八千代町 1-22-18	321-0739		0.0-0.5	0.5-3.0				
89	だんだん	八千代町 1-22-20	322-2520		0.0-0.5	0.5-3.0				
90	グループホームばわふる	上里見町 334-1	388-8164		0.5-3.0					
91	グループホームライフD	中豊岡町 581-9	347-6545			3.0-5.0				
92	デイステーションなかま	剣崎町 296-1	388-0105			0.5-3.0				
93	藍 LOVE あいらいふ	矢島町 497-2	386-2525				0.5-3.0			
94	ジョブトレしんまち	新町 2616-2	0274-50-8250	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
95	ソーシャルハウス	上豊岡町 580-9	384-2282			0.5-3.0				
96	児童発達支援事業所 ひまわり	上並榎町 1376	344-2525		3.0-5.0			0.5-3.0		
97	こころ	片岡町 1-6-3	395-0513		0.5-3.0	0.5-3.0				
98	アーリーライフクラブ・ あいらぶⅡ	矢島町 497-2	386-2525				0.5-3.0			
99	学童クラブひまわり	藤塚町 399-4	321-3675			3.0-5.0				
100	ラクセル豊岡	上豊岡町 486-5	388-0277			0.5-3.0				
101	やえさんち	上滝町 935	388-9302						0.5-3.0	
102	高崎市新町福祉作業所	新町 729-3	0274-20-2120	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
103	ワンセルフたかさき	菊地町 812-2	381-6882					0.5-3.0		
104	多機能型キッズなかま	八幡町 668-3	386-8977			0.5-3.0				
105	フリー・ウィル・インフィニ ティ	新町 2863-1	0274-50-9869	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
106	多機能型通所支援事業所 クローバービーンズ	中豊岡町 100-1	329-6391			0.5-3.0				
107	障害者グループホーム ゲンハピ貝沢	貝沢町 24-5	381-5081				0.0-0.5			
108	しんまち元気村管理部	新町 1906-7	0274-42-2100	0.5-3.0						
109	グループホーム One ‘place 下豊岡	下豊岡町 547-8	080-8817-0821		0.5-3.0	0.5-3.0				
110	GU.アイリス	下豊岡町 82-7	090-9365-0130			0.5-3.0				
111	グループホームいち福	八千代町 2 丁目 2-16 あけまハイツ	070-3102-2171		0.0-0.5	0.5-3.0				
112	もぐもぐファーム高崎	剣崎町 1043-3	027-381-5438			0.0-0.5				
113	Domani TAKASAKI	新町 1435-12	0274-50-4706	0.0-0.5						
114	かんのむし研究所 新町ベース	新町 1435-12	0274-50-4705	0.0-0.5						
115	わくまる やまな園	山名町 503-1	027-345-2100							0.5-3.0
116	放課後等デイサービス キッズなかま	八幡町 657-2	027-395-5152			0.5-3.0				

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
117	メディヴィレッジ 群馬 Friends	新保町 93	050-5526-1092				0.0-0.5			
118	メディヴィレッジ 群馬 Stay	新保町 93	050-5526-1092				0.0-0.5			
119	はっぴいまるまる2	下豊岡町 140-5	027-395-4477			0.5-3.0				
120	One's place サテライト 鼻高	鼻高町 41-8 グリーンハイツ 鼻高 102	080-6817-0821			3.0-5.0				
121	グループホーム ふくくる	下豊岡町 1537-6	080-2446-0233			3.0-5.0				
122	障害者グループホーム グンハビ 北久保	北久保町 13-7	027-329-5217		3.0-5.0	3.0-5.0				
123	多機能型通所支援事業所 愛	剣崎町 1180-8	027-381-5396		0.5-3.0					

■保育施設・幼稚園

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
124	貝沢保育園	貝沢町 1-13	362-3030				0.5-3.0			
125	片岡中央保育園	片岡町 2-1-5	322-8554		0.5-3.0	0.5-3.0				
126	八幡北部保育所	下大島町 213	343-2911		0.5-3.0					
127	八幡中央保育所	八幡町 170-2	323-2313			3.0-5.0				
128	榎保育園	上並榎町 1150-1	361-2617		0.0-0.5					
129	東光保育園	下豊岡町 109-2	325-8819			0.5-3.0				
130	中河原こども園	新町 1402-1	0274-42-7782	0.5-3.0						
131	京ヶ島保育所	島野町 543-1	352-2926						0.5-3.0	
132	ひだまりこども園	石原町 1245	325-4524		0.0-0.5					
133	すみれものがたり	沖町 212-1	344-1130					0.5-3.0		
134	新町かぜいろこども園	新町 333	0274-42-6700	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
135	鼻高こども園	鼻高町 48-5	322-5252			3.0-5.0				
136	東部文化幼稚園	東貝沢町 2-5-10	361-0740				0.5-3.0			
137	こだま幼稚園	下豊岡町 242-2	326-3055		0.5-3.0	0.5-3.0				
138	上武大学附属幼稚園	新町 3133	0274-42-1041	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
139	高南幼稚園	綿貫町 346-2	346-6036		0.0-0.5					
140	高崎健康福祉大学 附属幼稚園	中大類町 506-1	352-3461				0.5-3.0			
141	榛名愛育幼稚園	下室田町 1377-8	374-1226		河岸浸食					
142	さわらび幼稚園	下里見町 454	374-2036		0.5-3.0					
143	新町こども園	新町 1720	0274-42-0700	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
144	滝川保育所	下滝町 744-2	352-2930						0.5-3.0	
145	箕郷第五保育園	箕郷町下芝 66-1	371-5052					河岸浸食		
146	上滝こども園	上滝町 619-2	388-8527						3.0-5.0	
147	星の子みのりこども園	貝沢町 2150	384-2352				0.5-3.0			
148	ママ・サポート	元島名町 376-2	090-7904-7034						0.0-0.5	
149	きょうわきりん保育園	萩原町 100-1	027-386-4150						0.5-3.0	

■教育施設

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
150	新町第一小学校	新町 345-1	0274-42-0933	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
151	寺尾小学校	寺尾町 290	325-3125		0.0-0.5					
152	豊岡小学校	中豊岡町 24	322-6240			0.5-3.0				
153	北部小学校	下小埜町 719-1	343-2556					0.5-3.0		
154	八幡小学校	八幡町 179-1	322-4482			3.0-5.0				
155	片岡小学校	片岡町 2-12-1	322-5052		0.5-3.0	0.5-3.0				
156	寺尾中学校	寺尾町 2710	322-8527		0.5-3.0					

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
157	豊岡中学校	中豊岡町 350-2	322-2215			0.5-3.0				
158	片岡中学校	片岡町 1-14-1	322-7485		0.5-3.0	0.5-3.0				
159	新町中学校	新町 361-1	0274-42-0931	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
160	榛名中学校	上里見町 430	374-1455		0.5-3.0					
161	京ヶ島小学校	京目町 44-1	352-2925						0.5-3.0	
162	乗附小学校	乗附町 155-1	322-1871			0.5-3.0				
163	新町第二小学校	新町 2010-1	0274-42-6251	0.5-3.0						
164	東部小学校	上大類町 1372	362-2932				0.5-3.0			
165	鼻高小学校	鼻高町 58-2	322-8691			0.5-3.0				
166	滝川小学校	下滝町 585-2	352-2929						0.5-3.0	
167	高南中学校	上滝町 1032-2	352-2927						0.5-3.0	
168	高崎特別支援学校	下滝町 772-1	352-2928						0.5-3.0	
169	高崎商業高等学校	東貝沢町 3-4	361-7000				0.5-3.0			
170	高崎東高等学校	元島名町 1510	352-1251				0.5-3.0			0.5-3.0
171	榛名高等学校	下室田町 953	374-0053		0.5-3.0					
172	吉井高等学校	吉井町馬庭 1478-1	388-3511							0.5-3.0
173	高崎健康福祉大学 高崎高等学校	中大類町 531	352-3460				0.0-0.5			

■児童施設

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
174	児童養護施設希望館八幡の家	八幡町 214	322-6560			3.0-5.0				
175	豊岡児童館	下豊岡町 1428-2	324-7465			0.5-3.0				
176	片岡学童クラブ	片岡町 2-12-21	324-7064		0.5-3.0	0.5-3.0				
177	片岡第二学童クラブ	片岡町 2-12-35	327-5655		0.5-3.0	0.5-3.0				
178	寺尾小学校区 寺尾学童クラブ	寺尾町 231-3	325-3338		0.0-0.5					
179	寺尾小学校区 寺尾学童クラブ第二	寺尾町 231-4	325-3338		0.0-0.5					
180	寺尾小学校区 寺尾学童クラブ第三 (休所中)	寺尾町 231-5	325-3338		0.0-0.5					
181	北部小学校区 児童育成クラブ	下小埜町 743-5	340-1355		0.0-0.5			0.5-3.0		
182	八幡学童クラブ	八幡町 179-1	325-3638			3.0-5.0				
183	第2八幡学童クラブ	八幡町 179-1	321-4532			3.0-5.0				
184	新町第一小児童クラブ	新町 345-5	0274-43-1337	3.0-5.0						
185	豊岡小学校区児童育成クラブ	中豊岡町 313-7	327-4866			3.0-5.0				
186	豊岡小学校区 第二児童育成クラブ	中豊岡町 307-8	386-6173			3.0-5.0				
187	乗附小学校区学童クラブ	乗附町 155-4	323-3924			0.5-3.0				
188	新町第二学童保育所「藤」	新町 2021-1	0274-43-1338	0.0-0.5	0.0-0.5					0.0-0.5
189	新町こどもクラブ「虹」	新町 1899-2	0274-42-8860	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
190	新町こどもクラブ「空」	新町 1899-2	0274-42-8860	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
191	東部小学校区 児童育成クラブ	上大類町 1377-4	364-2501				0.0-0.5			
192	鼻高小学校区 児童育成クラブ	鼻高町 60-10	327-3596			0.5-3.0				
193	京ヶ島小学校区 児童育成クラブ第一	京目町 52-7	352-3443						0.5-3.0	
194	京ヶ島小学校区 児童育成クラブ第二	島野町 542-1	080-1307-6887						0.5-3.0	
195	滝川学童クラブ	下滝町 582-5	353-0416						0.0-0.5	
196	滝川学童クラブ第二	下滝町 582-9	353-0416						0.0-0.5	
197	片岡第三学童クラブ	片岡町 2-12-37	080-7672-5257		0.5-3.0					

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
198	第3八幡学童クラブ	八幡町 177-16	384-3683			3.0-5.0				
199	乗付小学校区第2学童クラブ	乗付町 155-4	323-3924			0.5-3.0				

■病院・診療所

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
200	あおい内科クリニック	八千代町 1-2-3	310-3939		0.5-3.0	0.5-3.0				
201	大久保医院	新町 2846	0274-42-0100	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
202	いわた内科クリニック	石原町 4171	327-1241		0.5-3.0					
203	上原内科医院	中豊岡町 125-3	327-6955			0.5-3.0				
204	小野整形外科医院	上豊岡町 243-3	327-3738			3.0-5.0				
205	耳鼻咽喉科長谷川医院	片岡町 2-29-2	323-4196		0.0-0.5	0.0-0.5				
206	清水胃腸科内科クリニック	町屋町 627-1	360-4771		0.5-3.0					
207	土岐内科医院	上里見町 1650-1	374-1278		0.5-3.0					
208	野中医院	新町 2136-6	0274-42-0219	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
209	はぎわら内科医院	下豊岡町 1387-1	328-1222			0.5-3.0				
210	丸山眼科医院	片岡町 2-6-3	322-7178		0.5-3.0	0.5-3.0				
211	宮下皮膚科医院	北久保町 9-2	322-6363		3.0-5.0	3.0-5.0				
212	矢崎医院	剣崎町 1049-2	344-3511		0.5-3.0	0.0-0.5				
213	やわたクリニック	八幡町 421	343-2247			0.5-3.0				
214	フラワークリニック	新保町 1585-1	353-4103				0.5-3.0			
215	神田医院	片岡町 1-13-21	323-3269		0.5-3.0	0.5-3.0				
216	松岡病院介護医療院	片岡町 1-17-31	323-0954		0.5-3.0	0.5-3.0				
217	いづつか・たきた医院	沖町 203-4	344-2555					0.0-0.5		
218	相馬クリニック	下豊岡町 142	322-5015			0.5-3.0				
219	高他整形外科クリニック	石原町 495-5	323-1212		0.5-3.0	0.5-3.0				
220	ふじえ内科医院	上滝町 321	352-7800						0.5-3.0	
221	水内外科内科医院	中豊岡町 35-1	323-4950			0.5-3.0				
222	弓皮ふ科医院	片岡町 1-5-3	322-2013		0.5-3.0	0.5-3.0				
223	関口医院	新町 2273-7	0274-42-0251	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
224	田中眼科医院	新町 78	0274-42-5578	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
225	特別養護老人ホーム ホビ園医務室	寺尾町 621-1	324-8844		0.5-3.0					
226	養護老人ホーム東光園	下豊岡町 111	322-5689			0.5-3.0				
227	ルネサスエレクトロニクス(株) 高崎事業所健康推進室	西横手町 111	352-2111						0.5-3.0	
228	仁静堂医院	井野町 1223	361-4165				0.5-3.0			
229	のぐち皮膚科クリニック	上大類町 1378-6	370-1211				0.0-0.5			
230	たかさき耳鼻咽喉科	上大類町 1277-1	352-3341				0.0-0.5			
231	野村医院	新町 1295-5	0274-42-5500	0.5-3.0						
232	清水眼科医院	乗付町 185-1	310-8555			0.5-3.0				
233	勝田内科消化器クリニック	八千代町 4-6-21	327-5556			0.5-3.0				
234	ほのぼの診療所	八千代町 1-17-15	386-6385			0.5-3.0				
235	乾内科クリニック	下小埜町 1576-1	343-3368					0.5-3.0		
236	ひうら医院 小児科	剣崎町 1155-1	344-1175		0.0-0.5	0.0-0.5				
237	相原医院	下滝町 283-3	352-1272						0.5-3.0	
238	赤城クリニック	下小埜町 327-2	340-7400		0.5-3.0			0.5-3.0		
239	朝倉クリニック	我峰町 139	344-3222		0.0-0.5			0.5-3.0		
240	内科胃腸科循環器科 貝瀬医院	大沢町 202-4	352-1337							0.5-3.0
241	細谷クリニック	沖町 155	343-0230					0.0-0.5		
242	宮下クリニック	新保町 1377-1	360-5577				0.0-0.5			
243	わかばクリニック	剣崎町 249-5	344-3354			0.5-3.0				
244	やまなクリニック	山名町 283-1	350-5777							0.0-0.5
245	整形外科 ぐんまの森クリニック	八幡原町 453-1	347-6100		0.5-3.0		0.0-0.5			

No.	名称	所在地	電話番号	予想浸水深(m)						
				神流川	烏川	碓氷川	井野川	榛名白川	利根川	鐺川
246	特別養護老人ホーム 菊地の園診療所	菊地町 434	386-6700					0.5-3.0		
247	特別養護老人ホーム シェステさとの花医務室	乗附町 208-1	321-2000			0.5-3.0				
248	特別養護老人ホーム ふるさと医務室	綿貫町 1369	347-8000		0.5-3.0		0.5-3.0			
249	特別養護老人ホーム 花みづき寮医務室	新町 1863	0274-40-3388	0.5-3.0						
250	日本化薬株式会社 高崎工場医務室	岩鼻町 239	346-1007		0.5-3.0		0.5-3.0			
251	日本精工(株) 高崎工場診療所	八幡町 358	343-6431			0.5-3.0				
252	西原歯科クリニック	八千代町 2-11-4	328-0111		0.5-3.0	0.5-3.0				
253	石原歯科医院	聖石町 10-11	322-5109		0.5-3.0	0.5-3.0				
254	武井小児歯科医院	片岡町 2-15-11	326-8148				0.5-3.0			
255	相馬歯科医院	東貝沢町 2-8-3	363-0118				0.5-3.0			
256	新井歯科医院	東貝沢町 2-25-4	363-2883				0.5-3.0			
257	ごうくら歯科医院	上大類町 1379-1	370-1181				0.0-0.5			
258	たかさき IC 歯科医院	新保町 1579-1	353-2222				0.5-3.0			
259	柿沼歯科医院	上滝町 1033	352-5500				0.5-3.0	0.0-0.5		
260	高南歯科医院	中大類町 632	352-7677				0.0-0.5			
261	はらさわ歯科医院	新町 521	0274-43-1814	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
262	新町歯科医院	新町 545-2	0274-42-0110	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
263	深井歯科医院	新町 2639	0274-42-0408	3.0-5.0	3.0-5.0					3.0-5.0
264	横堀歯科クリニック	新町 1524-1	0274-42-4182	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
265	関口歯科クリニック	新町 1236-3	0274-43-0088	0.5-3.0	0.5-3.0					0.5-3.0
266	守谷歯科医院	新町 2461	0274-42-2007	3.0-5.0						
267	半田歯科医院	上豊岡町 553-10	327-2058			0.5-3.0				
268	とづか歯科医院	中豊岡町 139-5	327-3318			0.5-3.0				
269	国吉歯科医院	下豊岡町 1489-1	328-1118			0.5-3.0				
270	とくなが歯科クリニック	北久保町 10-20	324-8114		0.5-3.0	3.0-5.0				
271	長谷川歯科医院	八千代町 3-17-9	323-8059			0.0-0.5				
272	保母歯科医院	上里見町 662-4	374-0024		0.5-3.0					
273	音羽ノ森歯科診療室	下小塙町 1650-2	344-8864		0.5-3.0			0.5-3.0		
274	矯正歯科スマイルデザイン	片岡町 2-6-3	395-6600		0.5-3.0	0.5-3.0				
275	なつめ歯科医院	我峰町 324	343-4470					0.5-3.0		
276	能上歯科医院	菊地町 403	343-8127					0.0-0.5		
277	ひろかみ歯科医院	我峰町 220-2	343-1777		0.0-0.5			0.0-0.5		
278	もんや歯科クリニック	下小塙町 878-4	344-8241		0.5-3.0			0.5-3.0		
279	永井歯科医院	八幡町 443-4	343-2855			3.0-5.0				
280	富所歯科医院	矢島町 1	353-3322				0.5-3.0			
281	大利根歯科クリニック	大沢町 202-1	353-8211						0.5-3.0	
282	武者歯科医院	綿貫町 476-2	346-1233		0.5-3.0					
283	すまいる歯科伊東醫院	綿貫町 486	320-2418		0.5-3.0					
284	せきぐち歯科医院	下滝町 15-18	353-8808						0.5-3.0	
285	そはら内科	貝沢町 1535-1	370-0011				0.5-3.0			
286	フォルテ高崎モール歯科	下豊岡町 898-1	388-0630		3.0-5.0	3.0-5.0				
287	特別養護老人ホームキ ース山名診療所	山名町 838-1	387-0180							0.5-3.0
288	高経大前歯科クリニック	下小塙町 1351-3	340-3900		0.5-3.0			0.5-3.0		
289	特別養護老人ホームキ ース南八幡診療所	山名町 836-1	386-5554							0.5-3.0
290	高崎かたおか歯科	片岡町 2-19-23-2	323-1888		0.5-3.0	0.5-3.0				
291	しんまち内科・循環器内科 クリニック	新町 1435-13	0274-50-4388	0.5-3.0						
292	医療法人社団平都会 みんなの高崎クリニック	八千代町 1-2-4	027-388-1485		0.5-3.0	0.5-3.0				

4－6 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

緊急通行車両確認申請書		
年 月 日		様
県公安委員会		申請者住所 氏名
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
県公安委員会		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

15cm

登録(車両)番号

緊 急

有効期限 年 月 日

21cm

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4－7 臨時ヘリポート適地

名称	所在地	大きさ (m)
高崎ヘリポート	八千代町一丁目地内	100 × 100
倉賀野緑地	倉賀野町 2 1 6 4 番地 1	200 × 70
高崎市流通センター運動広場	下大類町 1 2 5 8 番地	220 × 70
浜川運動公園	浜川町 1 4 8 0 番地	100 × 70
高崎経済大学グラウンド	上並榎町 1 3 0 0 番地	90 × 90
高崎工業高等学校グラウンド	江木町 7 0 0 番地	100 × 140
榛名ふれあい公園	上室田町 4 7 0 7 番地 1	100 × 80
榛名高等学校	下室田町 9 5 3 番地	200 × 140
榛名中学校	上里見町 4 3 0 番地	230 × 140
榛名中央グラウンド	上里見町 5 8 2 番地	300 × 100
榛名湖多目的グラウンド	榛名湖町 8 4 0 番地 1	200 × 95
倉渚グラウンド	倉渚町岩氷 6 0 1 番地	75 × 90
ふれあい公園芝生広場	箕郷町西明屋 7 4 0 番地	120 × 120
箕郷総合運動公園グラウンド	箕郷町生原 9 1 番地	100 × 110
群馬中央中学校	金古町 3 5 2 番地 1	150 × 85
群馬南中学校	三ツ寺町 7 1 2 番地	115 × 140
堤ヶ岡小学校	棟高町 2 2 2 7 番地 1	105 × 61
群馬総合運動場	足門町 1 4 6 4 番地	120 × 65
烏川運動場	新町 2 8 7 1 番地	200 × 150
新町中学校	新町 3 6 1 番地 1	80 × 150
鉄南運動場	埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原 2 4 5 6 番地	100 × 90
新町第 2 小学校	新町 2 0 1 0 番地 1	80 × 150
新町防災アリーナ	新町 2 3 3 0 番地 4 0	120 × 150
吉井弾薬支処ヘリポート	吉井町馬庭 2 5 2 9 番地	60 × 55
吉井中央中学校	吉井町吉井川 5 8 1 番地	150 × 100
吉井運動公園多目的広場	吉井町池 1 6 6 0 番地	100 × 200

4－8 輸送拠点一覧

輸送拠点の名称	所 在 地
高崎市総合卸売市場	高崎市下大類町 1 2 5 8
高崎女子高等学校	高崎市稲荷町 2 0
浜川運動公園	高崎市浜川町 1 4 8 7
倉渚支所	高崎市倉渚町三ノ倉 3 0 3
箕郷文化会館	高崎市箕郷町生原 9 2 2 - 1
市民活動センター ソシアス	高崎市足門町 1 6 6 9 - 2
新町住民体育館	高崎市新町 3 1 6 1
榛名体育館	高崎市上里見町 4 5 3
吉井運動公園体育館	高崎市吉井町池 1 6 1 8

4－9 緊急輸送道路

■群馬県指定 緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	管理者	機能区分		
				一次	二次	三次
高速自動車道		上信越自動車道	NEXCO 東日本	●		
		北関東自動車道	NEXCO 東日本	●		
		関越自動車道	NEXCO 東日本	●		
一般国道	17	一般国道 17 号	国土交通省	●		
	18	一般国道 18 号	国土交通省	●		
	254	一般国道 254 号	群馬県	●	●	
	354	一般国道 354 号	群馬県	●	●	
	406	一般国道 406 号	群馬県		●	
主要地方道	6	前橋箕郷線	群馬県		●	
	10	前橋安中富岡線	群馬県	●		●
	12	前橋高崎線	群馬県	●		
	13	前橋長瀬線	群馬県	●		
	24	高崎伊勢崎線	群馬県		●	
	25	高崎渋川線	群馬県	●	●	
	26	高崎安中渋川線	群馬県	●		
	27	高崎駒形線	群馬県	●		
	28	高崎東吾妻線	群馬県		●	●
	29	あら町下室田線	群馬県		●	
	31	高崎停車場線	群馬県		●	
	33	渋川松井田線	群馬県			●
	40	藤岡大胡線	群馬県		●	
	41	神田吉井停車場線	群馬県		●	
	48	下仁田安中倉渕線	群馬県			●
	49	藤木高崎線	群馬県	●	●	
	71	高崎神流秩父線	群馬県	●		
一般県道	25	飯玉本町線	群馬県	●	●	
	121	和田田中・倉賀野線	群馬県			●
	127	足門前橋線	群馬県	●		
	134	新田町新後閑線	群馬県		●	
	136	綿貫倉賀野停車場線	群馬県	●		
	137	箕郷板鼻線	群馬県		●	
	173	金井倉賀野停車場線	群馬県		●	
	200	後賀山名停車場線	群馬県		●	
	211	安中榛名湖線	群馬県			●
高崎市道 (一級)		高崎市道中央通り線	高崎市	●		
		高崎市道中尾団地北通り線	高崎市	●		
		高崎市道環状線	高崎市		●	
		高崎市道昭和通り線	高崎市		●	
		高崎市道東部縦貫道線	高崎市		●	

道路種別	路線 番号	路線名	管理者	機能区分		
				一次	二次	三次
		高崎市道中尾団地北通り線	高崎市			●
		高崎市道群馬-井出・菅谷・引間線	高崎市			●
高崎市道 (二級)		高崎市道八千代橋通り線	高崎市		●	
		高崎市道東二条線	高崎市		●	
高崎市道 (その他)		高崎市道 A896 号線	高崎市	●		
		高崎市道 E249 号線	高崎市	●		
		高崎市道 H68 号線	高崎市	●		
		高崎市道群馬-2-203 号線	高崎市		●	
		高崎市道箕郷-4-1 号線	高崎市		●	
		高崎市道 H22 号線	高崎市		●	
		高崎市道 H563 号線	高崎市		●	
		高崎市道 H845 号線	高崎市		●	
		高崎市道 H926 号線	高崎市		●	
		高崎市道群馬-3-419 号線	高崎市			●
		高崎市道 E249 号線	高崎市			●
		高崎市道 I908 号線	高崎市			●
都市計画道路		高崎市道菅谷線	高崎市			●
		高崎市道菅谷中央線	高崎市			●

■高崎市指定 緊急輸送道路

道路種別	路線 番号	路線名	管理者	機能区分	
				県拠点 アクセス道路	重要路線
主要地方道	10	前橋・安中・富岡線	群馬県		●
	12	前橋・高崎線	群馬県		●
	25	高崎・渋川線	群馬県		●
	27	高崎・駒形線	群馬県		●
	28	高崎・東吾妻線	群馬県	●	●
	29	あら町・下室田線	群馬県	●	●
	30	寺尾・藤岡線	群馬県		●
	41	神田・吉井停車場線	群馬県	●	
	54	長野原・倉渕線	群馬県		●
	71	高崎・神流・秩父線	群馬県		●
一般県道	121	和田多中・倉賀野線	群馬県		●
	126	榛名山・箕郷線	群馬県		●
	127	足門・前橋線	群馬県		●
	129	飯玉・本町線	群馬県		●
	131	児玉・新町線	群馬県		●
	137	箕郷・板鼻線	群馬県	●	●
	153	水沢・足門線	群馬県		●
	171	吉井・安中線	群馬県		●

道路種別	路線 番号	路線名	管理者	機能区分	
				県拠点 アクセス道路	重要路線
	174	下栗須・馬庭停車場線	群馬県	●	
	178	中島・新町線	群馬県		●
	200	後賀・山名停車場線	群馬県		●
	211	安中・榛名湖線	群馬県		●
高崎市道 (一級)	102	昭和通線	高崎市	●	
	103	馬庭・岩井1号線	高崎市	●	
	103	岩倉橋・下戸塚線	高崎市		●
	105	岩倉橋・下戸塚線	高崎市		●
	107	護国神社聖石線	高崎市		●
	108	鼻高乗附線	高崎市		●
	110	藤塚岩井線	高崎市		●
	113	群馬-井出・菅谷・引間線	高崎市	●	
	113	環状線	高崎市		●
	116	浜川並榎線	高崎市		●
	121	中川小学校北通り線	高崎市	●	
	124	中央通り線	高崎市		●
	126	中尾団地北通り線	高崎市	●	
	132	岩鼻八幡原線	高崎市		●
	133	競馬場通り線	高崎市		●
	134	東部縦貫道路	高崎市	●	
	135	広小路栄町線	高崎市	●	
高崎市道 (二級)	215	群馬-観音寺・冷水・金古線	高崎市	●	
	219	八千代橋通り線	高崎市	●	
	263	東二条線	高崎市	●	
高崎市道 (三級)	3105	随雲寺1号線	高崎市	●	
	4574	地神谷戸・一本木線	高崎市	●	
高崎市道 (その他)	A102	A102号線	高崎市	●	
	A107	A107号線	高崎市	●	
	A620	A620号線	高崎市	●	
	A633	A633号線	高崎市	●	
	A634	A634号線	高崎市	●	
	A640	A640号線	高崎市	●	
	A652	A652号線	高崎市	●	
	A654	A654号線	高崎市	●	
	A846	A846号線	高崎市	●	
	A896	A896号線	高崎市	●	
	D1055	D1055号線	高崎市	●	
	E249	E249号線	高崎市	●	
	E672	E672号線	高崎市		●
	G680	G680号線	高崎市	●	
	G681	G681号線	高崎市	●	
	H844	H844号線	高崎市	●	
	H845	H845号線	高崎市	●	
	H1222	H1222号線	高崎市	●	

道路種別	路線番号	路線名	管理者	機能区分	
				県拠点 アクセス道路	重要路線
(その他)	H20	H20 号線	高崎市	●	
	I908	I908 号線	高崎市	●	
	I91	I91 号線	高崎市	●	
	2011	箕郷-2-11 号線	高崎市		●
	2203	群馬-2-203 号線	高崎市	●	
	3419	群馬-3-419 号線	高崎市	●	
高崎市道 (その他)	4001	箕郷-4-1 号線	高崎市	●	
	4009	箕郷-4-9 号線	高崎市	●	
	4041	箕郷-4-41 号線	高崎市		●
	2027	新町-2027 号線	高崎市	●	
	1031	榛名-1-31 号線	高崎市	●	
	5303	北町・北裏線	高崎市	●	
都市計画道路		菅谷南線	高崎市	●	
		菅谷中央線	高崎市	●	
		菅谷線	高崎市	●	

4-10 高崎市関係河川上流部にあるダム一覧

河川名	名称	位置				所轄	通報又は通報責任者
		都市	町村	大字	字		
神流川	上野ダム	多野	上野	檜原	本谷	東京電力リニューア ブルエナジー(株)	渋川事業所長
中木川	中木ダム	安中	松井田	中木	五料	安中市	安中市上下水道部
神流川	下久保ダム	右 児玉 左 藤岡	神川	矢納 保美濃山		(独) 水資源機構	下久保ダム管理所長
神流川	神水ダム	右 児玉 左 藤岡	神川	上阿久原		群馬県企業局	坂東発電事務所長
霧積川	霧積ダム	安中	松井田	坂本		群馬県	安中土木事務所長
道平川	道平川ダム	甘楽	下仁田	南野牧		群馬県	富岡土木事務所長
大仁田川	大仁田ダム	甘楽	南牧	大仁田		群馬県	富岡土木事務所長
碓氷川	坂本ダム	安中	松井田	坂本		群馬県	安中土木事務所長
塩沢川	塩沢ダム	多野	神流	塩沢		群馬県	藤岡土木事務所長

4-11 ため池一覧

名称	所在地	土地所有者	管理組合	面積 (㎡)	貯水量 (㎡)	受益面 積 (ha)	防災重 点ため 池
浜川溜池	浜川町 623-1, 623-2, 622-2	高崎市	浜川水利組合	15,260	45,000	50	
南新波溜池	南新波町道下 274	高崎市	南新波ため池利用組合	2,745	28,000	22	○

名称	所在地	土地所有者	管理組合	面積 (㎡)	貯水量 (㎡)	受益面 積 (ha)	防災重 点ため 池
宗止池（上小島溜池）	上小島町 570-1, 572, 573-1, 73 3-1, 734	諏訪神社	上小島水利組合	5,600	19,200	10	
	上小島町 571	個人他 38 名					
弁才溜池	正観寺町 689	個人他 61 名	正観寺・小八木区	20,000	12,000	10	○
	正観寺町 690	高崎市					
	小八木町 86	官有地					
山ノ上貯水池	山名町山ノ上 2034-2 外 3 筆	高崎市	南八幡堰土地改良区	2,600	45,000	40	○
天水溜池	山名町字笹畝 1998-1 外 7 筆	高崎市	南八幡堰土地改良区	2,000	25,000	24	○
倉賀野新堤	倉賀野町 1852-1, 1852-3	高崎市	倉賀野水利組合	13,200	16,000	0.5	
倉賀野古堤	倉賀野町 2313-4	高崎市	倉賀野水利組合	5,000	3,000	0.8	
中井ため池	中室田町中井 390	高崎市	中井集落		4,000	2	○
斉渡ため池	上室田町北原 4003-10	高崎市	斉渡水利組合		4,000	19	○
里見畑かんため 池 1 号（下池）	中里見町猪ノ毛山 2153	高崎市	里見畑かん施設利用組 合		1,000	30	
里見畑かんため 池 2 号（上池）	中里見町猪ノ毛山 2161-2	高崎市	里見畑かん施設利用組 合		3,000	55	
柳沢ため池	中室田町柳沢	高崎市	柳沢水利組合		1,700	3.2	
中井ため池第 2	中室田町中井 132	高崎市	中井集落		800	0.5	
万松寺貯水池	箕郷町東明屋 213-1 外 2 筆	群馬県	万松寺堤水利組合	4,595	9,000	7	○
前小路貯水池	箕郷町柏木沢 1213-1	群馬県	前小路貯水池水利組合	4,287	8,000	13	
大清水貯水池	箕郷町矢原 765-2 外 4 筆	群馬県	大清水貯水池水利組合	3,710	3,000	4	○
鳴沢貯水池	箕郷町富岡柿の木平	高崎市	群馬中部土地改良区	178,512	1,283,000	672	
西谷津貯水池	箕郷町柏木沢 577-1 外 3 筆	高崎市他 3 名	西谷津貯水池水利組合	1,394	1,000	10	
唐沢貯水池	箕郷町柏木沢 732 外 14 筆	高崎市	唐澤貯水池水利組合	5,842	8,000	18	○
松原貯水池	箕郷町矢原桑戸 1954 外 23 筆	高崎市	榛名幹線水利組合	13,793	19,000	10	○
鈴峰貯水池	箕郷町松之沢 2066	高崎市	高崎市箕郷支所建設課	77,251	150,000	156	○
弁天溜池	吉井町岩崎足沢下谷 甲 1537	高崎市	岩崎水利組合	9,000	21,000	23	○
赤谷溜池	吉井町多比良字松田 3574	高崎市	松田水利組合	8,700	35,000	11	○
一郷溜池	吉井町多比良 1486	高崎市	一郷ため池水利組合	4,600	14,000	10	
東場脇溜池	吉井町長根字東谷 331	高崎市	長根水利組合	1,800	9,000	20	○
中原溜池	吉井町長根字中原 1072	高崎市	長根水利組合	1,000	5,000	2	○
東谷溜池	吉井町長根 525	高崎市	長根水利組合	400	630	1.9	
折茂溜池	吉井町長根字折茂谷 2150-1	高崎市	長根水利組合	500	1,000 1,083	5	
安坪第 3 溜池	吉井町長根字安坪 2765	関越ハイランド GC	長根水利組合、関越ハ イランド GC	600	2,000	5	
穂積溜池	吉井町本郷甲 848	高崎市	穂積耕地整理組合	3,300	5,000	30	○
法京溜池	吉井町神保字法京 935	高崎市	法京水利組合	3,400	10,000	4	○
河花落田溜池	吉井町塩字東馬場 639	高崎市	河花落田水利組合	2,600	8,000	2	

名称	所在地	土地所有者	管理組合	面積 (㎡)	貯水量 (㎡)	受益面 積 (ha)	防災重 点ため 池
女木溜池	吉井町塩字女木谷 578	官有地	河花落田水利組合	2,000	1,000	0.5	
恵美須乙溜池	吉井町多胡字山神 697	龍源寺	多胡恵美須池水利組合	1,200	5,000	0.5	
松山溜池	吉井町塩字坂本谷 1189	(株) 昭和ハイランド、官有地	古開戸水利組合	2,000	2,000	0.5	
桐ヶ谷溜池	吉井町塩字桐ヶ谷 1233	官有地	古開戸水利組合	1,500	1,000	0.5	
深沢溜池	吉井町多比良字平野 527	官有地	平野水利組合	800	2,000	1	
向平甲溜池	吉井町多比良字向平 1827	官有地	不明	900	1,000	0.5	
仏崎裏溜池	吉井町小暮字仏崎裏 874-1	馬庭堰土地改良区	馬庭堰土地改良区	7,000	21,000	10	○
中光寺溜池	吉井町南陽台三丁目 30-10	馬庭堰土地改良区	馬庭堰土地改良区	1,000	3,000	2.8	
中西溜池	吉井町黒熊字中西 770-1	高崎市	黒熊水利組合	1,100	3,000	3	
八幡溜池	吉井町黒熊字八幡 880	高崎市	黒熊水利組合	300	2,000	2.8	
深山下溜池	吉井町岩崎字深山 1119-1	高崎市	岩崎水利組合	600	2,000	2	
前畑溜池	吉井町下奥平字前畑 253	高崎市	下奥平 27 区	400	1,000	0.5	
萩平溜池	吉井町上奥平字小釜 谷 482-3	吉井町	中奥平 28 区	500	1,000	0.5	
松の街道溜池	吉井町上奥平字瘤坂 1285	高崎市	上奥平水利組合	500	1,000	2	
東の入溜池	吉井町上奥平字東ノ 入 1463	高崎市	上奥平 29 区	900	100	0.5	
須ヶ沢溜池	吉井町坂口字須ヶ沢 258	官有地	坂口 30 区	300	2,000	0.6	
大笹溜池	吉井町坂口字大笹 569	官有地	坂口 30 区	300	1,000	0.5	
植松溜池	吉井町上奥平字植松 748	高崎市	上奥平 28 区	1,200	3,000	2	
カソウ溜池	吉井町坂口字カソウ 624	高崎市	坂口 30 区	400	1,000	2	

5 基準

5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。				災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げを実施し、これを供与することができる。				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし 5,714,000 円以内				災害発生の日から 20 日以内 着工	1 一戸あたりの規模は 29.7 ㎡を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最大 2 年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用は当該地域における実費				
		○賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額						災害発生の日から速やかに提供	供与期間は最大 2 年以内		
炊き出しその他のによる食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160 円以内				災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分		1人 世帯	2人 世帯			3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊・全焼 流失	夏	18,800	24,200			35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400			56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊・半焼 床上・浸水	夏	6,100	8,300			12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000			18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 595,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	半壊、大規模半壊
	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができないもの	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 300,000円以内		準半壊 (住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の収容な構成要素の経済的被害が10%以上20%未満のもの)
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上)215,200円以内 小人(12才未満)172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄・消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規程により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料） 5 使用量及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

5-2 被害認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのもの。
- (5) 重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。
- (3) 「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のも。
- (4) 「中規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のも。
- (5) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。
- (6) 「準半壊」とは、住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合 10%以上 20%未満のも。
- (7) 「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (9) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

(4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

5-3 気象注意報・警報・特別警報の基準

1) 警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 前橋地方気象台

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	164	
	洪水	流域雨量指数基準	利根川流域=99.3, 井野川流域=15.5, 染谷川流域=13.6, 鐺川流域=50.2, 土合川流域=6.1, 碓氷川流域=36.5, 榛名白川流域=13.8		
		複合基準※1	烏川流域= (9, 44.8) 染谷川流域= (9, 12.2) 鐺川流域= (9, 45.1)		
		指定河川洪水予報による基準	烏川流域[高松・岩鼻・山名]、神流川[若泉]		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	山地	12 時間降雪の深さ 30 cm	
平地			12 時間降雪の深さ 20 cm		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数基準	82		
	洪水	流域雨量指数基準	利根川流域=79.4, 井野川流域=12.4, 染谷川流域=10.8, 鐺川流域=40.1, 土合川流域=4.9, 碓氷川流域=29.2, 榛名白川流域=11		
		複合基準※1	烏川流域= (9, 37.8) 井野川流域= (6, 12.4) 染谷川流域= (6, 10.8) 鐺川流域= (6, 40.1) 土合川流域= (6, 4.7)		
		指定河川洪水予報による基準	烏川流域[高松・岩鼻・山名]、神流川[若泉]		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	山地	12 時間降雪の深さ 10cm	
		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 25% で、実効湿度 50% ※2			
	なだれ	①積雪があつて、24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温が 5℃以上、又は日降水量が 15mm 以上			
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温が-6℃以下 ※3			
	霜	早霧・晩霜期に最低気温 3℃以下			
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は前橋地方気象台の値。

※3 冬期の気温は前橋地方気象台の値。

2) 特別警報の発表基準

○特別警報の発表基準（一覧）

現象の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地象	地震動	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
津波		高いところで3メートルを超える津波が予想される場合
高潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

○客観的な指標

令和4年3月24日現在

50年に一度の値			警報基準
R48	R03	SWI	SWI
416	143	240	164

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) SWIの警報基準の欄の値は、令和5年6月時点の値である

注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注6) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

５－４ 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

路線名	指定区間	延長 (km)	交通量 (台/ 日)	交通規制基準		雨量観測所
				予備規制 (通行注 意)	通行規制 (通行止)	
				連続雨量 (mm)	連続雨量 (mm)	
(主) 長野原倉渕 線	吾妻郡長野原町大字二度上 (中之条土木) ～ 高崎市倉渕町川浦 (はまゆう山荘)	11.9	1,513	80mm	120mm	国土交通省「三ノ倉」観測所 または「応桑」観測所のうち、雨量 の多い観測所による
(主) 渋川松井田 線	高崎市榛名湖町 (天神峠) ～ 高崎市榛名山町 (西沢橋)	2.3	1,146	80mm	120mm	気象庁「榛名山」観測所による
(主) 高崎東吾妻 線	高崎市箕郷町松之沢 ～ 高崎市榛名湖町 (渋川松井田線交点)	6.0	2,020	80mm	100mm	気象庁「榛名山」観測所による
(一) 榛名山箕郷 線	高崎市榛名湖町 (高崎東吾妻線交点) ～ 高崎市箕郷町中野字唐松	4.7	2,419	80mm	100mm	気象庁「榛名山」観測所による

※連続雨量とは、降り始めからの降雨量の累計であり、0 mm/h が 2 時間継続でリセットする。

6 様式

6－1 自衛隊災害派遣の様式

		年	月	日
群馬県知事	あて			
		市町村長	印	
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。				
記				
1 災害の情况及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考となるべき事項				
例) ・必要な車両、航空機、資機材				
・必要な人員				
・連絡場所及び連絡責任者				

6-2 県報告様式

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名

（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 														

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(被害狀況即報)

※1 被害額は省略することができる。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

6-3 避難者名簿

避難者名簿 (様式例)

避難所の名称：

番号	(フリガナ) 氏 名	性別	年齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況 (傷害、疾病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部破損、断水、停電、ガス停止、電話不通等)	入所日	退所日	その他特記事項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

6-4 災害救助法様式

群馬県災害救助法施行細則による。

被害状況報告書（中間・確定） 市町村 月 日 時 分現在								
災害の原因				災害発生日時				
災害発生場所								
発信機関								
発 信 者								
略記号	種 別	被 害	略記号	種 別	被 害			
ア	人的被害	死 者		サ	世帯数及び人員	全壊・全焼及び流失	世 帯	
イ		行方不明		シ			人 員	
ウ		重 傷		ス		半壊及び半焼	世 帯	
エ		軽 傷		セ			人 員	
オ		計		ソ		一部破損	世 帯	
カ	棟数	全壊・全焼及び流失		タ	人 員			
キ			半壊及び半焼		チ	床上浸水	世 帯	
				ツ	人 員			
ク		一部破損		テ	床下浸水	世 帯		
ケ		床上浸水		ト		人 員		
コ		床下浸水		ナ	非住家の被害			
応急対策 その他								

災 害 救 助 費 請 求 書

請 求 額 円

ただし、災害救助法第 29 条の救助費繰替支弁の分

上記のとおり別紙内訳明細書及び支出に関する証拠書類の謄本を添えて請求します。

年 月 日

市町村長

印

群馬県知事 様

別 紙

災 害 救 助 費 内 訳 書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費			円	
(1) 避難所等供与費 避難所設置費 応急仮設住宅設置費	延べ 人 戸	(1 人 1 日当たり) (1 戸当たり)		
(2) 炊き出しその他による食 品給与費 炊き出し費 その他食品給与費	延べ 人 延べ 人	(1 人 1 日当たり) (1 人 1 日当たり)		
(3) 飲料水供給費				
(4) 被服、寝具その他生活必 需品供給費 全焼(壊)流失分 半焼(壊)床上浸水分	世帯 世帯	(1 世帯当たり) (1 世帯当たり)		
(5) 医療助産費 医療費 助産費	延べ 人 延べ 人	(1 人当たり) (1 人当たり)		
(6) 被災者救助費				
(7) 住宅の応急修理費				
(8) 生業資金貸与費				
(9) 学用品給与費 教科書代 小学校児童 中学校生徒 その他の学用品費 (全焼・全壊・流失) 小学校児童 中学校生徒 (半焼・半壊・床上浸水) 小学校児童 中学校生徒	人 人 人 人 人 人	(1 人当たり) (1 人当たり) (1 人当たり) (1 人当たり) (1 人当たり) (1 人当たり)		
(10) 埋葬費 大人 子ども	件 件	(1 件当たり) (1 件当たり)		
(11) 輸送費				
(12) 人夫賃				
(13) 死体搜索費				
(14) 死体処理費 処置費 一時保存費	件 件	(1 件当たり) (1 件当たり)		
(15) 障害物除去費	戸	(1 戸当たり)		
2 実 費 弁 償 費				
3 扶 助 金				
4 損 失 補 償 費				
5 災害救助法第 20 条第 1 項の求 償に対する支払				
6 事 務 費				
計				
備 考				

内訳明細書

1 救助の種目別物資受払状況

市町村名

救 助 の 種 目 別	年月日	品 名	単位 呼称	摘 要	受け	払い	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による 食品給与用								
給水用機械器具・燃料浄 水用薬品資材								
被服、寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器 具・燃料								
埋葬用棺骨箱								
燃料及び消耗品								

- 注 1 摘要欄は、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 備考欄は、購入単価、購入金額及び払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄は、受け、払い及び残の計並びにそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県からの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれ別に、受け、払い及び残の計並びに金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

2 避難所設置及び収容状況

市町村名

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延べ人 員	物品使用状況		実 支 出 額	備考
					品 名	数量		
		月 日から 月 日まで	人	人			円	
計								

- 注 1 種別欄は、既存建物、野外仮設及び天幕の別に記入すること。
 2 物品使用状況欄は、開設期間中に使用した品目別及び使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民に供与したときは、その者の住所、氏名及び避難期間を備考欄に記入すること。

3 応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	完成月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- 注 1 応急仮設住宅番号欄は、応急仮設住宅に付した番号を記入するものとし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成して添付すること。
 2 家族数欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 所在地欄は、応急仮設住宅を建設した場所の住所を記入すること。
 4 構造区分欄は、木造住宅、プレハブ住宅及びパイプ式組立住宅の別を記入すること。
 5 敷地区分欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにすること。
 6 備考欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

4 炊き出し給与状況

市町村名

炊き出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			5日間 小 計			月 日			月 日			6日以 降小計			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
																									円		
計																											

- 注 備考欄は、給食内容を記入すること。

5 飲料水の供給簿

市町村名

供 給 月 日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具								実 出 支 額	備 考
		名 称	借 上 げ		修 繕			燃 料 費			
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費		故 障 の 概 要		
	人				円	月 日	円		円	円	
計											

- 注 1 給水用機械器具欄は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ金額欄に額を記入すること。
2 修繕の概要欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

6 物資の給与状況

市町村名

住 家 被 害 程 度 区 分	世帯主氏名	基礎となつた 世帯構 成人員	給与 月日	物 資 給 与 品 目										実 出 支 額	備 考
				布団	毛布	作業衣	シャツ								
		人	月 日											円	
計	全壊	世帯													
	半壊	世帯													

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

氏 名

印

- 注 1 住家被害程度区分欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の別を記入すること。
2 給与月日欄は、その世帯に対して最後に物資が給与された月日を記入すること。
3 物資給与品目欄は、当該数量を記入すること。

7 救護班活動状況

救護班名

班長医師氏名

印

月 日	市 町 村 名	患者数	措 置 の 概 要	死 体 検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

注 備考欄は、班の編成及び活動期間を記入すること。

8 病院診療所医療実施状況

市町村名

診療機関名	患者氏名	診 期 療 間 月 日	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
						点	点	円	
計 機関	人								

注 診療区分欄は該当欄に○印を記入すること。

9 助産台帳

市町村名

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			月 日から 月 日まで	円	
計					

10 被災者救出状況記録簿

市町村名

月 日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具								実支出額	備考
		名称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数量	所有(管理)者 氏 名	金額	修 繕 月 日	修繕費	修繕の 概 要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
計											

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償及び無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。
 3 修繕の概要欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

11 住宅応急修理記録簿

市町村名

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	備 考
			円	
計	世帯			

12 生業資金貸付台帳

市町村名

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画 概要	貸与期間	貸与金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職員				
							円	
計	世帯							

注 1 貸与期間欄は、「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 備考欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

13 学用品の給与状況

市町村名

[illegible]

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注 給与品の内訳欄は、数量を記入すること。

14 埋葬台帳

市町村名

死 亡 年月日	埋葬 月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏名	年齢	死 亡 者 との関係	氏名	棺(附属品 を含む。)	埋葬又は 火 葬 料	骨つぼ及 び骨箱	計	
	月日					円	円	円	円	
計		人								

注 1 埋葬を行つた者が市町村長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入すること。
2 市町村長が棺、箱等を現物で給与したときは、その旨、備考欄に明らかにすること。
3 埋葬を行つた者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

15 死体処理台帳

市町村名

処 理 年月日	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者 氏名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一時保 存料	検案 料	実支 出額	備考
			氏名	死亡者 との関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

16 障害物除去の状況

市町村名

住家被害 程度区分		氏 名	除去に要し た期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
			月 日から 月 日まで	円		
計	半 壊 (焼)	世帯				
	床 上 浸 水	世帯				

17 輸送記録簿

市町村名

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 げ 等			修 繕					燃料費	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概 要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
				台	円			月日	円		円	円	
計													

- 注 1 目的欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。
 2 県又は市町村の車両等による場合は、備考欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償及び無償を問わず記入すること。
 4 借上げ等の金額欄は、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 故障の概要欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

18 災害救助実施状況

(1) 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従業者数		従事場所 (市町村)	従事 期間	実 支 出 額				算定基準 による 算定額	備 考
	実人 員	延べ 人員			日当	旅費	時間外勤 務手当	計		
医師及び歯科医師	人	人			円	円	円	円	円	
薬剤師、診療放射線 技師、臨床検査技 師、臨床工学技士及 び歯科衛生士										
保健師、助産師、看 護師、准看護師及び 救急救命士										
土木技術者及び建 築技術者										
大工、左官及びとび 職										
計										

注 備考欄は、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額	備 考
業 種	数	実人員	延べ人員				
土 木 建 築 業 者		人	人			円	
鉄 道 事 業 者							
軌 道 経 営 者							
自 動 車 運 送 事 業 者							
船 舶 運 送 業 者							
港 湾 運 送 業 者							
計							

注 備考欄は、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件 数	実支出額	積算基礎	備 考
		円		
計				

注 1 積算基礎欄は、支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。

2 備考欄は、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

(4) 損失補償の状況

種 類	実支出額	積 算 基 礎	備 考
	円		
計			

注 1 種類欄は、災害救助法第9条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。

2 積算基礎欄は、損失補償の額の積算基礎を記入すること。

3 備考欄は、損失補償の概要を記入すること。

19 災害救助法第 19 条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人件費				
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時間外勤務手当及び 深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上費				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他の消耗品費				
4 輸送費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上費				
(4) 燃料費				
5 人夫費				
(1) 医療				
(2) 助産				
(3) 死体処理				
6 扶助費				
7 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

高崎市地域防災計画 資料編

2025年3月作成

編集・発行 高崎市防災会議

事務局 高崎市総務部防災安全1課
高崎市高松町35番地1
027-321-1111（代表）
